矯正図書館



矯正図書館

東京帝大佛教青年會編

青年佛教叢書

新四六判・約二五〇頁・函入　　定價各一・二〇　送料各〇・九

中根環堂著	道元禪師の生涯と信仰	
佐々木圓梁著	親鸞聖人の生涯と信仰	上下
守屋貫教著	日蓮聖人の生涯と信仰	
久野芳隆著	弘法大師の宗教と生涯	
清水谷善照著	觀世音菩薩の信仰	
吉田龍英著	佛教聖典の解說	
吉田龍英著	新佛教概論	
櫻井匡著	宗教概論	
加藤咄堂著	日本佛教の概說	
林屋友次郎著	禪の概要	
立花俊道著	葉隱武士道と禪	
福井久藏著	國文學と佛教	
泉芳璟著	佛教文學の鑑賞	
逸見梅榮著	佛教美術	
高田修著	佛教の傳說と美術	
渡邊楳雄著	小乘佛教	
上田天瑞著	戒律思想史	
高嶋米峰著	瀉山警策講話	
林屋友次郎著	般若心經講義	上下
東福義雄著	無量壽經講義	
長井眞琴著	釋迦傳	
立花俊道著	釋迦前生物語	
矢吹慶輝著	現代人と佛教	
吉村貫練著	佛教界の人物	
渡邊哲信著	佛教偉人傳	
玉川義隆著	諸國信者列傳	
常盤大定著	支那の佛教	
東元多郎著	法句經物語	
立花俊道著	法句經註解	
土屋詮教著	明治佛教史	
土屋詮教著	大正佛教史	
增谷文雄著	近代佛教思想史	

東京市神田區神保町一　三省堂　振替東京三一五五五番

刑政十二月號目次

收容者食糧給與手續の改正に就て（卷頭言）……　芥川信
回顧と展望……小川太郎
——昭和十六年の行刑に於ける——
ジーフエルツの拘禁心理の研究……高橋正己
青年學校教練科の教授要目に就て……
……陸軍中佐山本勇
アメリカに於ける暴力團……ボール・ロツクウツド
日滿司法事務連絡協議會　刑務所便り
在京刑務所非常應援訓練　訓令通牒

昭和十六年一一・十一二・十　重要日誌

十一月十一日（火）△佐藤・川越兩氏外交顧問就任
同十二日（水）△國鐵運賃引上決定
同十三日（木）△第十七回生存者、第四十三回死歿者論功行賞　△米中立法改訂案兩院通過
同十五日（土）△貴衆兩院成立
同十六日（日）△第七十七帝國議會開院式
同十七日（月）△首・外兩相施政演說　△藏相財政演說　△日米會談始まる
同十八日（火）△芳澤ドクー初會見
同十九日（水）△重ねてパナマに嚴重抗議　△獨軍・モスクワ總攻擊再開
同二十日（木）△舒明天皇式年祭　△追加演算成立　△第七十七帝國議會閉院式擧行　△第十八回生存者論功行賞
同二十二日（土）△中央經濟協議會開催　△獨軍ロストフ占領公表　△日米第二次非公式會談
同二十四日（月）△臨時地方長官會議開催
同二十五日（火）△國民政府防共協定參加　△防共新協定締結　△マニラ灣口に機雷敷設
同二十六日（水）△賀陽宮大妃殿下薨去　△日米第四次公式會談（日側に文書手交）
同二十七日（木）△第十九回生存者論功行賞　△日米第五次公式會談
同二十八日（金）△陸鷲南支各地及昆明爆擊
同二十九日（土）△明年度豫算査定終る　△各稅法施行規則改正勅令公布　△獨軍ロストフ撤退自認
同三十日（日）△日華基本條約調印、日滿華共同宣言一周年　△陸鷲南支飛行場線猛爆　△獨軍タガンローグ撤退　△香港英軍に待機命令
十二月一日（月）△ペタン・ゲーリング兩巨頭會見
十二月二日（火）△陸鷲南郊、西安急襲　△日本兩大使ハル長官と會談　△專任鐵相八田嘉明氏任命
十二月三日（水）△第二十回支那事變生存者論功行賞（海軍第七回）發表　△日米第七次會談
十二月四日（木）△日米第八回會談
十二月五日（金）△英、芬、洪、羅に宣戰
十二月七日（日）△泰首相獨裁權を掌握　首都移轉決定
十二月八日（月）△米・英に對して宣戰の大詔渙發せらる　△日軍、布哇、比島、香港等を猛襲し、米戰艦三隻擊沈　其の他に大損傷を與ふ　△日軍泰首都平和進駐
十二月九日（火）△東久邇大將宮殿下防衛總司令官に補せらる　△海鷲、英戰艦二隻を擊沈す　△重慶日獨伊に宣戰布告
十二月十日（水）△比島に敵前上陸敢行

矯正図書館

月刊刑政 一月號目次

表紙……桑重清
題辭……岩村通世

改篇の辭……（一）

論叢
- 戰時下の行刑……岩村通世（三）
- 研究と價値に就ての行刑の再出發……正木亮（五）
- 累進處遇令の改正に付て……中尾文策（八）

隨筆
- 小話の訓へ……秋山要（四〇）

外交講話
- 太平洋作戰と世界戰局の變貌……原勝（三〇）

時局經濟談
- 戰爭と貯蓄……石山賢吉（三四）

ルポルタージュ
- 最近の歐洲事情を語る……清原邦一（二六）
- 東洋訓話……佐伯復堂（三一）

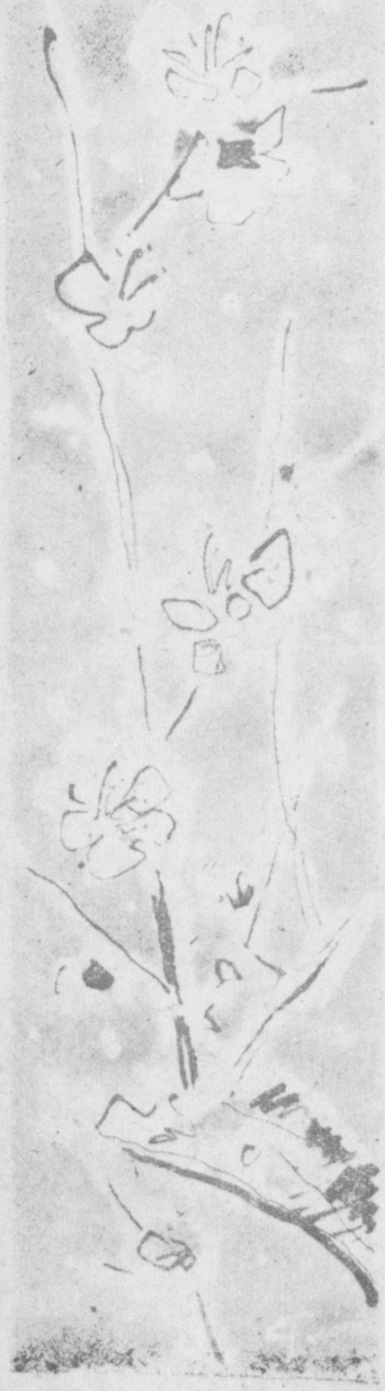
- 歷代局長にものを聽く會……（三三）
  - 行刑座談會・於星岡茶寮

小話 母親物語
- 有馬四郎助先生……岩倉政治（一六）

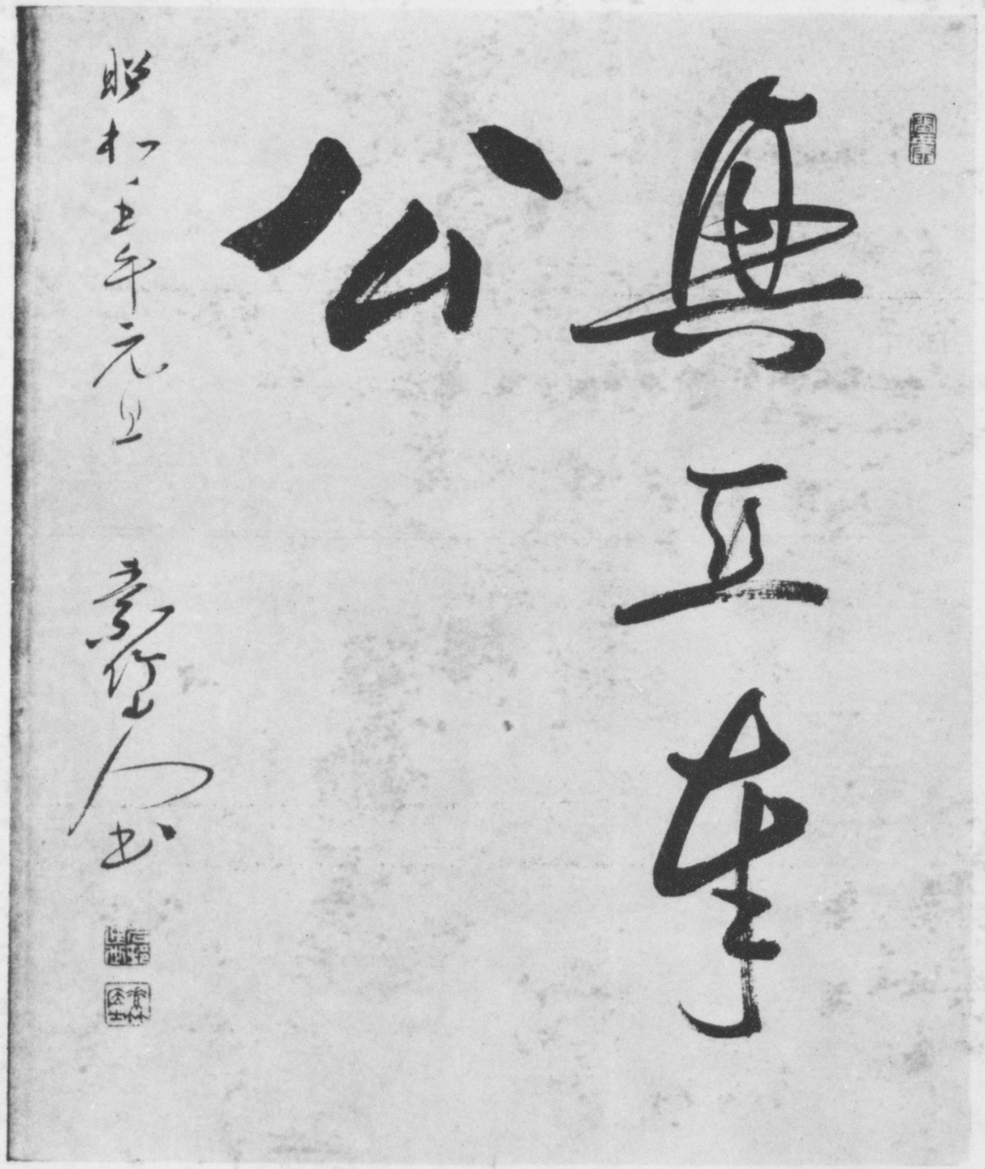
- 執筆者紹介……大石武（四四）
- 新刊紹介……（九）
- 時事トピック……（三三）

- 刑務所便り……（五一）
- 訓令通牒・刑政日誌……（五九）
- 敍任辭令……（五五）

趣味欄
- 書道……（五四）
- 和歌……（五六）
- 俳句……（五七）



矯正図書館



辭題臣大法司村岩

強力ヴイタミンB複合剤
テル
照
ウチ
内
マツ
末

〔適應症〕
一般脚氣
妊産婦脚氣
榮養增進
B缺乏諸疾患

〔包裝〕
粉末 三〇瓦・一〇〇瓦・五〇〇瓦・一瓩
錠劑 一二〇錠・四〇〇錠
液劑 五〇〇瓦・一瓩
注射液 一cc五管・一〇管・五〇管
三cc五管・一〇管・五〇管
（一cc注射液ハ十倍、二十倍アリ）

榮養・強心・解毒・利尿劑
V.B+葡萄糖の協力新劑
ヴィタコーゼ

本劑は葡萄糖の適用せらる可き凡ての範圍に用ひられ應用頗る廣汎なり

〔包裝〕
5%　20cc×5
10%　20cc×20
20%　20cc×20
25%　20cc×50

純V.B1鹽酸鹽結晶
ネオ照内注射液

ネオ照内注射液はビタミンB1鹽酸鹽結晶の注射液にして生物試驗によるビタミンB1缺乏に起因する麻痺性、痙攣性症を伴ふ多發性神經炎、即ち定型的腳氣症狀を豫防並に治癒せしむ。

〔包裝〕
一號一cc中 一瓩一cc五管・一〇管・五〇管
二號一cc中 〇・五瓩一cc五管・一〇管・五〇管
三號一cc中 一・〇瓩一cc五管・一〇管・五〇管
四號一cc中 二・〇瓩一cc五管・一〇管・五〇管
五號一cc中 五・〇瓩三cc五管・五管・一〇管

東京・淀橋・下落合
合名會社 龜井藥品研究所

サルチル酸ヴィタコーゼカルシウム
カルク・ヴィタコーゼ

本劑はヴタコーゼに、一〇%乃至三%のサルチル酸カルシウムを配合せり。

〔適應症〕
肺結核、肋膜炎、腹膜炎
肺炎、氣管支喘息、神經痛、ロイマチス、中毒症
膀胱炎等

〔包裝〕
1%　20cc×5
3%　20cc×20
　　20cc×50

東京・淀橋・下落合
合名會社 龜井藥品研究所

刑政第55巻第1号

矯正図書館

改編の辭

曠古の大戰の眞只中に戰勝の春を迎ふ。我等は偉大なる我等の祖宗すら經驗せざる歷史的大使命の遂行者としての光榮と感激とを滿身に感ずる。

顧みれば我が皇國は貪婪飽くなき白人種の桎梏下に喘ぐ東洋十億の民族解放と世界平和の確立との爲に敢然として立ち聖戰を起し玆に六星霜、更に暴戾極りなき英米に對する大鐵槌たる這般の宣戰布告が發せられて大東亞戰爭の國家躍進的段階に入る。壯なる哉、快なる哉、皇國の雄大無碍なる天業。

我が皇軍は宣戰布告後四日を出でずして英米兩國の極東艦隊を屠ると共に彼等の極東に於ける重要策源地を悉く制壓し威武を中外に振ふ。其の燦々たる戰果は正に東亞の天地を覆ひ太平洋に耀き世界をして眞に瞠目慴伏せしむるに足るものがある。

然し諸般の狀勢を綜合するに數世紀に亙り强權を誇つた英米の根盤は意外に鞏固であり短期戰を以てしては遽に覆滅し得べくもなささうであり彼等をして城下の誓を爲さしむるの日は恐らく長期戰に依らねばならぬと考へられる。從つて銃後の國民は徒らに皇軍の捷報に陶醉することなく今後益々確乎不拔の精神を培ひ如何なる困苦缺乏にも堪て各々の職分を盡し所謂一億一心國家總動員の體制を强化し以て前線將兵をして後顧の憂なからしめ天業翼贊の誠を致さねばならぬことを期せねばならぬ。

我が刑務協會は這般の狀勢に鑑み從前に倍增したる積極的活動を展開し或は行刑職員の資質向上に或は其の福利增進に將又收容者の敎養等に關し盡すところがあつて聊か國策に寄與し時局下に於ける我が國行刑事業に貢獻し來つたことを確信するものであるが、更に今般行刑事業翼贊の强化を企圖し刑務官全員の要望を實現する爲に多年斯界に貢獻せる「刑政」を改めて一は學術論文の發表機關紙とし他は刑務官の爲の大衆的機關紙とし職員の世界觀の啓發に努め仍て以て超非常時局下に於ける刑務官がその職能を十二分に發揮する上に多少なりとも裨益するところあらむことを期待し本誌を改編するに至つたのである。讀者諸君よ、我が協會の意の存するところを深く理解せられ本誌の健全なる發展に御援助あらむことを切望するものである。

（安達生）

刑政第55巻第1号
矯正図書館

詔書

天佑ヲ保有シ萬世一系ノ皇祚ヲ踐メル大日本帝國天皇ハ昭ニ忠誠勇武ナル汝有衆ニ示ス

朕茲ニ米國及英國ニ對シテ戰ヲ宣ス朕カ陸海將兵ハ全力ヲ奮テ交戰ニ從事シ朕カ百僚有司ハ勵精職務ヲ奉行シ朕カ衆庶ハ各〻其ノ本分ヲ盡シ億兆一心國家ノ總力ヲ擧ケテ征戰ノ目的ヲ達成スルニ遺算ナカラムコトヲ期セヨ

抑〻東亞ノ安定ヲ確保シ以テ世界ノ平和ニ寄與スルハ丕顯ナル皇祖考丕承ナル皇考ノ作述セル遠猷ニシテ朕カ拳措カサル所而シテ列國トノ交誼ヲ篤クシ萬邦共榮ノ樂ヲ偕ニスルハ之亦帝國カ常ニ國交ノ要義ト爲ス所ナリ今ヤ不幸ニシテ米英兩國ト釁端ヲ開クニ至ル洵ニ已ムヲ得サルモノアリ豈朕カ志ナラムヤ中華民國政府曩ニ帝國ノ眞意ヲ解セス濫ニ事ヲ構ヘテ東亞ノ平和ヲ攪亂シ遂ニ帝國ヲシテ干戈ヲ執ルニ至ラシメ茲ニ四年有餘ヲ經タリ幸ニ國民政府更新スルアリ帝國ハ之ト善隣ノ誼ヲ結ヒ相提攜スルニ至レルモ重慶ニ殘存スル政權ハ米英ノ庇蔭ヲ恃ミテ兄弟尙未タ牆ニ相鬩クヲ悛メス米英兩國ハ殘存政權ヲ支援シテ東亞ノ禍亂ヲ助長シ平和ノ美名ニ匿レテ東洋制覇ノ非望ヲ逞ウセムトス剩ヘ與國ヲ誘ヒ帝國ノ周邊ニ於テ武備ヲ增强シテ我ニ挑戰シ更ニ帝國ノ平和的通商ニ有ラユル妨害ヲ與ヘ遂ニ經濟斷交ヲ敢テシ帝國ノ生存ニ重大ナル脅威ヲ加フ朕ハ政府ヲシテ事態ヲ平和ノ裡ニ回復セシメムトシ隱忍久シキニ彌リタルモ彼ハ毫モ交讓ノ精神ナク徒ニ時局ノ解決ヲ遷延セシメテ此ノ間却ツテ益〻經濟上軍事上ノ脅威ヲ增大シ以テ我ヲ屈從セシメムトス斯ノ如クニシテ推移セムカ東亞安定ニ關スル帝國積年ノ努力ハ悉ク水泡ニ歸シ帝國ノ存立亦正ニ危殆ニ瀕セリ事既ニ此ニ至ル帝國ハ今ヤ自存自衞ノ爲蹶然起ツテ一切ノ障礙ヲ破碎スルノ外ナキナリ

皇祖皇宗ノ神靈上ニ在リ朕ハ汝有衆ノ忠誠勇武ニ信倚シ祖宗ノ遺業ヲ恢弘シ速ニ禍根ヲ芟除シテ東亞永遠ノ平和ヲ確立シ以テ帝國ノ光榮ヲ保全セムコトヲ期ス

御名御璽

昭和十六年十二月八日



戰時下の行刑

岩村通世

畏くも宣戰布告の大詔が渙發せられました。謹んで拜誦致しますれば、

「朕カ百僚有司ハ勵精職務ヲ奉行シ朕カ衆庶ハ各〻其ノ本分ヲ盡シ億兆一心國家ノ總力ヲ擧ケテ征戰ノ目的ヲ達成スルニ遺算ナカラムコトヲ期セヨ」

と宣せられました。忠勇無双なる皇軍將兵は御稜威の下烈烈たる奉公精神を以て敵米英を各地に擊碎して赫々たる戰果を納めつつあります。然し乍ら、敵は永年世界に覇を唱え來つた米英及び之に追隨する多數の國家群であります。決して一朝一夕にして屈服し去るものと考へてはなりません。恐らく、太平洋上のゲリラ戰となり、長期大戰となるであらうことを覺悟しなければならぬのであります。

此の時に際り吾々國民は現在の戰勝に醉ふことなく、今後戰爭が何時迄繼續しようとも微動だにしない覺悟と決心とを以て最後の勝利を期待しなければならないのであります。そして、それが爲には我々國民は常に和衷協同各々その職城を

矯正図書館

死守し銃後の守りを堅くしなければならぬのであります。

今や支那事變は擴大して更に日米英の大戰にまで發展したのでありますが、此の際に於て萬一銃後治安に欠ぐるところがあつてはなりませぬ。此の點に於て裁判・檢察・行刑及び保護のそれぞれが各々の職域に勵精奉公して以て治安確保の盤石を築き上げることは此の際に於ける重大なる司法部の責務であるのであります。

殊に行刑の部面に於きましては既決未決の收容者總計四萬三千を數へて居るのでありまして、此等收容者の靜謐を保たしめることは世人をして司法を信賴安堵せしめる大なる原因の一ともなるのであります。萬一此の非常時に於て刑務所内に犯則續き、逃走事故の起るが如きことがありまするならば世人の不安憂虞は實に平常に數倍するもののあることを知らねばならぬのであります。

今日の行刑成績に付て檢討致しまするに作業成績等に於きましては非常なる良成績が示めされて居りますけれども、その再犯率に於きましては實に六十パーセントを示して居ります。刑務官各位が非常なる努力を拂はるるにも拘らずこの不成績を見まするることは一面刑罰制度の欠陷に因ること勿論でありまするが他面に於きましては敎化方法に更に一段と考慮を拂ふ餘地があるのではありますまいか。

抑も敎育のことたる實に至難の事に屬するのであります。就中犯罪者の敎導に至りましては難中の難事であります。然し乍ら、昔から至誠通天といふことがあります。己れを空しくし、私利私慾を離れ精魂を傾けて之に當るとき、如何なる惡人と雖感動しない者はない筈であります。昔の敎育者には此の種の體當りの敎育をなす人があつたのであります。然るに今日の敎育は動もすれば知能の注入のみを事とし、敎育の技術に終始する場合が尠くないやうに見受けられるのであります。かやうな敎育は單なる敎育術であつて眞の敎育といふわけにはゆかないのであります。

各位の如く人間中で最も敎育の困難な人々を取扱はれる場合に於きましては決して術策に陷ねつてはならないのであります。各々その人格を修錬々磨し、言はずとも語らずとも、その人格にひきつけられ打たれるやうな行ひを以て導かれるならば、そこに始めて改過遷善といふことが認められて來るのであります。私は、各位に、此の國家重大時局に際してその職域を守らるる根抵を此の點に置いて貰ひ度いと切望して居るのであります。各位が眞劍に人格の修錬に立脚して行刑されるとき必ず今日の再犯率が低下するであらうことを確信して疑はないのであります。

畏くも 天皇陛下は「億兆一心國家ノ總力ヲ擧ケテ征戰ノ目的ヲ達成スルニ遺算ナカラムコトヲ期セヨ」と仰せられました。億兆一心は實に各人の人格修錬あつて始めて期待出來ることであります。精勵奉公の誠もそこから出發するのであります。何卒各位は聖恩の萬一に答へ奉る爲に人格を正しくして行刑職域の萬全を計られむことを切望して止まない次第であります。



研究と價値に付ての行刑の再出發

正木亮

歐洲今次の大戰は竟に東亞と歐米との交通を杜絶することとなつた。此の交通の杜絶はわれわれが永らく歐米より吸收して居た文化資材とも別れねばならぬことになつたのである。之はひとり行刑ばかりではない。總ての問題に付てさうでなければならなくなつたのである。そこでわれわれは一面に於ては從來手に入れた文獻を再讀檢討してその長所をとり容れねばならぬことは勿論であるが、他面に於てわれわれはわれわれの獨自の材料と經驗と試みとによつて從來のものよりもよりよき結論に到達せねばならぬことを餘儀せられて來たのである。

このやうな時勢に直面してわたくしは從來の行刑、殊にわが國の行刑に付てその點を顧みるとわたくしを始めとしてわが國行刑學徒の自國材料を用ふることの乏しきに忸怩たらざるを得ない。諸外國の文獻を廣く涉獵すればするほど、わが國の行刑が、その貴重なる材料に基いて或は犯罪の動機を、或は犯罪の原因を、或は犯罪の態樣を研究し考覈することの貧困なるに驚かざるを得ないのである。そして、そのことたる、全く今日の機構にその罪の多くを歸せざるを得ないのである。

惟ふに、從來の行刑機構は行刑の二つの目的卽ち隔離と改善とを果すことにのみ力をそそげば、それで行刑の萬事が終るものとなし、それ以外に亙ることを好まなかつた。從つて行刑は單に役人と囚人との關係のみで、社會一般に寄與することなぞは夢想だにされなかつたのであつた。故に、その結果として行刑は社會の總ての人を戒め總ての人を敎え以て犯罪の未然防遏の多くの資料を供給すべき場所なるに拘らず、そのことなくして自らを低く評價しつつあつたのである。その豐富なる材料の利用方法宜敷を得るに於ては、檢察よりも裁判よりもより高尙にして高價なる職能を有するに至るものなるに、從來はそのことなくして空過し來たつたのであつた。今や時代は歐米文化依存主義を離れて、自らの大地に新たなる文化を打ち建てねばならぬ時代となつたのである。行刑の上にも、亦、研究の方法とその結果の社會的價値とに付ての考へ方に、一大轉回がもたらされねばならぬことになつたのである。茲に、わたくしは敢て行刑實務家各位と行刑學徒とに此の點に付ての猛省を促して置き度い。

刑政第55巻第1号
矯正図書館

二

今日の行刑は、犯罪の態様、犯數等によつて思想犯・少年犯・精神耗弱犯人・初犯・累犯・長期犯、經濟犯等に區分して居る。若し行刑當局が眞劍に研究の手を延すならば、われわれは今日の刑務所から一般の家庭に向つて思想犯罪が如何なる動機原因より發生したか、又思想犯罪はどういふやうな人格の人人によつて行はれるか、乃至はさやうな人人は如何なることによつて轉向に導かれるものであるか等々の諸問題を明かにし、以て世の中を稗益することが決して尠くないであらうことを信ずる。又今日世想は複雜混亂を極めて居る爲に少年犯人の數は日に月に多きを加ふるに至つた。世の父兄はその子弟の爲に憂慮し、爲政家は次の國家の爲に深憂せねばならぬ狀態となつた。この時に際つて、この憂ふべき犯罪の眞の對策は、全く犯罪人それ自體の犯罪閲歷を究明し、犯罪の動機原因、環境、犯人の個性等々を明白にして、以て、之を社會全般に訴え、各々の子女の不良化の對策資料となすにしくはないのである。

八王子少年刑務所に少年低格者が集禁されて居る。單に此等を集禁し、能ふべくんば變質を可變すべく努力するのみの、今日のこの種の行刑は效用として全く價値は薄い。しかし、若し八王寺少年刑務所の職員たちが一歩進んで此等低格者の異常狀態が奈邊に由來したか、親より來る劣勢遺傳か、酒精中毒の遺傳か、遺傳梅毒より來るものであるか乃至は隔世遺傳であるか等々に付て徹底的檢討を加へ、究明するならば、此の種の行刑はその效用の一として優生學的な寄與を爲すであらうことは決して疑ふ餘地がないのである。換言すれば、行刑は國民優生乃至民族向上への偉大なる材料提供の場所となり得るのである。

かくの如く觀察するとき、初犯刑務所の職員は初犯者の特徵、そしてそれを社會に訴へて後車の覆轍を防ぐ資料の提供場所となり得る。累犯・長期犯及び經濟犯等に付てもみなかやうな效用を發揮せしめることが出來るのである。

三

今日わが國に於ては思想犯罪の防遏、經濟犯罪の抑壓、常習犯罪の撲滅に付て不可缺の狀態にある。その結果として既に思想犯罪に對する豫防拘禁制度が生れた。更に今日の決戰體制下に於ては一般治安に最も有害なる常習犯人の撲滅を企圖せねばならなくなつたのである。しかし、不幸にして、われわれは今日に至るまで、わが國の經驗に基くところのそれに關する結論を得て居らない。常習犯人とは果して何であるか。犯罪の常習性は如何して出來るか等に付ての研究は實に貧困である。わたくしは決して、歐米文化を禮讃するものではない。しかし歐米に於て累犯及び常習犯罪の研究が如何に眞摯に、又如何に實證的に行はれて居るかを知るに及んで、わが國の此の面の研究、行刑に於ける此の面の職能の擴大强化を切望してやまないのである。

轉換期に於ける刑務官吏は、最早囚人の番をしたり、囚人の處遇に沒頭する丈けでは職能を完ふしたものといふことが出來なくなつたのである。言ひ換れば、今日の刑務官吏は社會防衞の前衞戰士たるの職能を犯罪人に對する研究的態度を以て完ふしなければならぬといふことになるのである。

常習犯人の對策の一として、必ず不定期刑制度の採り上げらるることが、最早時機の問題とまでなつた。然し、常習犯罪人に對する他の一つの制度として、豫防拘禁制度の主張さるる餘地のあることを忘るべきでない。不定期刑と豫防拘禁との何れが勝れて居るかといふことは、議論よりも實績の問題によつて定まるものである。之に關し、わが國では既に少年受刑者に對する不定期刑があり、思想犯人に對する豫防拘禁が始められた。前者は既に長き經驗を積み、後者は未知數である。後者の是否を經驗から期待することは困難であるが、少くとも不定期刑の是否は行刑の經驗から判斷されねばならぬのである。恐らく、不定期刑制度の如き試驗的刑政を行つて居る少年刑務所の職員は、一心不亂の研究の結果に基いて、その常習犯人への適用を主張されるべきことであらうと思ふ。

假に少年刑務所にその準備がなくとも、今後に於てはそれらの所に奉職する人人は常に自己の職域から色々の資料を生み出し、その所が國家の試驗室でもある積りを以て働らく必要がある。刑務官總てがその意氣込を以てその職域を守るとき、行刑の效用は單なる隔離と改善との二作用に止まることなく、併せて社會的啓蒙作用を含んで來ることになるのである。

四

刑務官は教育者である。教育者の中でも改善の最も困難な人間を教育する教育者であるから、その職責は、最も尙く、最も重くなければならぬといふ價値に關する主張が爲されて居る。又或る著名な刑法學者は、かるが故に刑務所長の如きは判事よりも、檢事よりも、遙かに高い俸給と重要なるポストとが與へられねばならぬとさへ主張されたことであつた。理論はその通りである。しかし、かくの如き社會的價値判斷は單なる理論のみを以て肯定せられ得るものではない。矢張り、その職に從事する者が、その職責を完ふすること、與へられた仕事以上に國家社會の休戚を念頭に置いて事に當ることが必要とされるのである。

刑務官吏の中から教育學者以上の教育學者の生れることは可能である。又行刑の經驗があらゆる學問的資料に提供され得ることも可能である。然し、此等のことは、何れも刑務官吏がその職責を超越して、それ以上の熱心なる結果に俟たるるのみである。その熱心の賜こそ行刑の社會的價値を高からしめる所以なのである。

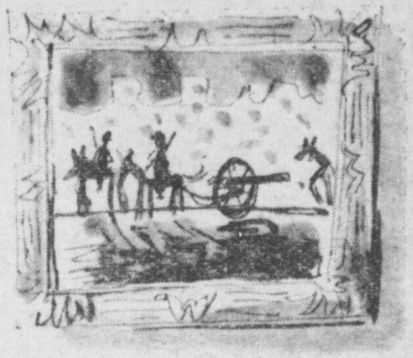
從來の行刑に於ては、下級吏員のかくの如き研究的態度を反て卑下し乃至は白眼視したむきがないでもなかつた。甚しきは行刑に對する學術的研究をさへも容れない向があつたやうである。しかし、その態度は行刑の價値を低からしめ自己の地位を低下する以外に何物も得られない。よろしく、刑務所長は自ら先頭に立つて行刑の社會的價値を高からしめることに全力を拂はれ度い。

五

本日卽ち昭和十六年十二月八日は米英を討てとの大詔が渙發された記念すべき日となつた。米英との軍事的決裂とともに米英文化との決裂の時である。われわれは今日を限りに總ての文化面に於て懸命の努力を拂ふべきであるが、特に國內治安に最も關係を持つ行刑に付てわれわれは從來の傳統から拔け出でよう。歐米行刑文化と絶緣したわれわれの行刑は、竟に犯人の改善作用の外に更に刑事政策の貯水池的役割をも勤めねばならなくなつたのである。かくして、行刑は米英との戰爭を機として研究と價値とに於て再出發を爲すこととなつたのである。全國の刑務官各位願くば諒せられんことを。

（昭和十六年十二月八日　宣戰大詔渙發の日に）

刑政第55巻第1号
矯正図書館



累進處遇令の改正に付て

中尾文策

一 はしがき
二 改正の意義と方向
三 改正の内容と方法
四 結語

一 はしがき

我國で現在實施されて居る行刑累進處遇令は忘れもせぬ昭和九年一月一日から出發したものであるから、此の正月で丁度九年目を迎へたのであり、滿で數へて八年と言ふことに成る。此の八年と言ふ年月は必ずしも長いとは言へないけれ共、或一つの制度に付て一通りの經驗を積む爲には、あながちに短か過ぎるとも言へないであらう。行刑累進處遇令施行八年間の經驗は必ずや多くの眞劍なる刑務官に對し色々な角度から色色なことを考へさせたに違ひない。況や此の八年は思想の上に一大混亂の渦を卷いた時期であり、其の餘波を受けて累進制度其物に付ても可成り根本的な論議が行はれたときであるから、此處彼處から累進處遇令改正の聲を耳にしたのは當然であつたと言はなければならない。

人も知る如く、累進制度は昭和九年に至り、初めて我國に出來たものではない。それは既に小原重哉氏の起草に成る明治五年の監獄則及圖式の中に明瞭に規定と成つて現はれて居たのである。然しそれは唯規定が出來た丈けと言ふのが當時の眞相であつて、もともと殆ど組織的な行刑を持たなかつた我國が、しかも維新早々のあはただしさの中に在つて、突如として輸入せられた此の新制度を消化し得ざることは寧ろ當然であつたと言はなければならない。それは一種の花火線香の如くに消えて了つたのである。累進處遇に關する規定は斯うして其後の法規の上からは姿を消したけれ共、累進制度の思想は無く成つた譯ではなく、屢〻其の論議と提案とがあつた。然し大體に於て明治卅年代は小河博士等の反對論が壓倒的勢力を占め本省當局は積極的に之に反對の立場を明かにして居たので、思想としても制度としても累進處遇は發展しなかつた。

之は其の當時の我國はクルーゼンとかゼーバツハとかのドイツ人を招聘して指導を受けた爲に、其のお師匠たるクローネ等の獨居主義論が勢力を占めて居たからであらう。蓋し嚴格な獨居拘禁制度と累進制度とは原則として兩立しないものだからである。

然し其の後我當局者の態度も次第に變化して來た。特に大正の時代に入ると、谷田監獄局長は自ら米國のオスボーンに依る自治制度の紹介をせられると言ふ程の變り方が現はれて居る。此の頃から各所に試行的に累進處遇の實施される刑務所が多く、特に世界大戰後敎育刑の思想が高調せられるに伴つて全國的な普遍的な制度としての累進處遇法の實施を要望する聲が次第に高まつたのであるが、遂に昭和八年現行處遇令が成立し同九年から實施の運びと成つたことは人の知る如くである。これ、明治五年の監獄則に此の規定が揭げられてより六十二年目のことであつて、見方に依つては此の制度が眞に我國のものとして咀嚼された上で、一本立ちに成れる迄には實に六十年と言ふ長い歲月を要したと言ふことが出來るのである。そして其の累進制度が成立後既に八年の經驗を積んで來て居るのである。之が我國の現狀である。

扨、我が八年間にわたる實際上の經驗は私達に何を考へさせたであらうか。其處には行刑全般に通じての色々な問題があるに違ひない。累進處遇の全國的實施と言ふ新しい經驗は從來餘り深くも考へられなかつた部分に付ても、恐らく多數の刑務官に多くのことを考へさせる機緣を提供したこと、想像させられるのである。然し此處ではそんな大きな問題にふれやうとして居るのではない。それは又それとして何時か別の機會に考へて見ることにしやう。私が今此處で考察して見度いと思ふのは、過去八年の經驗に鑑みて我が現行の累進制度に改正す可き點が無いかどうかと言ふこと、若しありとすれば如何なる點に付てどう言ふ風に改正をす可きであるかと言ふことである。もとより斯う言ふことに付ては極めて議論の岐れて居る點が多いのであるから、簡單には結論を下し得ぬこともあるけれ共、一應私は私の個人的感想なり意見なりを述べることにする。

二 改正の意義と方向

累進處遇令の改正を考へるに先立つて一應觸れて置かなければならない問題は累進處遇の全廢論であつて、之は寧ろ累進處遇に關する根本の問題である。改正とかやり直しとか言ふのは本來の累進制度が存在して居て其の上で起つて來る問題であり、其の本元が廢止せられて了ふことに成れば斯うした問題の起る餘地は無いのである。其處で一應、私達は今更改正問題を考へる餘地があるかどうかと言ふこと、換言すれば累進制度は存續せしむ可きものなりや否やと言ふことを考へ直して見て、其の上で問題の方向をきめることにし度い。

一體累進制度はあらゆる人達から無條件に贊成せられて居たものではなかつた。之は拘禁制度に關する思想の動きと多大の關係を持つものであるが、獨居拘禁主義者は大體に於て累進制度を輕蔑し雜居論者が之を支持することに成る。それで世界大戰後あたりから以前の樣な獨居論が次第に影をひそめるに從つて累進制度に對する反對論も減少して來たのではあつたが、それでも尙、此の制度は受刑者の僞善を助長するのみであるとか國家の權威を失墜するとか刑罰の衡平を害するとか敎化上無效果であるとか其の他色々な點を擧げて反對する聲はあつたのである。即ち一方では累進制度を金科玉條の樣にかつぐ人があると同時に他方では

矢張り之を惡制度だとする反對の聲があがつて居た譯である。我が累進制度は其の何れの立場にも據らなかつた。別に此の制度が受刑者を改善する萬能藥であると迄は思はないが然し又之が必然的に受刑者を墮落させる惡制度だとは決して考へなかつた。一定の條件に合致する受刑者に對しては其の改善の爲に此の制度を必要とすると言ふ立場が現行制度の出發點であつたのである。故に我國は當然此の制度の敎化的價値を認めて居たものと考へてよい。

衆知の如く累進制度が最も華々しく行刑の實踐に登場して來たのは約二十年此の方のことであつたが、其の累進制度が今から七八年程前に成つて急に最大級の惡罵を受ける樣に成つた——勿論之は全部の聲ではないが——のであるから、世の中のことゝ言ふものは實に痛快に變つて行くものだと感じさせられるのである。

其の累進制度全廢論に迄行き着く處れのある惡罵はどんなものであつたかと言ふと、要する所累進制度は實質的には受刑者に叩頭して其の御機嫌を取らうと言ふ不眞面目極まる制度だとするのである。卽ち國家は受刑者に優遇を約束することに依つて其の利己心を刺戟し釣つて行かうとするのであるが、斯う言ふ方法は行刑の邪道であつて徒らに受刑者を增長させるのみであり到底之を改善することは出來ない。詰り累進制度なるものは受刑者に於る最も忌む可き利己心を利用して其の御機嫌を取り、上べ丈けの改善だとか刑務所內の平和だとかを得て喜んで居るに過ぎないものだとして非難するのである。

累進制度は果してこんなだらしの無いものであらうか。若しそれが此の通りのものでしかないとすれば問題なく之は落第である。此んなことをしては行刑の自殺に成つて了ふからである。然し私は此の非難に對しては大いに異論がある。累進制度と言ふものは決してそんな不眞面目なものでもだらしの無いものでもないのである。惟ふに右の非難は次の二つの點で重大な誤解をして居るのではあるまいか。

誤解の第一點は制度其物の價値と其の制度の運用方法との混同である。如何に一つの制度がよいものであつても之を運用する方法が拙劣であつたり不充分だつたりしては、其の制度の本當の價値とか威力とかは發揮せられることは出來ない。然し此の場合に私達は直ちに其の制度自身が無價値であると斷定してよいであらうか。如何に日本刀の斬れ味がよいと言つても、之を誰がどんな風に使つても無條件によく斬れると言ふ譯のものではないと同じく總べての制度は之がどう言ふ風に運用せられるかと言ふことに依つて結果が色々分れて來るのである。累進制度に關する非難も此の點に付ての誤解に端を發して居るやうに思はれる。

一體、累進制度は決して優遇で釣ると言ふやうなたて前には成つて居ない。優遇——此の優遇と言ふ言葉は實は適切ではないが之は後で述べる——は受刑者が自發的によく成つた場合、其の結果としてそれに相應して與へられるものであつて、其の自發的な努力も改善も認められない最初から與へられる可きものではない。發奮努力の結果に對して之があるのであつて、其の發奮努力を問題とすることなく最初から目の前に好餌をぶら下げて置いて之で釣つて行かうとするのではないのである。もつとも受刑者の中には將來與へられる此の種の利益を目標として之にありつき度い一念から發奮努力をする者もあるかも知れないが、屢ゝ言はれて居るやうに其う言ふ者でも嘘から出たまこと式に本當の眞面目さに立歸ることもあるであらうし、然らずして表面丈けの僞善を積重ねて居る者に對してはたとひ形の上でよいものが現はれて來ても其の責任觀念

とか意志の强弱とかを判定して滯級や降級を實行することに依つて僞善を封じ得るたて前に成つて居るのである。此の責任觀念なるものは累進制度の中核を爲して居り、責任觀念と離れた行刑成績は眞の累進制度に取つては零に近いものなのである。唯此の責任觀念と言ふ樣な內部的なものを外部から判斷し捉へると言ふことは、少く共現在の程度の素養しか持合はせぬ私達刑務官にとつては決して容易な業ではないので其の點から生じて來る實際上の不手際と言ふものは屢ゝ經驗して居るけれ共、それは私達の努力と精進とに依つて次第に改善して行かれる可きものであつて、其の故を以て直ちに遡つて累進制度其物を非難するのは無理である。又事實私達刑務官も本制度に於ける右の眞精神をよく理解せず、矢張り累進制度とは優遇本位御機嫌取り主義の制度だと誤解して、本制度の運用を誤まつた事實もあつたのであつて、詰り累進制度は其の本來の價値に付てよりも運用の點に於て非難を受ける可きものだつたのである。

其の次は所謂優遇に付ての見解の相違である。此の優遇と言ふ言葉は各種の累進處遇令で執行の緩和とか執行の輕減とかの語を以て現はされて居る事柄のことであるが、嚴肅なる執行を要する行刑の中に此の樣な言葉の用ひられるのが面白くないと言ふのは確かに其の通りである。然し私は之を眞の優遇ではないと信じて居るものである。一體優遇と言ふのは之迄に無い新しい利益を與へることを言ふのであるが、累進處遇の場合には、本來受刑者が自由人としては持つて居たものを受刑中に少しづゝ恢復して行く——勿論官憲の監督の下に——ものであつて、接見信書の度數が增すとか金錢の使用額がふえるとか居房の施錠が寬大に成るとかラヂオの回數が增されると言ふ樣なことは社會人としては享受することを許されて居た自由に加へられて居る受刑中の制限を緩和すると言ふ丈けのことである。換言すれば之は何處迄も制限壓迫の緩和であつて何等新しいものを積極的に附與するものではない。國家は危險な者を隔離して之に壓迫を加へ其の自由や利益の享受に一定の制限を附する。之は社會の道義感を滿足せしめ本人の惡性を除去する爲に必要だからである。けれ共若し本人の惡性が次第に除去せられるならば、國家は漸次其の壓迫を緩め制限を減らしてもよい譯である。强く反抗する者には强い手を以て抑へる必要もあるが、其の反抗の弱い者、自ら反抗を放棄しやうとして居る者に對しては其の程度に從つて多少手を緩めてよい。否、國家の親心としては當然之を緩めざるを得ないと共に此のことが又半面には更に本人に對する好刺戟と成つて一層反逆兒の境地から脫せしめ得る結果にも成り得るのである。

累進制度に於て優遇と稱せられて居るもの、本體は之である。而して之の上に一步も出るものではない。それは何處迄も一度奪つたものを少しづゝ返してやると言ふ性質のものであるから、本當の意味では決して優遇ではないのであるが、更に一步を進めて考へなければならぬことは優遇卽ち壓迫の手を緩められることの半面には重い負擔が本人の上に課せられて來ると言ふ點である。

壓迫の手が緩められるに從つて、卽ち處遇上の階級が上るに從つて、受刑者には色々之迄に無かつた負擔が出來て來る。誓約、責任點數の加重、共同責任の負擔、整頓義務の賦課等が次第に加へられるのであつて、之等のものは一方の輕減と必然的な結び付きを持ちつゝ益々大きなものに成ると共に若し其の責任に耐えられぬ樣な者があればそれ以上の階級には進めないのは勿論、まかり違へば下の階級に下げられて了ふの

で受刑者も決して呑氣では居られないのである。さればこそ、累進制度は優遇漸增の處遇法に非ずして責任漸增のそれなりとする人もある位なのであり、私も全く、累進制度の本質を以て此の責任を加重して行く點にあると考へ度い。換言すれば受刑者は累進制度に依つて安易に成るのではなく反對に不斷の緊張を强ひられることに成るのである。少く共たて前はさうなのである。

尙一考を要することは、餘程の例外的な場合を除き人の變化と言ふことは一瞬一朝にして成るものではなく、必ずや相當の年月に亙り漸進的に爲し遂げられるものだと言ふことである。受刑者の改善の如きは最も然り。して見ると、少しづゝ惡性の變つて行く受刑者に對し何時迄經つても漫然同一の處遇を施して居てよい筈のないのは明かである。醫師が患者の病狀の變化に應じて處置を變へて行く様に、行刑も亦受刑者の內面的變化に從つて其の處遇に變化を與へなければならぬ。之が累進處遇の出發點なのである。斯うした理由から行刑が受刑者の改善促進を目的とする限りは之には當然に累進制度が附隨すべきものと成るのである。全廢論など以ての外である。唯殘る問題は具體的に其の累進制度をして如何なる內容を持たせ如何なる運用を爲すべきであるかとの所謂合目的性のそれである。

以上は累進制度に關する根本的な反對論に付て考へたのであるが、累進制度を認めつゝ我が現行のものに付き下されて居る非難で看過し得ないものに、我が制度は日本精神を忘れて居り個人主義的な性格を持つものだとする議論がある。之は制度其物の存立問題に關するものではないが、事柄は可成り重要と思はれるので一應考察を加へて置く必要がある。

一體日本精神が現行法に缺けて居ると言ふのは具體的にはどう言ふ點を指すのか不明であるが、若し條文の中に日本精神と言ふ字が出て居ないと言ふ丈けのことが其の理由だとするならば、それは餘りにも早合點であり形式に捉はれたものと言はなければなるまい。私達はそんなに迄むきに成つて今更一々日本精神を繰返さなくても、それはあらゆる場合に於て當然のことに成つて居る。受刑者を改善するとか感化するとか言はれる場合には、別に其の都度ことはる迄もなく、それが日本人として改善され感化せられることを意味するのであつて、あらゆる場合に日本精神と言ふことは當然に括弧の外に附着して居るのである。唯實際の運用をする者が日本精神と無關係た或は之に背く様な方法を採れば確かに日本精神は蹂躙されるであらうが、然しそれは運用する人が間違つて居るのであつて制度其物の責任ではない。又個人主義であると言ふ批評に付ても私は異論を持つ。否却て我が制度は團體的である點に特長があると言はなければならない。一級者の規律に關する共同責任の如きは其の最も著しいものであるが、其の他にも工場や構內などの整頓清掃に付き上級者をして奉仕作業を行はせると言ふ様なことは個人主義とは正反對なことである。之も個人主義的に運用せられたと言ふ事實を捉へて直ちに制度の罪としたのではあるまいか。然し日本精神とか個人主義排擊とか言ふ言葉を入れた方がよいと言ふことであれば別に其の挿入に反對する理由はない。唯それは其う言ふ言葉が入つたことに依つて一層本制度の性格がはつきりして來たと言ふ丈けで別にそれに依つて初めて日本精神が入つて來たものではないと言ふことを注意しなければならない。

以上を要するに、私は我が現行法に付ては根本的に態度を改めなければならないと言ふ様なものを發見し得ないのである。唯八年間の經驗が

教へた所に從つて技術的な數箇の點に付て改正を加へる必要を感じるのみである。此の意味に於ては私は多くの改正論者と立場を異にして著しく保守的消極的であるとの譏りを受けるかも知れないが、現行法の性格を一變せしめる程の改正は私としては考へることは出來ないのである。

三　改正の內容と方法

右に述べた様な理由に因つて、累進處遇令の改正と言つても別に華々しい大きなものがある譯ではない。條文の排列を變へるとか語句を直すとか或は新しい數箇の條文又は語句を加へるとか言ふ様なことは格別に改正と呼ぶ程のことでもあるまい。累進制度をしてよりよく威力を發揮せしめる爲或は從來生じた缺點乃至弱點をより少からしめる爲に改正を要するものと思はれる點は一部の人に考へられて居る程多くはない。今其の主なものを左に述べて見やう。

階級の分ち方及び點數制度に付ては改正の必要は認められないが——點數制を廢して考査制（正確には期間制）とす可しと言ふ說はある——各階級の責任點數の定め方に付ては改正を要するものがある。現在では刑期の短きは一年より長きは無期に及ぶ全部の受刑者を、三年、十年、十五年及びそれ以上の場合と四箇に區分してあるのであるが、之は一面煩瑣な手數を省略するのには役立つけれ共個別處遇に徹底し得ない憾みがある。其の事情は多くを說明せずして既に明かであるが、特に刑期三年と十年との間の開きの大きいことは實際上大分不公平な結果を來して居るのである。刑期の長短に依つて責任點數を區別すると言ふ方針が打樹てられて居る以上、よろしく之は其の方針を徹底させて更に細かく刑期に比例した責任點數を定める様にすることが、累進制度の骨子たる個別處遇を貫徹する所以であると考へられる。然し一面實際問題としては之を消却して行く每月の所得點數との數字上の關係があり、相當詳細且つ愼重な研究を行ふ必要のあることは勿論である。

尙現行法は責任點數を定めるのに初犯者と累犯者とを區別して居ない。然し刑務所生活に慣れた累犯者と未だ其の經驗の無い初犯者とには、一應その消却能力に差異があるものと認める可きではなからうか。其の差異のある者に同一の責任點數を科することは初犯者に酷か又は累犯者に寬か何れかの結果を來すことに成る。同一の條件では累犯者の方が早く上級に進級して初犯者が長く下級に止まる様に成る處れが多い。成る程累犯者は原則として其の刑期を加重されて居るから、前述した様に刑期に比例して責任點數を增すことにすれば或程度は此の不公平を除くことも出來るであらうが、課刑の實際より見て到底右の必要を滿足させ得る様な合理的な結果を得る程度に迄は至らない。よろしく累犯者の責任點數は相當程度に迄引上げらる可きである。

責任點數に關聯して問題に成るのは每月の所得點數のことである。現行法は一月の總得點を十二點とし作業のそれを六點として居るので、此の點を捉へて現行處遇令が受刑者の內面的問題を度外視して唯物的な作業本位のものに惰して居ると非難されるのである。然し私は必ずしも此の議論に同意することは出來ない。作業點六點の中二點は其の勉否であつて內面的部分に觸れた點數であるから純粹の作業點は四點であり、其の二點を他の六點に加へた八點と言ふものが人格點と成る譯である。即ち純粹の作業點は人格點の二分の一に過ぎないのであるから、若し完全に評點が附せられるものとすれば恐らく作業本位に成る餘地は無いと思はれるのである。一生懸命勞働をしなければならぬ世の實情に鑑みて、作業に對し此の程度の所得點を與へることは必ずしも不當とは言へまい。尙若し人格點が貧弱で殆ど作業點のみに依り責任點數を消却した者

があつた場合には、須く滯級の規定を適用す可きであり、場合に依つては階級降下も爲し得るであらう。

所得點數に付ては私は寧ろ他の問題を考へる。其の一は今少し點數を總體的に多くし度いのである。勿論その爲には比例的に責任點數を上げる必要がある。一體作業點に付て痛感することは非常に幅の廣い作業成績を僅か四點の四階級（零を入れて五階級）に區分しなければならぬ爲に成績の刻み方が大まかに成り、受刑者に精一杯働かせる妨げに成つて居ると言ふことである。其の事情は詳述の煩を避けるが僅か四階級にしか刻めないと言ふことが意外な悪作用を受刑者に與へて居る現狀に鑑みて——本法の認めない小數點の段階を設けて居る所が二三に止まらないのは此の不便を除く止むを得ざる打開策である——今少し點數を增加する必要があらう。但し他の人格點との比例があるから其の方もそれに應じて增點しなければならぬ。

其の二は、此の所得點數を以て作業賞與金を計算する現在の行き方を改めることである。現在の方法は若し刑務官が眞に謬りなく受刑者の內面を把握して之が評點を爲し得る場合にはよき制度たるを失はないが、不幸にして此の能力に萬全を期し得ざる現狀の下に於ては却て不都合な結果を來して居る樣に見える。それは所得點數の高低が作業賞與金に影響する爲に、刑務官の側に於て受刑者の人格點を甘くする傾向が相當多いと言ふことである。由來人格點なるものは數學的正確さを以て表示することに可成り困難があり、それが一率に機械的動作の中に入れられて各人の個性發現の機會に乏しい受刑者の場合には尙一層さうである。其處に受刑者が人格點をねだる餘地が生れ又たとひ然らずとするも、ともすれば人格點の評價が不當に寬大に陷り易いのである。人格點の甘く成つた結果は責任點數の消却が早く成ると言ふことゝ成るが、現在全國的に無暗に滯級然も其の更新が多いのは、確かに斯うした所にも大きな原因があると思ふ。一體滯級など言ふものは例外である可きにも係らず現在では殆ど此の方が原則と成つて居る感があるが之は累進制度に取り重大なる危機とも言ふ可きである。消却のみは無事に、否、立派な殆ど滿點に近い人格點を得乍らも滯級する者が多いのは、其の人格點の評點を誤つて居ることは確かであるが、其の誤れる評點のもとを訊せば月々の所得點數が其儘作業賞與金計算の基礎と成つて居ることに多大の關係があると考へられるのである。故に私は、作業賞與金は累進處遇上の階級と作業成績とを大體の基準として計算し一應點數と無關係なものとすることが、滯級の洪水に依る現下の累進制度の危機を救ふ所以ではないかと思ふのであるが、勿論之には幾多の問題はある。

滯級に關聯して私は原級處分とでも言ふ可き一つの方法を新たに設ける必要があると思ふ。それは一度責任點數を消却し終つた者に對し今一度其の階級に於て消却を繰返させる方法である。蓋し一度責任點數の消却を終了した者に付き其の成績不良の爲に、屢〻滯級を繰返すか又は思ひ切つて階級低下を行ふか何れかを選擇する必要のある場合——階級低下は特に制限的に規定されて居るので之を適用し得る場合は少い——に、其の中間處置として本人を一應其の階級に置き今一度やり直しをさせると言ふことは、處遇上の彈力性を增すことゝ成るであらう。丁度之は學校で言へば落第の制度である。

累進處遇と競合して本來の特殊の意味を失つて居るのは、監獄法に依る賞遇の制度である。此の制度はもともと累進制度の如き處遇方法無き時代に於て、一定の改善法に達した受刑者にそれ相應の處遇を行ふ爲に設けられたものであつた。然るに賞遇制度の如きものに比較して遙かに組織的且つ根本的處遇法たる累進制度の生れた現在では、當然之は後者

の中に吸收されて廢止せられる可きものである。又實際の運用狀況を見ても此の賞遇を受ける者が或は二級に或は一級に居り、甚しきは一級者でも賞遇を受けない者があるかと思ふと三級者で既に其の該當者があると言ふ有樣で、同じく改善法に應じた累進制度の級別とは甚しい喰違ひを生じて居るのである。累進制度は賞遇制度の組織化したものであつて即ち兩者の差は程度の差であつて性質のそれではない。故に累進制度に依り賞遇を受けると共に賞遇制度に依つても之を受けると言ふことは同一性質のものから名目を變へて二重の賞遇を受けると云ふことゝ成り、此のことは明かに監獄法の精神に反するものと言はなければならぬ。宜しく之は廢止せらる可きものである。

最後に私は自辨物品の購入に對し相當制限を附する必要があると思ふ。現在迄の狀況を見るに受刑者は殆ど各自の階級で許される使用額の全部を支出して居るのであるが、之は彼等に一種の虛榮心に依る浪費を奬勵し又は默認した樣な結果に成つて居るのである。其の使用を許されて居る物品の大部分は官給品で事足りるのであるから、今後は金額品目の制限を嚴重にし少く共四級者には使用を禁止す可きものと考へる。此の自辨物品の放漫な購入許可が累進處遇を不眞面目な優遇本位の處遇法と誤解せしめる原因の一つを作るのである。特に物資節約の高調せられる現下の時勢に於てはともすれば其の浪費を伴ひ易い此の制度を抑制する理由が强いであらう。

四　結　語

以上改正に關する私見を述べたが斯うして見ると改正點が意外に少いのに奇異の感を抱かれる人があるかも知れない。細かい點を除き私は以上の改正を以て足りるものと考へる。それ程我が處遇令はよく出來て居るのである。それにも係らず之が色々と非難をされたのは、前述の如く其の運用に於て萬全であり得なかつたのに因るのである。

然らば此の運用の拙劣さは抑何に基因するものであらうか。私達は當の責任者として充分に此の點を反省して見なければならぬ。

惟ふに其の原因の第一は私達刑務官に受刑者の人格を適確詳細に判斷する能力の著しく不足して居ると言ふことである。累進制度は受刑者の人格を判斷し其の動きに從つて處遇を變へて行くことが其の根本であり、從つて人格の判斷は此の制度の生命と言ふ可きであるが、不幸にして私達は未だ之を完全に行ひ得る丈けの力を持たないのである。私達の惱みは先づ此處に發する。

原因の第二は私達刑務官が小乘的な愛情を受刑者に加へやうとする誘惑に負け易いと言ふことである。之は善く言へば受刑者可愛さの餘り悪く言へば受刑者に對し自分の顏をよくする爲に、例へば行刑成績の評點等に當つても、眞に受刑者を敎化する爲に其の眞實の成績を發見しようと努力しないで、唯ひたすらに一點でも多くの點數を彼に與へやうとする强い誘惑を受けるのである。之が受刑者の眞の姿を曖昧化することに依り累進制度を著しく無力な無意味なものとして了ふことは當然である。

第三は、本來の性格上寧ろ嚴格執行法たる可き累進制度を、恰も優遇法なるかに誤解したことである。此の誤解が如何に運用を誤らしめたかは今更說く迄もあるまい。

けれ共私達は徒らに缺點を缺點として數くのみに止まつてはならぬ。それは私達に課せられた使命を辱かしめることである。此の缺點は私達の努力に依つて克服されなければならないものであり、又それは決して不可能なことではないのである。何れの方により多くの重點が置かれる可きかと言へば、制度の改正よりも寧ろ私達自身の精進と努力へと言ふのが、本問題に關する私の結論である。

刑政第55巻第1号
矯正図書館



母親物語

岩倉政治

一

僕に今年八十三になる母親がある。五尺七寸五分もあるノツポの僕を生んで呉れた母親に似合はず人形のやうにちひさいのだが、近年はいよいよ縮かんでいかにもいとしげな姿になつてしまつた。學校へ上らなかつたから文字はいろはのいの字を一つ知つてゐるきりで讀みも書きもできない。だから子供らが遠方へ行つてしまふと、手紙を出すことも讀むこともできないのでそれきりなのである。今では自分から子供らの許へ出かけて來る力もないので、たゞいつ歸省するかわからぬ僕たちを、じつと待つ外はないのである。

僕が物心ついて以來の母親は、ちよつと異常ではないとか思ふほどに子ぼんのうであつた。しかし殊に末ツ子の僕を病氣みたいに可愛がつた。それで僕はよく、上の兄や姉たちに濟まぬ氣がして母親の愛情から逃げまはつたものである。

最近になつて、母親はいよいよ僕一人にすべての愛情を注いできたやうに思はれる。母親の云ふところによれば、僕以外の兄や姉はもうそれぞれに食ふ心配のないだけの家をもち、つまり、れつきとしたおやぢどもであり、女房だから案ずることはないといふのである。たゞ氣がかりなのは僕だといふ。してみると僕だけは依然として、れつきとした一家の主とは認められないわけなのである。ところが、僕はすでに四十歳にま近ないゝおつさんであつて、田螺殻ほどの借家ではあるが家を構へ女房を娶り子を持つてからも數年以上を經てゐるのである。むろんお蔭さまでどうやら食つてゆくことには心配はない。

僕はさういふ現況を、鄉里へ歸るたびに母親に報告し、僕如き賴りない不孝勝ちの男でもいかに世間の荒波と戰つて月額二十七圓の家に一城を築き得たか、またいかに世間並みの女房をもち、子を養ひ、たまには映畫を見に行つたり、菓子パンの一箱もみやげに買つて歸る程の能力を有してゐたか、いかに滿更でもない息子であつたかといふことを暗にほのめかすことに努めてきたのである。にも拘らず母親は、依然として僕を憂へ、日夜安んじることがない。

この二三年來、僕如きものにも母を思ふ心のみ頻りに萌し、孝は親を安んずるより大なるはなしと考へるにつけ、僕は母親のこの疑ひ深さが恨めしくてたまらなくなつてきた。

二

母は東京へ出てからの僕の生活を見たことはないのであつた。それで何よりも母親を東京へ連れてきて僕等一家がとにかく安んじて毎日の御飯を頂いてゐるところを見せよう。それなら母の不信は否應なしに氷解すると考へた。それは去年の春のことで、僕は堅い決心をし、あらかじめ母の寢臺券を用意して鄉里へ乘り込んだものである。いやと云へば無理にも背中へおんぶして村の停車場まで走らうといふ考へだつた。

もちろん母は、そのためにわざ〳〵行つた僕に驚いた。喜びもした。しかしすぐにいつもの憂はしげな顏にかへつて頭を振り出したのである。「おら、どうもお前のさういふやり方が心配じや。それはおら、ありがたいことはありがたいちやが、なれども、おらを迎へに來る用事だけで高い汽車賃使ふて、氣樂に飛んで來るなんて……そんな根性は止めて呉れつされ。おら行かん。おら行けば、お前にまた金使はせる。おらかうしてお前の顏見たらそれで充分じや」。つまり、親孝行なんて、金の要るもとだからやめてくれといふのであつた。

僕は次の日、母を寢かすべき筈の寢臺車にひとり横たはつてしよんぼりと東京へ引き返した。東京へ連れて來ることが却つて母を心配させるのだとわかつた以上、ひきさがる外はなかつたのである。

數ケ月して、八王子にゐる姉が鄉里へ行つた。歸つてから僕に云ふには、お母さんはお前のことばかり案じてゐたわよ。この頃、物價はえらい高くなつたげなが、あの子はいつたい食べて行けるんじやろかなあアつて。

僕は、がつかりを通り越して憤慨してしまつた。それで姉さんはどう云つて呉れたのと訊ねると姉は、もちろん心配は要らん、あの子は結構旨くやつてゐるのよと私が云つたら、いやはやお前までが、おら心配すると思ふていゝ加減旨い話を聞かせると笑つて取り上げないのよ、と云ふのだつた。僕は親心を安んぜんとしてその安んじ難きに溜息をつかずには居られなかつた。

さて、今年の春のことである。僕は或る町の講演に出かけるついでにまた母を見舞ふことにした。そこで今度はどういふ風に母の憂へを解くべきかについていろいろ考へた。しかしどう考へてみても結局僕にお金があるといふふうに思はせる以外、母を安心さす道はないのであつた。それで僕はもう一度母の心配を押し切つて、無理にも荒つぽい金を使つてみせようと決心した。

僕は澁谷の百貨店で僕の一番氣に入つた母親向きの反物を求めた。値段は二十九圓なにがしといふものである。これは僕が生れて初めての大奮發であつた。つまりこれでもつて僕は母親を否應なく驚かせ、僕にもこれくらゐの力はあるといふことを納得させようとしたのである。

少し淺間しい話だが僕は鄉里へ行くと、その品を正札附きのまゝで、値段を打ち明けながら渡した。いつたい僕の母は、八十三の高齡でありながら、なか〳〵しやれ氣のある人である。僕は男でも女でも、しやれ氣を喪失した人間にはもう望みをかけられぬといふ考へをもつてゐるので、この點でも母を賴母しく思つてゐるのだが、とにかくそんなわけで、母はこの着物の贈りものに對しては喜ぶに相違ないのであつた。母は果してよろこんだ。すぐに嫂に仕立てゝもらつて町のお寺へ

着て行くよと云つた。しかしそのあとで、例の疑はしげな表情で、「だがお前、でかいことばかりしてみせて、おらを脅かすでないぞオ」と今度はいくらか遠慮がちに云ひ足すのだつた。さすがの母も、かう強引にやられては、重ねて僕をたしなめる勇氣を失なつたものとみえた。僕はそのときはとにかく若干の成功を得た氣になつて歸つてきた。妻に向つても、今度こそはお母さんも少し認識を改めたやうだつたよと語つた。そして僕たちは、これなら二十九圓が三十圓四十圓でも、甲斐があつたとよろこんだ。

三

秋になつた。すると僕は兄から、母が此頃また僕のことばかり云つて淋しがつてゐるといふたよりをもらつた。僕はそれを聞くと、字一つ讀めない母が、薄暗い座敷の窓下に獨りしよんぼりとうづくまつて、たゞ子供の上にのみやり切れない愛情をかけて考へ込んでゐる姿が想ひ出され、矢も楯もたまらず鄉里へ走つた。

豫告なしで行つたのはこれが初めだつた

が、母は、お前がだしぬけに來て吳れるなんて、なんとまア嬉しいもンぢやろと、僕の前へ坐つたきり動かぬのだつた。母は僕が歸省する度に目に見えてちひさく危ふげに衰へて行くのだつたが、今度はそれが一段と目立つてゐた。しかも僕への愛情だけは逆に昂まつてゆくばかりだつた。どの部分の細胞ももう枯れ切つてしまつたやうなこの母の生命を支へてゐるものは、今はただ一つわが子への愛の火だけとしか思へなかつた。在るものは肉體ではなくて、愛の火團とでも云ふべきものに思はれた。

母は僕に向つて、何の用で歸省したのかと訊いた、いや、たゞお母さんの顏を見に來ただけだと答へると、母は腑に落ちぬ顏で、ふうんと云つた。次の朝、母がまた同じことを訊ねるので、ほんとに唯會ひに來たんだと答へると、いやいや、そんなことはあるまい。お前は何か云ひ出しにくい賴み事でもあつて來たんだろと云ふのだつた。

僕は驚いて、絕對にそんな用事でないことと、東京にゐて母のことを考へると、いとしくてたまらなくなるので、今度は前後も考へず走つて來たのだといふことを熱心に說明すると、母は、やつと疑ひを解いたらしく、そんなのなら、おら、迚も嬉しいと、眼をしばたたくのだつた。そして翌日僕が母と一緒に佛檀へお燈明を上げてゐると、おら昨夜一晩中、嬉してねられなんだと囁いた。それから自分の手箱の方へ立つてゆき、兄たちの眼を警戒しながら何かを調べてゐる樣子だつたが、やがて僕のうしろから一枚の十圓紙幣を素早く握らせるのだつた——これ歸りの汽車賃にせいや……。

僕は殆ど蒼くなつて押し返した。しかし母親はもつと必死だつた。僕は瞬間たじろいだが、すぐ、こゝで負けてはおしまひだと考へた。茶の間にゐる兄たちの手前、躊躇することは許されなかつた。僕は思ひ切つてその十圓札を受け取ると同時に、自分の財布から五十圓ばかりの用意の金をありつたけ母親のふところへ捻ぢ込んだものである。僕は半ば嗔嘩腰だつた。「さあ！　そんなに僕のこと心配なさるんなら、どうだ、もつと出さうか：……」僕は、最後に一枚しか殘つてゐない紙幣を、更に蟇口から引き出してみせた。母は

子供みたいに慌てゝ、ふところから今の紙幣をつかみ出した。そして僕の烈しい見幕を、笑み崩れるやうに幸福らしい顏で見返した。これは勝てぬと思つたのであらう。仕方なげに僕の金を返し、そして僕に握らさうとした一枚の紙幣を取り戻すといくらか極り悪げに引込めた。「さうかい。そんならおら貰つて置く。御馳走樣な」。「何が御馳走樣なかね！　自分が出して置いて」と僕は云ひ返しながら、のど元からこみ上げる涙を押へ兼ねた——

母は、これでみると矢張り、この春の二十九圓の贈物によつても決して僕について安心してゐたのではなかつた。だからこそ內職の糸つなぎで貯めた十圓の金を僕にどうでも渡さうとしたのである。この內職は百匁について三十錢、しかもそれを母は五日もかゝつてやつと仕上げるのだと云ふ。するとこの十圓の金といふものは母にとつてどのやうなものであるか……。

僕は東京へ歸へる車中、親を安んずることの、僕如き子にとつていかに難いかを改めて思ひみるのだつた。親の愛とは、ただ只管に憂ふるのである。憂へ憂へて遂に子をしてその憂へを解く餘地を與へぬのである。

恐らく眞實の愛とは、實は憂へる心なのであらう。母親は決して僕に向つて愛すると云つたことはなかつた。たゞ憂へつゞけてゐるのである。眞の愛は、だから苦しく悲しいものである。蒸悲といふ東洋の言葉には既にさういふ深い洞察が示されてゐるのであらう。物に對しても或は國に對しても、僕は愛といふ言葉を自分から使ふ人に屢も、僕は愛といふ言葉を自分から使ふ人に屢屢心根の淺さを思はせられる。まことに愛する人は愛を云はずしてたゞ憂ふるのではないか。それが愛の內容であり實質ではないか。母の愛は僕にさういふことを敎へるのだつた。ところで僕は、依然として母親の憂へを安んじ得たとは思はれない。いや遂にそれは安んじえないであらう。なぜなら母親の愛こそは、遂に子を憂へる悲しみと斷つことのできぬかの尊い慈悲なのであるから。そしてまた僕は今こんなふうにも考へてゐる。母のいのちを支へてゐるものは唯一つ僕を憂ふる心ではなからうか？　すると母をうつかり安心などさせては却つて悲しい時が早められはすまいか。僕は百年でも二百年でも母に生きてほしいのだ。それならいつそ不孝の子でゐたい、などと思ひ惑つたりしてゐる。全く親の側にも子の側にも悲しみと惑ひは盡きぬ次第である。

執筆者紹介

○「戰時下の行刑」岩村通世氏は司法大臣
○「隨筆小話の訓へ」秋山要氏刑事局長
○「最近の歐洲事情を語る」清原邦一氏、刑事局第五課長
○「太平洋決戰と世界戰局の變貌」原勝氏は世界週刊主筆
○「戰爭と貯蓄」石山賢吉氏はダイヤモンド社長
○「母親物語」岩倉政治氏作家
○「東洋訓話」佐伯復堂氏、東洋古典學者
○「研究と價値に付いての行刑の再出發」正木亮氏行刑局長
○「累進處遇令の改正に付て」中尾文策氏、行刑局第二課長
○「有馬四郎助先生」大石武氏、刑務協會囑託

刑政第55巻第1号
矯正図書館



外交講話

太平洋決戦と世界戦局の變貌

原勝

一、日米對立の武力的解決へ

皇紀二千六百一年十二月八日、長く米國とイギリスに對して宣戰の大詔が渙發され、日本對米英の太平洋決戰が開始された。渺茫たる太平洋の全面に擴がれる無數の敵根據地に對して一齊に砲火を浴せ、世界戰史未曾有の巧緻雄渾なる作戰を繰擴げ、開戰早々赫々たる戰果を收め敵の心膽を寒からしめたるは、日本國民にとり痛快の極み、最大の感激である。

皇軍は神策奇略を振つてマニラ、グアム香港、マレー、シンガポールを壓し、十六世紀以來東亞の植民地化を强制せる歐米帝國主義の牢固たる地盤を擊破し、東亞を東亞人の手に取戻さうと獅子奮迅の勢を示してゐる。我が日章旗が東南亞細亞の隅々にまで翻翻と飜る日も遠いことではあるまい。

日米對立の歷史は古く、日露戰爭直後に溯る。日露戰後、米國の滿洲進出問題、日本移民排斥問題を繞る日米の對立、歐洲大戰中に於ける日本の山東進出と對支二十一條要求を繞る日米の抗爭、ヴエルサイユ・ワシントン會議に於ける米國の援支壓日政策、滿洲事變に對するスチムソンの「不承認主義」聲明となつて、日米の支那を繞る角逐は宿命的なものとなつた。殊に支那事變勃發以來、米國が蔣介石を支援して、對日壓迫に努め來つたことは玆に縷說する迄もない。

日露戰後以來の宿命的日米對立が、今次日米會談の決裂を契機として、武力的衝突によつて解決せらるゝ秋が遂に來たのである。米國は一八九九年のジョン・ヘー國務卿の「門戶開放」宣言を極東政策の根本方針として固執し、日本の新東亞建設を妨害し、已れはモンロー主義による南北アメリカ廣域圈建設を國是とするに對し、日本の大東亞共榮圈の建設を寸毫も認め樣としない。從つて米國が東亞の新現實に鑑みて、舊來の極東政策を放棄せざる限り、日米の戰ひは不可避であつた。

然るに、米國は自力過信に陷り、日本の國力を侮るの餘り、A・B・C・Dプラス Sの强壓さへ加重するならば、日本は匹むと誤算したのである。日米會談に於て米國が如何に驕暴なる態度に出で、微塵の誠意も披瀝しなかつたかはその要求を一瞥すれば明白である。卽ち曰く

一、支那及佛印からの無條件撤兵
一、支那の門戶開放徹底
一、支那の列國共同經濟開發
一、日英米ソ支關泰の多邊的不可侵協定
一、佛印に對する日英米支關泰の共同保障と門戶開放の徹底
一、三國同盟條約の消滅若しくは死文化
一、南京政府の否認

是等の要求が東亞の現狀と日本の生存的要求を無視せる英米本位の獨善的主張であり、米國の東洋制覇政策の現れであることは、贅言する迄もない。かゝる一片の誠意もない要求を日本に押しつけることは、日本に城下の盟をせよと强迫するに等しい。

だが建國二千六百年、如何なる大敵と戰つても未だ嘗つて敗れたることなく、元、淸、露を擊退し來つた天佑の國日本は自衞と日本民族躍進のため憤然起つて正義の刃を執り、東亞の禍根を絕つ可く乾坤一擲の大殺陣を太平洋狹しとばかり敢行したのである。

二、本格的長期世界大戰爭へ

我が對米英宣戰に對し、英米を初め、その走狗たるエジプト、濠洲、ニユウージーランド、亡命ギリシヤ、亡命オランダ、佛のド・ゴール政權、メキシコ、パナマ、ニカラグア、コスタリカ、キユーバ、サルヴアドル、ホンヂユラス、ハイチ、ドミニカ、重慶、南阿、チリー等は對日宣戰を布告した。之に對し我が盟邦獨伊は十二月十一日米國に對して、宣戰し、世界維新達成の爲めの三國新協定を結んだ。

卽ちその第一條に於て、對米英戰の徹底的遂行と協力を誓ひ、第二條に於て、單獨休戰又は媾和を爲さざるべきことを約し、第三條に於て、戰勝後に新秩序招來のため最も密接に協力することを誓約した。かくして日獨伊は三位一體となつて堅く協力し、アングロサクソンの世界支配打倒と世界新體制を目指して前進を開始した。

支那事變の深化、歐洲大戰の擴大、獨ソ戰の越冬、太平洋戰爭の爆發、獨伊の對米宣戰により、東西の二大戰爭は一つに搦み合つて文字通りの世界大戰爭を空前の規模に於て現出することとなつた。戰線は全世界に擴大し、世界は日獨伊革新陣營と、英米ソ保守陣營との二大對立に分裂した。日獨伊共同作戰の進行に伴ひ、嚮て英米の勢力は亞細亞、南洋、歐洲、近東、アフリカから掃蕩されるであらうが、英米は幾ら手足を切斷されても本土を侵されざる限り、恐らく英米は屈服しないであらう。從つて今次大戰は日獨が東西に各々廣域圈を確立して不敗の地位を把持し、ソ聯を挾擊しつゝ、英米挾擊に成功する迄は終結しないであらう。勢ひ戰ひは超期百年戰爭の樣相を帶びる。

三、獨ソ戰の越冬

ドイツとソ聯が虎と熊の死鬪を始めたのは六月二十二日の未明であり、早くも五ヶ月以上を經過したが、獨ソは猶も格鬪を續けてゐる。開戰當初ドイツは二ヶ月でヴオルガ河以西を制壓せんと豫想されたが、ソ聯の頑强なる抵抗、豫期以上の整備せる尨大軍備及び涯しなく廣大なる戰場はドイツの得意の電擊戰を阻んだ。未だレニングラードもモスコーも陷落しない。併し獨軍はソ聯の寒季と戰ひ、吹雪と氷雨と泥濘の中に苦鬪を續け、屍の山を築き、血の河を現出しつゝ次第に赤軍を東方に壓迫し、巨大なる戰果を收め、赤軍の損傷は驚く勿れ一千萬（捕虜約四百萬を含む）を突破してゐる。赤軍主力は殲滅的打擊を蒙り、歐露の西部二百七十萬平方粁は占領され、赤軍主力の大體は殲滅されたのであるから、赤軍が最早大規模の反擊をドイツに對して見舞ひ得なくなつたことは明かである。殊にウクライナがドイツの手中に歸したことは、ドイツに巨大なるプラスを、ソ聯には甚大なるマイナスを意味する。

クリヴオイローグの鐵山は一九三八年の產額千六百萬噸でソ聯の鐵總產額二千六百五十萬噸の六一%に當り、またニコポールのマンガンはソ聯のマンガン總產出量の五分の二に當り、年產百三十萬噸と稱され、コーカサス（年產二百萬噸）に次ぐ。またザポロージエの發電所とアルミニユーム工場はレニングラードのアルミニユーム工場と共に、ソ聯航空機工業に不可缺のものであるが、これも亦ソ聯の手から離れようとしてゐるのである。この兩工場の生產能力は、ソ聯のアルミユーム年產一億五千萬封度の六六%（ザポロージエ工場は七千五百萬封度、レニングラード工場は三千萬封度）に當り、殘る有力なるアルミニユーム工場はウラルのカメンスク工場（年產五千萬噸）のみとなる。而もアルミニユームの原料たるボーキサイトの主產地たるコラ半島のテイクヴインは今日フインランド軍の支配するところとなつてゐるから、ソ聯の航空機製造工業はドニエプル河ダムの破壞と相俟つて非常なる困難に直面してゐる譯だ。

ソ聯はかく致命的打擊を受けてゐるが、重傷を受けた兇猛なる熊の如く最後の荒掻きを續けてゐる。ヒットラーは倘近年內にモスコー落城を期するかの如く十一月廿九日から第五次モスコー總攻擊を命令し、百萬の大軍と一萬の戰車團を叱咤して赤都に强引の突擊

刑政第55巻第1号
矯正図書館

を試みた。既にモスコー前面數十粁乃至百粁の地點を衝き、モスコーに肉薄した。しかし冬將軍の到來により、ドイツの電撃戰は失敗し、レニングラード、モスコー、ロストフの線で獨ソは對峙したるまゝ越冬せんとする形勢にある。

四、ヒツトラー新攻勢の方向

太平洋戰爭の突發は歐洲の戰局に絶大なる影響を及ぼし、世界の戰局を變貌せずには置くまい。米國の援英と援ソの停滯は必至であり、これに乘じ、ヒツトラー總統は太平洋戰爭に呼應して、如何なる新攻勢を採るであらうか。

對ソ作戰目標の大半を達成し、赤軍主力を叩きつけ、豐饒なるウクライナを我物とした以上、ヂリ〳〵とモスコー包圍を進めるに止め、主たる攻勢を一方大西洋に、他方南方コーカサス、近東、地中海、北阿方面に注ぐのではあるまいか。豫想さるゝ作戰はコーカサス攻略、スエズ・ジブラルター攻略である。このためドイツはトルコ、フランス及びスペインの全面的樞軸協力と對英米戰參加を要請するに至るかも知れない。

クリミア東端のケルチとドン河口のロストフからコーカサスに侵入する計畫を進めてゐるが、この方面には百萬の赤軍あり、七十萬のイギリス近東軍が之を尻押ししてをり、コーカサスの中央部には二千數百乃至五千數百米の山脈が東西に走つてゐるから、コーカサス攻略は容易でない。しかし如何なる困難あるにもせよ、全コーカサスを攻略せねばならない。(一)ソ聯の油源を絶ち、已れの渴望する石油を掌握し、(二)英米の援ソ近東路を遮斷し、(三)更にイギリスの近東地盤を切崩し、(四)トルコを中立から親獨に轉向せしめる爲にも、一石四鳥のコーカサス作戰が必要なのである。

コーカサスはソ聯の石油鑛業の九割、精油工業の八割を占め、一九三八年の產額二千八百四十萬噸（バクー二千三百萬噸、グローズヌイ二百七十萬噸、クラスノダール二百二十萬噸）である。年二千萬噸の石油を必要とするドイツにとつては何よりの御馳走である。しかしグローズヌイとクラスノダールの油田はコーカサス山脈の北方に所在するが、肝腎のバクー油田は外コーカサスに在るから、ドイツとしては遮二無二コーカサス山脈以南に進擊せねばならぬ譯である。

他面イギリスは五月末イラクを、八月上旬シリアを制壓し、九月イランを屈服させ、十月にはアフガニスタンとサウジアラビアの親善を強要し、イギリスの近東地盤を補強し、近東援ソ路は安全となつた。而も八月十日には英ソ共同でトルコに國土保障を押賣りしてトルコの對獨接近を牽制した。ところが十月九日二億ライヒス馬克の獨土通商協定が成立し、去月三日には米國はトルコに對して武器貸與法を適用し、一億弗の兵器を供與すると公表した。百萬の兵を擁し、ボスポラス・ダーダネルス兩海峽を扼する近東の最大勢力たるトルコノ向背は歐洲戰爭の勝負を左右する一つの鍵鑰である。洞ヶ峠の外交的攻略に英米獨は鎬を削つてゐるが、ドイツとしては、そのトルコを樞軸陣に引寄せて、優勢となつたイギリス近東陣を腹背から衝く爲にも、コーカサス作戰は絶對に必要なのである。

かくドイツはコーカサス攻略とトルコの樞軸接近を招來したる後スエズ攻略の大攻勢を採るであらう。エジプトにある七十萬のイギリス軍をトルコとリビアの兩面から挾撃する爲には、トルコの樞軸加入と共に、フランスの樞軸協力を絶對に必要とする。三十萬噸近くのフランス海軍と數十萬噸の商船、及び佛領アフリカの軍事基地は對英米戰完遂のため是非とも利用し度いところだ。獨伊佛會談は十一月から再會され、目下進行中であるが、何れにしても、フランスが明確なる樞軸支持の態度を採る日は遠いことではあるまい。

一方コーカサス地中海作戰を展開し、他方英本土と大西洋に於ける對英逆封鎖戰は熾烈とならう。米國は中立法を骨抜きにして援英物資を米國商船に積んで米國海軍の護送の下に陸續と英本土に直接輸送せんとしてゐたが、獨伊の對米宣戰により、太西洋に於ける樞軸と英米の戰ひは太平洋戰に劣らず白熱の度を加へるであらう。

新刊紹介

朝日經濟年史　昭和十六年版　朝日新聞經濟部篇

經濟新體制確立要綱を主軸として企業の統合、經濟團體の再編、價格政策の檢討、生產配給機構再編の具體化過程を、本年三月迄の事實的推移に從つて記述す。新體制下の經濟に概念的知識を與ふるもの

——A5 三八四頁・三圓六十錢・朝日新聞社

ほゝ笑む心　大森洪太著

現司法次官、法曹會稀有の名筆家たる著者の折にふれて書き綴られた隨想をまとめた一卷であるが、一讀して心氣爽快、敎へられるところ多く、時局下好個の洗心漫筆である。

——B6 二四八頁・一圓八十錢・主婦の友社

日本の昔話　柳田國男著

著者は平俗にして而も高邁なる識見を持つ民俗學者。本書においては日本の民族的歷史を敎へ傳へんため、各地方に殘存する昔話を民族的な見地から平易に述べたもので、該博な知識を傾けながら興趣深い筆致は、この本にも遍く看取される。

——B6 二四三頁・一圓五十錢・三國書房

前線歌集　並木茂樹著

本事變に勇躍應召した發端より歸還迄の作者の歌集。戰場に渦卷く混亂の中より作者の眼は靜かに覗いてゐる。前線といふ人生の特異な素材の中に作者の人格と詩情を窺ふことが出來る。



——A5 一一二頁・二圓三十錢・墨水書房

石川理紀之介　伊藤永之介著

明治初年の秋田の篤農家石川理紀之介の生涯を丹念に調べて成つた小說。澎湃たる革新期のこの年代に、篤農家は如何にしてこの狂瀾怒濤時代の精神を農業に生かし、如何に耕して行つたか。この巨人の一般人士特に農村青年に與へる熱情と理知は大きい。

——B6・約一五〇頁・一圓十錢・新潮社

報導戰線　馬淵逸雄著

今事變以來報道人が如何に重要な役割を果してゐるかを具體的に示し、同時に、この總力戰時代においては、國家はあらゆる機能を動員して宣傳に務めねばならない理由を明かにしてゐる。本書を通讀すれば、支那事變の歷史的推移の全貌が窺へる點でも意義がある眞に書く人と題材とぴつたり一致せる好著である。

——B6・五五三頁・二圓五十錢・改造社

昭和十六年版法律年鑑　末弘嚴太郎責任編輯

第一部記錄　第一總觀。第二學界——昭和十五年法學界の回顧と展望（法律哲學、公法、政治學、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑訴、刑事學、經濟法、社會法、國際法、法制史）第三立法。第四司法。第五行政。第六法律年表。

第二部新法令

第三部判例及判例評釋

第四部文獻　附錄

——A6 六五〇頁・三圓・日本評論社

法學通論　穗積重遠著

形式內容共に從來の所謂通論書を脫格し著者獨特のものである。序論『法律知識と法律見識』第一章『法律の本質』第二章『法律の進化』第三章『法律學說』第四章『法律の內容』第五章『法律の形式』第六章『法律の種類』第七章『法律の解釋』第八章『法律の效力』第九章『法律の體系』第十章『法律の動向』となつてゐる。一般讀者のために法律を論じた好著である。

刑政第55巻第1号
矯正図書館



時局經濟談

戰爭と貯蓄

石山賢吉

（一）

火事が起ると、不思議な力が出る。平素持てない物が持て、屋外に運び出せる。

戰爭にも、これと同じ事が起る。平素の不能が可能となる。その實例は澤山あるが私の專門である經濟に就て記す。

本年度の歲出は百三十億圓であつた。二回の臨時議會で、それへ七十億圓追加された。合計二百億圓に達した。日本の國民が斯かる負擔に堪え得る事は、平時に於ては、夢にも想像し得なかつた事だ。

現に、二・二六事件の後を受けて、二十七億圓豫算を組んだ馬場藏相は、放慢財政家として、一世の非難を浴びたではないか。それから未だ五年しか經過して居ない。その今日に、歲出が七倍になつても、日本の國民はよくそれに堪えて居る。夥しい潛勢力である。

これと同じ事が、日清日露兩戰役の場合にも見られた。

日清戰爭は、戰爭期間十ヶ月、戰費二億圓であつた。日露戰爭は、戰爭期間一年四月、戰費二十億圓であつた。

この數字は、今日から見れば、小さい。だが、當時の經濟力から見れば、大負擔であつた。日清戰爭當時は、銀行預金が總額一億二千萬圓に過ぎなかつた。日露戰爭當時は、それより增加したが、それでもその總額は七億五千萬圓に過ぎなく、十億圓に達して居なかつた。

今日の銀行預金は三百四十億圓である。今日に比較すれば、日清戰爭當時は八十分の一、日露戰爭當時は八十分の一であつたのである。以て當時の經濟力を想像する事が出來やう。それであつて、兩戰役共、美事に戰費を負擔して退けた。そして、戰時財政に少しの澁滯を來たさせなかつた。尤も、日露戰爭の際は、外債を募集した。だが、それは戰費の全部でない。當時の外債募集は、額面十億圓、手取九億圓であつたから、戰費の半分以上は國內經濟が負擔したのである。矢張り大負擔であつたのだ。それを美事にやつて退けたのだから、矢張り日露戰爭の際も、國民經濟の潛勢力が偉大であつた事を思はなければならぬ。

（二）

潛勢力といふ不思議な正體は、一體何であらう。

それに、消極と積極の兩面がある。消極的の面は、貯蓄で、積極の面は、生產力擴充である。

生產力擴充の事は、後日に讓り、今回は貯蓄に就て述べる。

貯蓄は、生活餘剩である。我々の收入から生活費と稅を引去り、殘つたものが貯蓄となるのである。

それだから、生活費を多く掛ければ、貯蓄が少くなり、生活費を少く濟ませば貯蓄が多くなる。生活費が伸縮自在であると同時に、貯蓄も伸縮自在である。

日清日露兩戰役の際にも、貯蓄が奬勵された。だが、それは國民の自制心に待つだけであつた。

今回は、政府が計畫的にやつて居る。

政府は、每年度貯蓄の目標額を定め、實際額がそれに達するやう、奬勵をしたり、消費規制をしたりして居るのである。その爲めに、貯蓄の成績は甚だ良好である。

政府は計畫貯蓄をやり出したのは、十三年度からである。その年の實際貯蓄額は目標より少し少かつたが、それ以後は每年目標以上の貯蓄が行はれて居る。卽ち十三年度の目標額は八十億圓で實際貯蓄は七十七、八億圓であり、十四年度は目標百億圓、實際百二億圓、十五年度は目標百二十億圓、實際百二十八億圓であつた。さて本年度は、最初の目標は百三十五億圓であつた處、臨時議會開催後增加されて百七十億圓となつた。昨年度より四、五十億圓の增加であるが、それでも目標額に達しそうである。

そこで、本年度の貯蓄が目標通りに達すれば、十三年度より本年度に至る四ヶ年間に四百七十億圓の貯蓄が行はれた事になる。

事變前の貯蓄は一年六十億圓位であつた。之を平常貯蓄額と見做せば、四ヶ年間の累計二百四十億圓である。之を總貯蓄額から控除すると、殘額が二百三十億圓になる。支那事變發生以來、國民はこれだけ餘分に貯蓄をした譯である。

一方、十三年度からの臨時軍事費を計算して見ると、第一回の臨時議會の分も加へてその額も丁度二百三十億圓になる貯蓄額と同一である。

この對照に依つて我々の知り得る事は、今日までの戰爭で、臨時軍事費が全部消耗されても國力の發展には毫も妨げとならず、事變以前と同じ程度の發展をして居るといふ事である。

卽ち國家の推進力は、戰爭の爲めに、少しも阻害されて居ない。蔣介石の頭へ打ち込んだ大砲の玉も、爆彈も、皆な消費節約の變形であつて、それが少しも產業の發展を妨げて居ないのである。

いや、却つて促進して居る、近代の戰略は、戰線に於て鬪ふ事のみ念としない戰線に連絡した國防產業の發展をさせる。

軍事費の中には、それに費された金が相當にある。それが產業發展の促進力となつて居るのである。

（三）

だが、巷間の感じは、それとは反對だ。

「斯う段々物が無くなつて、終りにどうなるんでせう」

といつたやうな事を、我々はよく人からきかされる。亡國の時期が來たやうに思つて居る人があるのである。

私は、そういふ人々には、前述の次第を丁寧に說明してやる。そうすると、成程と合點するのである。

今までは、欲する物は得られた。我儘な生活も、贅澤な生活も出來た。事變以來、ぢり〳〵手を詰められて、お互の生活は可なり窮屈になつた。

だが、それは、自然にそうなつたのでなくて、わざとそうしたのである。政治の力で、自由經濟を計畫經濟に變更した結果、そうなつたのである。

物資の消費を、用途から分類すると、大體三つになる。

（一）生存費
（二）文化費
（三）國防費

右の內、文化費といふのは、我々の生活內容を豐かにするものである。例へば、歩いて居ては、まだるいから電車に乘る、自動車に乘る、飛行機に乘る、自動車に乘る、自家にボカンとして居るのは、退屈だといふので、映畫や芝居を見物に行つたり、音樂を聽きに行つたりする。いづれも生活を向上させるものである。

文化費は、過分の伸縮性を持つて居る。

一方、國防費は、事變に依つて、必要額に增大した。そこで、伸縮性に富む文化費を收縮させて、それだけ國防費を增額する。戰爭となれば、國民が自腹して生活を切り詰めるから、この事は自然に任せて置いても行はれる。だが、それでは正確に行かない。國民の心には、時々弛みが生ずるから、節約實行が凸凹になる。それでは、戰爭を思ふ通りに進めて行く事が出來ない。

そこで、その物資消費の振替を政治力で行はせる。そして、政府の意圖通りに、物を生產したり、消費したりするやうにする。これが計畫經濟である。

日本に計畫經濟といふ言葉が用ひられたのは、第一次近衞內閣の時である。その時の藏相は、今の藏相の賀屋興宣氏、商相は吉野信次氏であつた。この兩相が相談の上、組閣劈頭から計畫經濟の實行を聲明したのであつた。

その時は未だ支那事變が起つて居なかつた。だが、兩相は時勢を洞察して、從來の自由經濟では不可と考へ、經濟政策の劃紀的轉換を聲明したのであつた。先見の明を誇り得べきものである。

間もなく支那事變が起つて、計畫經濟の必要は、その度が强くなり、爾來その政策が强化されて今日に至つたのである。

貯蓄の增加は、卽ち計畫經濟の產物である。

計畫經濟の時局に對する貢獻は、偉大である。これだけ長期の戰爭をして、國力が減耗しないのは、計畫經濟のお蔭である。國民貯蓄のお蔭である。

（四）

支那事變は展開して、大東亞戰となつた。帝國隆替の時機が來た。計畫經濟は更に强化されるであらう。それに應じて國民は、一層貯蓄しなければならぬ。

その貯蓄は、アメリカを擊ち、イギリスを擊つ彈丸となり、爆彈となるものであるから、充分物の消費を愼み、國策に協力して、興亞聖戰の目的を達成するに努めなければならぬ。これが銃後國民の責務である。

刑政第55巻第1号
矯正図書館

最近の歐洲

(一)

ルポル

リスボンから飛行機で伯林着

私は一昨年五月下旬歐米出張を命ぜられて、其の後主として伯林に滯在して居りまして、最近十月九日歸朝した者であります。本日皆樣方に對して歐米の事情に付て話をせよととのことでありますが、まだ資料等も整理を致して居りませぬので、まあ歐米視察漫談と云つた程度に於て御聽き流し願ひたいと思ひます。

私は五月の下旬に出たのでありますが、船が故障で上海から引返したり或は其の間イタリーの參戰の爲に地中海を通ることが不可能になつた等の關係で、南アフリカ經由、ケープタウン經由でリスボンの方に參つたのであります。八月二十日にリスボンに上りましてそれからどうして伯林に入らうかと思つて色色苦慮して居りましたが、伯林の或る友人から飛行機で伯林に來る道が開通した筈だと云ふやうな電報が來ましたので早速調べた上之を利用して八月二十六日に伯林に參りました。是はドイツのルフトハンザのユンカーの三十二人乘の大型の飛行機を使用した航路でありますが、今日大體リスボンから伯林に參るには之を利用するのが一番宜いやうでありました。と云ふのは若し陸路を取るならば私の行つた昨年の八月頃はフランスのヴイシー政府、卽ちドイツにまだ占領されて居らない地區をバスで連絡するのでありましたが、是が非常に厄介で宿がないので場合に依れば野宿しなければいけない。或は荷物は全然駄目であると云ふので事實上極めて困難でありました。只今では比較的良くなりましてあると云つたやうなことは噂ばかりで實際はないのであります。私は歸りにも實は飛行機で伯林から一日でリスボン迄飛んだのであります が、大西洋を同船した他の日本人の方々は伯林から陸路で二週間ばかり掛かつてリスボンに出られた所相當途中に於て苦勞せられたやうな話を承りました。

戰時下ドイツ人の物質生活

以下は主としてドイツの近情とでも云つたやうなものを御報告したいと存じます。

先づ第一に一體伯林でドイツ人はどう云ふ風な日常生活をして居るかと申しますと、是は色色の事情でどうも私內地の新聞なんかを見ましても必ずしも眞相を穿つてゐないと云ふ風な報道もあつたやうに思ひましたが大體に於て平穩でありました。日本人も私の行つた頃は百人位、是はもつと澤山居つたのでありますが、開戰と共に家族は全部內地に引上げるやうにとの大使館の意向でありました爲、殘つて居るのは一二の極く少數の例外を除いて男子ばかりでありました。所が其の後三國同盟が出來た關係で再び非常に殖えて參りまして五百人位になつたやうでありましたが、最近は段々減りまして恐らく今百五十人位居るのではないかと考へて居ります。日本人達の生活も別に身に危險が差迫ると云つたやうなことはない譯でありますが、併し是は戰時下のドイツと云ふことを前提として比較的樂だと云ふのでありまして、今日の內地の日本人と比べて見まして矢張り相當の開きがあります。相當ドイツ人は勿論日本人も苦勞して居ると申して差支ないと思ひます。

例へば食料品に付きましては、御承知の如く所謂切符制度を採用して居るのでありますが、此の配給は率直に言つて相當の大幅の切下げをして居るのであります。パンに付きましては一

情事を語る

ユージタ

清原邦一

週間二千四百グラムでありますから是は潤澤であります。其のパンの品質に付きましては多少段々惡くなつたやうに思はれますが、パンに關する限りはドイツ人も全然不平不滿を持つて居らない、非常に潤澤のやうでありました。併し之につけるバターは勿論代用バターであります。更に氣候或は體質等の關係で日本人と違つて著しく肉食をして居つたドイツ人にとつて最も重大な影響ある肉類の配給に付ては非常に少いやうでありました。統計に依りますと大體ドイツ人は一ケ年に五十二キロの肉を食つて居つたさうでありますが、只今の配給は一週間四百グラムであります。四百グラム約百匁でありますが、是は骨付の計算になつて居りますから肉屋へ行つて四百グラムの切符を出しても百匁を貰ふ譯に行かない。それから一二割或はそれ以上少くなる。又其の切符を持つて料理屋に行つた場合に決して其の通り四百グラムの肉を呉れないのであります。ドイツでは私共日本人から考へると稍々奇異の感があるのですが、シヨウウインドーに品物が全然なくなると云ふことは非常に民心に惡い影響を及ぼすからでせうか店には可なり飾つてあるのであります が、非賣品でありまして賣つて呉れない。オーヴアーコート及び靴は點數以外でありまして、オヴーアーや靴を買はうとすれば今使つて居る分を持つて行つて此の靴がまう使用に堪へないと云ふことを實證する。それを係り官が許した場合に初めて古いのと引換に許可を貰ふと云ふ風でありますから是亦殆ど買ふことが出來ないと云ふ事情でありました。

併し此處に考へて見なければならないことは斯う云ふ風な切詰めた生活を致して居りますが、ドイツ自身が果して貯藏がないのかと申しますと、是は私共素人で能くは判りませぬが、他の人々の意見を綜合しましても相當長期戰に堪へ得るだけの貯藏をして居るのではないか、さう云ふ風に認められるのでありまして、卽ちドイツでは最初から大幅の切下げをして置いたのでありまして、肉の例にしても明らかに是は半分に足りないのでありまして最初から大幅の切下げをしてそれをコンスタントに切詰めて居る。此の點に大いに學ぶべきところがあるのではないかと思ふのであります。只今のコンスタントと云ふのは肉は最初は一週間五百グラム

であつたのを四百グラムに下げたのでありますから是は例外でありますが、他のものに付きましては時期に應じて多少增した場合もありますが、大體に於てずつと一定率の下に配給されて居ります。從つて國民は是以上惡化することはない、今日の程度に於ても相當の苦痛であるが、然し是は政府の發表に依れば國立榮養研究所で調査の結果必要なカロリーは是で十分あるのだ、さう云ふ風に說明されて居り安心して之に服して居ると云ふ風に見られるのであります。尙物質の不足に付きましては例へば石鹼の例を取りましても是も能く言はれる譯でありますが、ドイツでは只今標準石鹼と云ふやうなものを一ケ月に一箇——是は洗濯石鹼、化粧石鹼の中間を行く位の品質の餘り良くないものでありますが、それを一箇しか配給されませぬ。而かも洗濯屋にワイシヤツを出すと云つたやうな場合には洗濯屋では多少の營業用の石鹼を配給されて居るやうでありますが、不足して居る關係上必ず其の石鹼を削つて少しでも出さなければならぬ。ワイシヤツだけ出して洗濯して貰ふ譯には行かないのでありまして、石鹼を添える。而かも非常に長く掛かりまして、惡くすると二週間も三週間も洗濯に掛かるやうな譯であります。ドイツ人は、他の歐洲の國は知りませぬが、矢張り非常に入浴を好むやうでありますが、只今一週金曜日と土曜日と二回しか入浴は出來ませぬ。でありますから特に風呂を好む日本人には相當の打撃でありますが、金曜日と土曜日でありますから結局一週一回と言つても過言でない位でありまして、是は夏には相當これへるやうであります。以上のやうなことをまだ他にも例があります。が、斯う云ふことを申しますと如何にもドイツが物資に困つて居るやうに見えるのでありますが、是は獨りドイツばかりではありませぬ。ドイツに付きましては遠き慮りがあつてさう云ふ風に極度に貯藏して居るものゝやうに見受けましたが、他の歐洲各國に付て比較しましても多くはドイツ以下であります。

英・ソの空襲狀況

私バルカン方面を旅行したのでありますが、其の時の經驗からしましても相當大きい國でも米、麵類、肉と云ふものに付てドイツ以上に切符制度を採つて居り且つドイツは一週肉無し日としては火曜日と金曜日二回でありますが、一週五回位肉無し日を作つて居ります。要するに歐洲各國はいづれも交戰國であると否とを問はず非常に物資に困つて居るのではないかと云ふ風な感じを受けたのであります。而かもドイツに付きましても十分の貯藏があると云ふのも是は獨本土のことでありまして占領地を含めた場合に付ては或は多少問題ではないかと思はれる節もないではないのであります。

次にドイツに於ける治安狀況に付て一言致しますと、是はどうしてもドイツの最近の空襲と云ふことを前提として考へなければならないのでありますが、ドイツに於ける英國機或はソ聯機の空襲は比較的回數に於ては多いやうでありました。私が昨年八月二十六日伯林に着いた時に其の晩早速空襲の洗禮を受けたのでありますが、其の前日二十五日から實質的の空襲が始まつたやうであります。それより前は唯一回一寸來たのでありましたが、是は殆どとるに足らないやうでありまして、昨年の八月の末から段々空襲が殖えて來たと云ふ風な形でありまして、其の後一番多い時でも一ケ月に十八回位、私が今朝一寸日記を調べて見ました處八月から昨年十二月迄の間に約五十回ありました。本年一月は來ませぬでしたが、最近又少し殖えまして是が十三回位ありました。ですから六十數回程度空襲のあつたことになるのでありますが、英國機の空襲は白晝は絶對に來ないのでありまして夜間しかやつて來ないのであります。

是は御承知の通りドーバー海峽を渡つて伯林迄やつて來るには大雜把に見て一千キロあるとしまして時速三百キロで飛んで來ましても三時間半ばかり掛かる。往復の七時間近く掛かる關

係上日沒になつてやつて來る。晝間やつて來るとドーバーからこちらでドイツの驅逐機にやつ付けられる。其の關係上日沒にやつて來る關係上早くとも十一時から十二時頃で、段々冬になつて日が暮れるのが早くなると唯一度だけでありましたが、午後八時十五分に伯林の上空に現はれたことがありました。是はドイツでは今サンマータイム（夏期時間）を使つて居りますから實際上の時間では七時十五分でありました。夜間は編隊飛行機はむつかしい點もありませうが、大體英國は飛行機の勢力に於て格段の差がある關係上倫敦を空襲するドイツ機と違ひまして極く機數も僅かであります。二三機やつて來たり或は二三十機位來ることもありませうが、極く僅かでありまして、之に對してドイツの方では伯林に入ることが間違ないと云ふ直前、伯林の近郊に迫つた時に始めて空襲警報を出して、他のドレスデンを襲ふのか何處へ行くかはつきりしないやうな時には、假令國境を越えて參つても警報は鳴らさない。さうして伯林の近郊に近づいて來ると空中戰をやつて擊墜することがあるのでありますが、伯林市內に關する限りは一切戰鬪機が舞上らない。結局探照燈で照らして高射砲で防ぐと云ふ風な戰法を採つて居るやうであります。

何分回數も多い關係上私共でもイギリス飛行機の機體をはつきりと見ることが屢々ありました。照空燈でうまく交叉してキヤツチしますと銀翼がよく光るからよく分る。ブロペラの音はあたりが靜まりかへつて居るから十分聽える譯で餘り氣味の良いものではありませぬが、併し是亦大して爆彈を落して居らないのでありまして、神經消耗と云つたやうな意味に於て相當の效果はあつたかも知れないが、事實上の人的若は物的の被害は餘り多くないやうでありました。此の數字は當つて居るかどうか私には能く分らないが、大體向ふで非公式に言つて居る所では開戰以來本年の六月末迄に爆彈九百五十七、燒夷彈は七千五百九十二、と言つて居りました。之に對して死者が三百十二人、負傷者が六百十一人、さう云ふやうな數字を漏らしたやうであります。さうすると爆彈一つ落して一人位しか死傷して居らない計算になるのでありまして、私共が見ましても餘り人的の被害は多くはなかつたのではないか、現に日本人でも一時先程申した通り相當數に上つて居つたに拘らず一人もかすり傷も負つた者もないと云ふやうな實情であります。

イギリスの飛行機がやつて來た時にドイツ人はどうして居るかと申しますと、地下室に待避します。政府の方では空襲に對する法令を出して居りまして地下室に入らない者に對しては一切負傷した場合或は物を損壞した場合に損害補償の責に任じない。必ず地下室に入れと頻りに言つて居るのであります。其の結果大體に於て地下室へ入るのでありますが、爆彈は必ずしも屋根ばかりに落ちて來ないのでありまして、爆彈の落ちた現場を度々見ましたが、時々は街頭と地下室の境目に飛んで來る、斜に地下室に飛込んで地下室に在つた者がやられたと云ふやうな事例があり一時地下室に入る方が危いのではないかと云ふやうな噂がありましたが、爆彈に對しては兎も角高射砲の破片其の他から考へて見ると、矢張りどうしても地下室に入らなければいけない。それが一番安全ではないかと考へたのであります、然し日本人は慣れつ子になりまして地下室に入る人は少いやうでありました。

爆彈の大きさは始めは二十五キロ、五十キロと云ふ程度でありましたが、段々大きくなりまして、或る專門家の話では最近は八百五十キロのが飛んで來た。二十五キロは勿論五十キロ百キロ位では御承知の通り伯林は煉瓦造りの五階建でありますが、其の屋根に當つた場合に日本流に計算して三階位迄で、二階一階地下室は安全と云ふ程度でありましたが、其の後爆彈が大きくなるに伴つて地下室迄直擊彈が入ると云つたやうな事例もあつたやうであります。又燒夷

刑政第55巻第1号
矯正図書館

彈も七千幾らばら撒いたやうでありますが、是は建物の關係上餘り效果はないやうでありますが、併しそれにも拘らず例へば國立オペラ劇場であるとか或は日本の正金銀行のある建物が一正金は幸ひ二階にあつたから助かりました——燃えました。さう云ふ風に時に威力を發揮することもあり、而かも煉瓦建でありますから消防が意の如く行かないのでありまして長くぶす〳〵燃えて居つて容易に鎭火しないと云ふ風な事例も時にはありました。空襲中は先程申しました通り原則として地下室へ入る。而も長い時には四時間五時間と云ふ風のがありますから暖房裝置のない地下室に居りますと風邪を引く。神經を消耗さす意味に於ては效果がある。さう云ふ日の翌日は官廳商社共ドイツ人は半時間だけ出勤を遲くすることを許されて居るやうでありますが、半時間では足りないので、三日位空襲が續くと多少は參つて居るやうでありましたが、何分イギリスの飛行機は機數が少い爲か今一息と云ふ時にやつて參りませぬでしたからほつと一息吐くと云つたやうな狀態でありました。

尙最近ソ聯の飛行機が、私は八月十四日に伯林を發つたのでありますが、八月九日頃から時時やつて參りました。是は六月二十二日に開戰と同時に東から必ず空襲があると皆覺悟して居つたのでありますが、非常にドイツの作戰が效を奏して飛行機基地を爆擊してしまつた。ソ聯の飛行機を擊破したと云つたやうな關係で一向やつて來なくて八月九日に初めて來たのでありますが、是も機數は一機か二機程度に過ぎないものではないかと考へられました。極めて小規模で全體的に見ると採るに足らないものと見えて一年經つた私の歸る頃は夏の

尙英國では首都伯林の空襲は其の程度でありますが、最近のハンブルグであるとかブレーメンとか或はラインランド地方と云つたやうな軍需工場地帶に對しては相當空襲をし時に朝からやつて來るやうなことを噂して居り又新聞にもさう云ふことが出て居つたこともありますが、空襲の被害の程度、場所に付てはドイツは明確には發表しませぬから正確なことは分り兼ねます。

空襲に關聯して伯林に於ける燈火管制に就いて申上げます。勿論一年中所謂非常管制でありまして全然灯をつけてはならない。私が行つた頃は非常に神經が尖つて居りまして少しでも窓から灯りが漏れると警察官でなくして一般の民衆が、灯を消せと大聲で怒鳴る。懷中電燈も青い紙で蔽ひをしないと叱られる。私も叱られたことがありますが灯が明るすぎると民衆が直ぐかん〳〵になつて叱つて來ると云ふ風でありましたが、矢張り是も長くなつて來ると多少弛緩するものと見えて一年經つた私の歸る頃は夏の間空襲のなかつた故もありますが、兎も角最初程嚴重でなかつたやうであります。勿論サイレンが鳴つてからあとの方は完全消燈でありますが、矢張り時々窓から灯りが漏れる。懷中電燈の光力も少し明るくなつたやうな嫌ひもなかつたではありませぬでした。

此の非常管制の下にずつと日常生活を送ることは慣れますとそれ程苦痛ではありませぬが、外へ出て明るみに接した時に矢張り相成身體にこたへて居つたと云ふことが振返つて見て分る譯でありまして、私も途中國外に旅行した時とか或は歸る時に スポンに來まして明るい街に接した時に初めは變に思つた位でありましたが、非常に矢張り嬉しかつた。一年間ぶつ通しに眞暗の中に居りますと、日本人でも夜少し目が見えるやうになつて來たと言つて居る、現に或る程度本當と見えまして日本からシベリヤ經由で突然來たやうな人を案內すると、さう云ふ人が能く並木にぶつかつて怪我をしたり或は電車道に柵がありますが、それに引懸かつて倒れたり、日本人でも入院して三針か四針縫つた人もありますが、最近は慣れたのかさう云ふ人も大分減つて參りました。晝間こそ飛行機は來ないが、夜は眞暗である。而かも冬になれば殆ど天候さへ良ければひつきりなしにやつて來る狀態でありました。

東洋訓話

人を責むる心にて己を責め、己を責むる心にて人を責む

昔支那では學問といへば、普通、人の道を學ぶことにきまつてゐた。こゝに掲ぐるのは宋代のこと、宋の世で名高い人格者で且つ學者で又教育家范（姓純仁（名）先生（苑忠宣公ともいふ）の訓話中の一節である。（宋名臣言行錄）

わしは年久しく聖賢の示された道を學んで來たが、詮ずる所は、忠と恕の二た道しかない。この二つは、われ〳〵の心にあつて、いくら使つても使ひきれない、わしは何事をするにつけても、人の身に關係する以上、たとへちよつとのことでも忠恕の二つだけは離したことがない。

一體、人の身の過失缺點は、どんな愚かな者でもよく見えるものであるが、吾が身の過失缺點となると、どんな賢い者でも見えないものである。そこで心得なくてはならぬことが、

人を責める心で己を責め、
己を責める心で人を責める。

といふことである。

かういふ教訓である。漢字で忠といふ語には、「人の爲に己を盡す」ことで、語には、臣、君につかふるに忠を以てすとあり、孟子には、人に教ゆるに善を以てす、これを忠といふとある。親切といふ意味である。又恕といふのは「己を推して人に及ぼす」ことで、同情といふ意味である。

我國では「君に忠」といふことが、最も強く唱道されてゐるので、忠の字は、君につかふるときのみ用ひらるゝやうにさへ思ひ込まれてゐるが、よく注意して見ると、忠告、忠實、忠僕など相當他のときでも用ひられてゐるのである。又恕の字は、今日では一般に用ひられず、その代り同情として、盛に用ひられてゐる。恕は、儒教の方では頗る尊重され、古聖が、わが道は一以てこれを貫くといはれた一貫の道は、卽ちこの恕であることが、餘りにも周知のことなるが、恕に就て、論語公冶長第五に、子貢といふ門人から師孔夫子に伺ひたる言として自身が常に人から陵かれるやうのことなく生活するには、自身より人を陵ぐやうのことなきやう生活せねばならぬといふ教はいかゞのものでありますかといつた。すると、師の孔夫子は、一言の下にそれはなんぢらの出來る所でないと申されたといふことである。己の欲せざる所を人に施さぬことは、子貢の修養程度で十分出來るが、人をして非義を我に加ふることなからしむることは、聖域に達した孔夫子でさへ、不可能であつた例は、孔子の宋國を過ぐるとき、桓魋が孔子を殺さんとしたことに依りても明かである。恕の解釋に就てよく引用されるのは、論語顏淵第十二の

己が欲せざる所は、人に施す勿れといふ一節であるが、之と引合に持出さるゝのは、バイブルの「己が欲する所は人に施せ」といふ一文である。言ひ表しの消極的なると積極的なるとの區別に過ぎぬやうなるが、道德的價値はその消極的の方に多いことを見出される。

恕は同情の意であるが、同情は「思ひ遣り」と同意である。

思ひ遣りを根本にして讓り合ひ、反省など種々の道德が枝を爲して生れてくる。

以上述べ來つたやうなわけで、忠と恕とは抱き合せて用ひられては居るが、忠と恕とは、とり別けて見るべきものである。しかしながら同じ良心にて別居しゐるのであるから、相互の交渉關聯あるものであることを沒却してはならぬ。從て眞に忠なるものは必ず恕であり、眞に恕なるものは必ず忠であらねばならぬ。尙東洋の道德に於ては、忠と信とを抱き合せ、恕と宥とを抱き合せ、忠信、宥恕は、古典では盛に揭げられてゐることも閑却してはならぬのである。

少し極端な例になるやも知れぬが、こんな訓話もある。これは說苑本篇といふ書に出てゐる伯俞といふ人の篤孝譚である。それを見ると、青年伯俞に何か過失があつて老母ではあつたがひどく怒つて、その子を笞つたとき、何時もになく大聲泣き出した。立腹がおさまつてから、その母は伯俞青年に向つて、お前は何時笞たれてもあんなに泣いたことがない。それにどうしてあんなに泣いたのかといつた。伯俞少年は立ろに答へた。何時もおかあさんから打たれるとひどく痛さを感じたのでありますが、今度は笞に力が入らぬせいか少しも痛さを感じない。わたくしは惡るいことをしたといふ心と、その笞の力弱さによりておかあさんの力衰へられたのを察知して、不孝の念がこみあげ來り、遂に泣かねばならなかつたのでありますといつた。親に對して相濟まぬことをしたといふ誠心とそれより生ずる忠恕のほたらきで、これほどに思ふことは、記錄に遺る價値ある行爲だと、古い他國のことながら、しみ〴〵と感せさせられる。

佐伯復堂

訓話

刑政第55巻第1号
矯正図書館

一六・十・八

歴代局長に

(一)

ものを聽く會

於星岡茶寮



安達　是から歴代局長閣下に物を聽く會を始めたいと思ひます。どうぞよろしく……

正木局長は十三代目

正木　それでは私より主催を致しました理由を一つ説明致します。此度圖らずも私が行刑局長と刑務協會長になりました。私は今日御出席下さいました山岡先生が監獄局長であられた時に行刑局嘱託として入局致しまして、其後泉二先生、それから松井先生、鹽野先生、岩松先生、此の五代の方々にお仕へ致しました。それから瀧川さんと秋山さん、金澤さん、此の三先輩を經由致しまして、私が山岡先生から丁度九代目司法省所管の初代監獄局長久保田貫一氏から十三代目の行刑局長になりましたのであります。私は行刑局に十五年も居りましたので動もすれば我儘が出易いと思ひます。そしてそんな氣持でやると怪我をする場合が多いかと思ふのであります。そこで此際先生方やら先輩方の御援助を得、又教を得る機會を得たならば日本の行刑と云ふものが益々進歩するに至るだらうと、斯ふ云ふ樣に考へまして、大變御多忙中でありますが御出でを願ひました所が、快く皆さん御出でを願へまして誠に嬉しく思つて居ります。

實は司法省に監獄が移管致しましたのが明治三十三年でございます初代の方が先に申しましたやうに久保田貫一さんであります、此の方は明治三十三年の七月から三十九年の一月迄五年六ヶ月、局長の職においでになつた人であります。二代の方が河村讓三郎さんで明治三十九年の一月から四十年六月迄一年五ヶ月御在職、三代が小山溫さんで明治四十年の六月から四十四年の十一月迄四年五ヶ月御在職でございました。それから此の次の四代が谷田三郎さんで、明治四十四年の十一月から大正十年の六月迄九年七ヶ月御在職でございました。山岡先生が第五代で大正十年の六月から十三年の一月迄二年七ヶ月御在職、それから泉二先生が大正十三年の一月から昭和二年の二月迄三年一ヶ月御在職でございました。それから松井先生が昭和二年の二月から昭和五年の九月迄三年七ヶ月でありました。それから鹽野先生が昭和五年の九月から昭和九年の七月迄三年十ヶ月御在勤でございました。それから岩松さんが昭和九年の七月から昭和十一年の十二月迄二年五ヶ月、それから瀧川さんが昭和十一年の十二月から昭和十三年の六月迄一年六ヶ月の御在職、秋山さんが昭和十三年の六月から昭和十五年の五月迄一年十一ヶ月、金澤さんが昭和十五年の五月から昭和十六年の七月迄一年二ヶ月、斯ふ云ふ御在職であります。

其の各代の間で非常に色々と特徴が現はれて居りますが、それ等の點に付きましてお話を承りたいと思ふのでありますが、序でを持ちまして刑務協會の現在のあらましだけ申上げて置きます。私が刑務協會に山岡先生時代に這入りました頃は、刑務協會と云ふものは財産としてはまだ三十萬圓に到達して居なかつたと思ふのであります。所が昭和十五年度の一昨年の末日現在で今のあの廣い建物がありますが、あれは實際はもつと高價なものと思ひますがあの不動産を財産目錄通りに致しましても之を加へて總財産が七十七萬九千四百九十圓五十六錢と云ふことになつて居ります。動産が五十二萬五千八百四十圓八十錢、それであの建物と世田谷の方にあります建物と一緒に致しまして、二十五萬三千六百八十五圓九十六錢、斯ふ云ふ事になつて居ります が實は今日の價格に致しまして、あの刑務協會と云ふものは到底二十五萬圓や三十萬圓でありませぬので、現在の實際の財産は百萬圓を突破したと見るのが宜しからうかと思ひます。刑務協會でこれ丈けの基礎を固めましたのは全く歴代會長の御努力と我々感謝して居る次第でございます。是で私共の搖



ぎなき基礎が出來たのでございますから刑務協會の仕事にしましても、行刑につきましても先代の方々の御協力、或は外部の方の御助力に依りまして、一層目的を完遂する必要があると感じましたので、私共局の諸君に御相談致しまして、我々の先生先輩をお招きして、一夕お話を聞かうぢやないかと云ふ相談を致しました所、滿場非常に贊同されましたので、今日の會を催すことになつたのであります。丁度其時山岡先生の行刑局長時代に、今の岩村司法大臣が勅任參事官で行刑局に兼務をして居られたさうであります。それで此の會を催すことをお話し致しましたら、非常な御贊成でありまして、是は是非やれ、若し自分に日時の都合がつかいたら、行つて自分も加りたいと云ふお話であつたのでありますが、今日日時がかち合ひまして大臣の祝賀會がありましたので、今日御出席になることが出來ませぬけれども、非常に御贊同になりまして、今回限りでなしに度々集りまして、御教なり御支援を願ひたいと考へて居ります。どうぞさう云ふ點を御含みの上で後輩をこれから指導してやると云ふお氣持で、皆さんで一つ御鞭撻を願ひたいと思ひます。それで是から座談會の司會を私に扱はして頂きまして、歴代の局長、會長の方々に代を追つて一つお話を承りたいと思ひます。先づ一番最初に山岡先生が丁度大正十年に行刑局長にお成りになりましたのですが、其の當時は多分監獄局長で御任命になりまして、途中で行刑局長と云ふ名前にお變りになつたと思ひます。其の時代の行刑局と云ふものはどう云ふものでありますとか、色々のさう云ふ漠な御感慨、其の頃のお話なり、參考になりましたものがありますれば、お話を願ひたいと思ひます。

監獄より刑務所へ

山岡　今夕は懇談會をお開きになると云ふことで、實は極單純にお互に談話の交換をする氣分で來ましたので、別に何等の用意を致して居らぬのでありますがお話をしろと云ふことでありますから、御指圖通りに少しく申上げたいと思ひます。斯の樣な企をせられたことは誠に嬉しく存じます。

出席者

鹽野季彥　泉二新熊
山岡萬之助　瀧川秀雄
金澤次郎

正木、安達、中尾、長部
芥川、小川、寺光、岡
岡部、河瀨、吉田、中村

刑政第55巻第1号
矯正図書館

とは誠に結構のことで、正木行刑局長は監獄行刑の方面に於ては造詣頗る深い方でありまして、此の點に當られたことにつきましては非常に喜び且つ慶祝する譯であります。斯う云つた集りは時代の流れから見ても結構のことで、以前の官民各々離れて居る時代と大分樣子が變つた樣であります。此頃は擧國一致、總てが一體になつて仕事をすると云ふ時代でありますから、此傾向から見て誠に結構のことで私も贊成で今晩は出席した譯であります。由來此の行刑と云ふことは其の性質上頗る困難のことである。是は皆さん現に其の職にある方々ばかりであつて克く御承知の事であります。最も平たい言葉であるが緣の下の力持になるのであつて、實は裏と云つては少し語弊があるのですが刑事裁判の後始末をして行く行刑の成果を揚げることは容易なことでないのは申すまでもないことであります。之に對しまして諸外國に於ても相當の學者、實際家に依つて長い間研究もされ、經驗を經て今日の樣な制度になつて事たのでありますが、今日の實際は刑務所に於て職業訓練が立派になり、世の中に立つて行かれるやうに皆さんのお骨折に依つてなつたことは、誠に國家社會の爲に喜びに堪へないのであります。內務省時代にも相當の人々又宗教家の方も關與して、監獄と云ふものの氣分が變つて居つたことがあるのでありますが、司法省に移りましてからは一層考へ方が變つて來たと思ふのであります。殊に谷田局長は十年一日の如く其の衝に當られて、相當な改善を施されて御苦心になつたので、監獄設備の如きも立派に出來上つた次第であります。私其の衝に當つて先代の爲し來つた所を更に出來る丈け時代の要望に副ふて行きたいと云ふ考へ方を致しました。

刑事を主宰する司法省に監獄局のあると云ふことは當り前のことかも知れませぬが、併し何と云つても監獄と云ふことを表に翳してゐることはどうも適當でないので、是は何とか一つ名前を良くしなければならぬのではないかと思ふて、段々議を進めたのでありますが、當時名稱の改正と云ふことは各方面に關係があり、名まへだけ變へても何にもならぬではないか、今監獄から出た者は社會から疎ぜられる、今度其の名まへを變へて見た所でそれが數年經てば同じことになる、斯ふ云ふ論がかなり强く反對もあつたのでありますが、私は其の論に對してはそれは時が經ち慣用となれば何にもならなくなるかも知れませぬが、そうなつたら又變へたら宜いではないかと云ふことで、結局變へても宜からうと云ふことになり監獄局は行刑局と變り、其の仕事は刑務と云つた樣なことに變つたのであります。其の後も行刑とか、刑務とか刑務所と云ふことを元に戻してやつたら宜いと云ふ說もあつたのでありますす。それに對しこの際述べて見たいと思ひますが、それは理論上から考へるならば監獄と云ふことは卽ち囚人を拘置する所である、卽ち刑法に於ては監獄は囚人を拘置する場所である。刑務所と云ふのは官廳であつて、其の官廳は他の官廳とちつとも變らない、其官廳たる刑務所に監獄といふ設備が附置されるのである。斯ふ云ふ意味のものであるから、何處までも官制の決めたものは刑務所で監獄と云ふ必要はない、否そこに違ひがあるのだ。斯ふ云ふ考へ方であるのです。そこで刑務所の今日の役人が若し官廳を監獄と云へば監獄の中に居ることになる、監獄の中の拘禁者と同じやうになる、どうも監獄の中に官吏が居ると云ふことは受取れない、以前此刑務官吏は特殊のものだと見られた時代があつた監獄の中に居る、さう云ふ誤つた考へ方を一掃するにも、官制の方は何處までも刑務所と云ふ官廳にし監獄は一つの拘禁施設である、斯ふ云ふ考へ方をした譯なんであります。だから將來とても刑法或は其他の法律に於て監獄と云ふことはそれで宜からうと思ひますが、官廳はどこまでも官廳にしたい、其の點に付ては沿革を遡つて考へて見れば以前は監獄署と云つたのです。署と云ふことになれば役所と云ふ言ひ現しである、それをどう云ふものか監獄と書いてしまつた、そこに趣旨を害なつた、元の監獄署は理窟通りから來てゐるが、さう云ふ點から見て理窟の上から云つても、氣分の上から云つても刑務所と云つた方が宜いと云ふのである。なほ司法省の行刑局と云ふのは、もつと廣い範圍である、行刑と云ふ以上一切の行刑をもつて來たい。今日の刑事局は罰金とか、恩赦の問題もありますが、要するに刑事局と云ふのは裁判を決めてゆく、そこに重點があるのであるから其後のことは一切行刑の所でやつてゆきたい云ふ考へ方でありました。行刑局の現在ではそこまで來て居りませぬが、行刑と云ふものは裁判の濟んだ跡は行刑の方で一切やる、其處は刑事訴追と云ふ考へ方よりも、刑罰を實行すると云ふ考へ方がある譯であります。故に刑務局と云ふより行刑局と云つた方が相當であると云つたやうなことで、色々論議もありましたけれども、行刑局と名乘つたのであるから、從つて名前が變つたのであります。

刑の內容も直した方がよくはないかと云ふことで、其の當時に調査會も出來ましたり、或は刑務協會に於ける官吏の養成所も出來たやうな譯です。

扨て行刑と云ふものは威嚇主義か改善主義かは皆さんが知つて居るのであります。しかし何と云つても長い間拘禁してゆくと云ふので改善主義でなければいけぬのであつて威嚇主義丈けではいけない。要するに犯人を改過遷善せしむると云ふことになる譯であります。是も時代の流れに從つて行刑の內容も變らなければならぬ。ただ今後の行刑のことに付て私は外から見て玆に附加して申して見たいことは今日迄は御承知の通りに總て外國に依存して來た、勿論日本の考へと云ふものが行刑の上に這入つて居ることは申す迄もないのでありますが、大體に於て向ふの模範を參酌して來たのであります。

今日はどこ迄も日本精神で、東亞の新秩序を建設し、東亞共榮圈を確立しやうと云ふ建前で其の指導は日本主義でなければならぬ。卽ち八紘一宇の精神でやつて行かなければならぬと思ひます。其の點に付ては司法省で日本法律と云ふ考へ方が進んで來たと云ふことで、是は慶賀すべきことであると思ふのです。それで日本精神をもつて行くと云ふことになりますと云ふと、勿論色々の見方もありましょう、ありましても將來皆さんの御努力に依つて根本精神が樹立せられたならば結構の次第であります。又刑務協會に付てもお話になりましたやうに磐石の基礎が出來ましたことは欣快である。

行刑局の官廳作用丈けでは行刑の實際が圓滑に行はれない、やつぱり刑務協會と云ふ一つの機關があつて補助的活動をなす事に依つて行刑の實際が圓滑に行くのであります。これが左樣に盛大になつたと云ふことは何よりのことであります。別に用意なきため纏りの付かないことを申上げましたが其の程度で終りたいと思ひます。

正木 次に泉二先生のお話を承りたいと思ひます。

行刑制度調査委員會

泉二 別に私も考へを纏めて來た譯でもありませぬし、お話しても途切れ〳〵のお話になりませうけれども、思ひ付き〳〵のお話をして見ませう。

私が行刑局長になりましたのは先刻御報告になりました大正十三年一月でありましたが、其の時に私は丁度大審院の判事でありまして、大審院で八年何ケ月と云ふ間陪席判事を勤めて居りました。而して丁度昭和十二年の暮に何級棒と云ふのだか知らぬが、丁度局長級と同じ程度の俸給を頂くことになつたのであります。無論二等官にはずつと前になつた。職務に於きましても裁判の方が私の經驗等から云ふと、若し適材と云はれるならば、私としては其の方が適材であると思つたのです。しかし其の當時考へて見たことはどうも此の從來のやり方では裁判と行刑と云ふものとが丸で分離して、裁判をやりさえすればそれで後は結果がどうなると云ふことも一向無頓着に、さうして行刑の方では裁判の精神と云ふものがよく分らないで、行刑と裁判と獨立して行動して居る。これでは仕樣がない、行刑の中では死刑であるとか、財產刑の執行であるとか云ふこともあるけれども、自由刑の執行がどうしても中心になる、之を裁判と結び付けると云ふことは一番必要のことであると考へて居つた譯であります。

其の前から機會があつたならば刑事局長になるぞと云ふ先輩達からの話もありましたが、一應行刑の方をやつて見たいものですがと云ふ話をしたこともあつたのであります。それで丁度好い機會だからそれぢや一應本省に這入つて見ませうと云ふことで承諾したのであります。

其の當時は御承知のやうに丁度十二年九月一日大震災があつて、東京の刑務所も皆破壞されて全部之を改築しな

矯正図書館

ければならぬと云ふ必要に迫られて、其應急の處置は山岡局長の時に出來て居ろ、さうして刑務所建築のプランと云ふやうなものも大體出來て居た。それで私が行刑局長になりまして、唯其プランを實行すると云ふことが一番の急務であつた。その時小菅を他に移さうぢやないかと云ふことも問題になりましたが、有馬典獄などはあれはあすこに置いて欲しいと云ふ沿革的の理由をお述べになりましたが、又適當な候補地もないので其の儘にして置かうと云ふことに爲りました、それから今度は巢鴨をどこにもつて行くかと云ふことが問題になつて隨分移轉先に付いては候補地を探すに骨を折りました。それは當時の佐藤典獄が非常に熱心で、方々何ヶ所位歩いたか知れないが、隨分西も、東も、南も、北も探して見まして、結局今の府中より他に適當の場所がない、其當時はあすこは全く雜木林の平野である、八萬餘坪、それが刑務所の敷地になる迄にどの位年月を經なければならぬかと云ふやうな心配もした程でしたが、思つたよりも意外に早くどん〳〵進行して、さうして今日の刑務所が出來るやうになつたのであります。それから市ケ谷はどうするとか又横濱はどうすると云ふことが問題であつた。横濱の候補地を探すと云ふことに付ても隨分骨を折つたのですが、漸く今の所に出來た。最初刑務所や檢事局ではどうも場所が遠いから拘置所だけは別に市内に置きたい、あの外交記念館の附近、卽ち今の裁判所のちよつと後側、或は構内の脇と云ふ希望でありましたが私もあすこに置くより外に仕方がないと思ひましたが、何しろ市の連中があすこに置かれては困ると云ふことで、大分歎願があつたので、全部今の刑務所の所に持つて行つた。こゝは交通も不便であつたが電車はそこ迄の延長は市の方で當然やると云ふ話で、又押送は自動車で何とか出來るから何とか遣れるだらうと云ふので決定を見ることになつた。辯護士丈けは大分不服のやうでしたが、之を押切つて向ふに持つて行つたのは、横濱のやうな市内に拘置所を置くといふことは種々の點から考へて不適當だと考へたからでありました。

そんなやうに色々建築の方に私としては骨が折れた。それから建築の樣式等については山岡局長の時に從前と違つて行刑區域と事務區域と分離して、事務區域の方は外部との交通を今までの樣な閉鎖主義にしないで、外部との交通を自由にして、それに依つて結局刑務所と云ふものに對する外部の感じを少し軟げやうではないか、外部に對して刑務所と云ふものゝ理解を深めやうではないかと云ふ考へがあつたからでありますが、私はそれは極結構のことであると考へてその儘に實行したので、今日の小菅であるとか、府中であるとか云ふのは、割合に外部との交渉の上から見ると好い感じが、昔と違つた普通の官署と同じやうな感じが持てるやうな建築が出來たと思ふのであります。

それから山岡局長の時に行刑制度調整委員會と云ふものを設けられ、詳細な調査が行はれまして報告書も出來あがつて居りましたが、それは監獄法改正の準備であつたと思ひますが、私も其點に非常に重きを置かなければならぬと考へたのであります。それで私は行刑制度調査委員會で調査した材料とその外獨逸あたりの實際の行刑制度と云ふものを參照して、行刑法改正を行ふと云ふことは必要であるが、其中でも刑務官吏の地位を向上せしむると云ふことに全力を注ぎたい、第一の感じはそれであつたのであります。それに今迄長い歷史といふものが、どうも刑務官の地位を非常に輕いものに見てゐる、世間でも、關係官廳あたりでもさう云ふやうに見て居る。それで山岡局長の時に、有資格者丈けは一號表に依る普通の高等官俸給を受くるやうに改善されたのでありますが、何とかして全部一號表にすると云ふことにして、其地位を立派にして行かなければならぬと云ふことを痛感しましたが、今迄の沿革に顧みて唯でいかぬ、やつぱり行刑法と云ふ理想的のものを拵へて、成る程これほどに行刑制度と云ふものが進歩したものである、立派なものであるならば、其運用の局に當るべき刑務官吏の地位も從來と違つたものにしなければならぬと云ふこと、之を關係官廳をして十分よく理解せしめることが必要である。その手段として行刑法と云ふか、刑務法と云ふか、その制定が急務であると感じました。その名稱は問題であつたが、まあ刑務法案で宜いではないかと云ふことで、假にその名稱を付けてそれを拵へることに着手したのであります。

行刑のことは一體法律でなく命令で規定しても宜いのである。尤も監獄法に規定してゐる事柄でどれだけが法律で、どれだけが命令でもつて出來るかと云ふことは多少研究を要する問題ではある。獨逸あたりでは今日では法律で規定すると云ふことになつて居りますが、從前には命令でやつて居つた。私は憲法の解釋から云ふも別段行刑法と云ふものが命令ではいけない、法律でなくちやならぬと云ふやうな窮屈の

解釋をしなければならないと云ふ根據はないと思ひましたけれども、兎に角既に監獄法がある以上は之が改正は法律を要することは勿論であるし、又法律で規定して置くと云ふことが、色々の關係から見て、殊に議會あたりで一つの組織的の說明をすると云ふやうなことにもなる譯であるし、各官廳との交涉をするにも是は法律の規定から來ると云ふので、何か都合好く行けるのであります。私は一體學究的の考へからして刑務法の改正を急いだのではなくして、今お話した意味合からして先づ法律の改正をしたいと云ふ考へを起したのでありまして、さう云ふことで書記官諸君と一緒になつて、草案作成に取りかゝつてゐたのであります。

歐米へ外遊

大正十四年に倫敦に於ける第九回の國際會議があつたので、私が其の會議に參列し且つ其の當時の歐米諸國の行刑制度を實地に就て視察することに爲りました。其の時は何でしたかね、林さんが次官で、大臣は小川さんでした。私が行くことになつて岡部君も同行したのであります。それで段々亞米利加から歐羅巴を廻つて出來るだけ方々の刑務所を見たのでありますが、それを綜合して見て日本の行刑と云ふものとどれ位懸隔があるか、どれだけ向ふの方が進んで居る、こつちがどれだけ遲れて居るのであるかと云ふやうなことを、專ら檢討したのであります。綜合の結果から云へばさうこつちが遲れて居ると云ふことは私は考へなかつたのであります。尚ほそれ程進歩して居ると云ふ事を發見することが出來なかつたのであります。御承知の通り亞米利加はあゝ云ふ風な國柄でありますから、本當に突飛なことをやつて居ると云ふ所は、如何にも特異のことが行れて居つた。是は進歩と云へば進歩でありますが、日本の刑務所として、あれ迄やつてよいのであるかと云ふことを私は疑問だと思つた。

例へば先づ第一に**ホノルル**の刑務所であります。それは建物なぞは本當の刑務所であるかどうか分らぬやうな、普通の寄宿舍と云ふやうな風に外から見へるやうに出來て居る。それから中には四百人位の囚人が居た、さうして職員はと云ふと九人か十人でそれを取扱つて居ると云ふ話でありました。中を見ると如何にも無規律で、作業の方面などは極めて幼稚である、さうして仕事がないのもあります。日中になつても庭に出てあつちに一塊り、こつちに一塊りしてゐる囚人が澤山居ると云ふ狀態で、而も一面では刑務所に隣接して直ぐ裏門から出て行かれるやうに續いてゐる運動場がある。其の運動場では外部の職業的野球團と收容者野球團との間にマッチが行はれる。ホノルルでも實際それをやつてゐると云ふことが分つた。それから女子を收容してゐる特別の區劃の方は這入口の事務所の二階にありますが、その寢臺は寄宿舍と云ふよりはホテルの客間とでもいへるやうな裝備が出來て居る。民間ではちよつと立派な家庭でなければ斯ふ云ふものは用ひることが出來ないだらうと思はれます、さうして女囚に對して刑務所の職員達はレディーズと云ふ呼び方をしてゐる。是はどうも偉いことだと思つて見たのであります。さう云ふやうな所などは如何にも亞米利加式で、進歩してゐると云へばいへるのですが、日本などでは斯んな眞似はしたくないと思ひました。

それから今度はずつと亞米利加の方に渡りましてからも方々見ましたが、シカゴ市外**ニュー・ヂヨリエツト**の國立感化監は建物がビックリさせられるやうな閨房式のものを中心としてその周圍に八個の同形建物を配置して完全な階級的處遇を爲さうと云ふのが最初のプランであつて、私の行つた時に三棟出來上つて四棟建設最中であつたが、彼のクリミノロジーと云ふ本の著者ギリン博士が向ふから手紙を寄越して、刑務所の建築が豫算不足の爲、四つだけ出來て後は普通の建築物二棟とかで間に合はせると云つて來たのですが、そんなやうな所も見ました。そこで一番眼に付いたのは構外農場が驚く程に大きいと云ふ事であります。階級システムの處遇をやつて最上級になつた時に釋放前の試練の爲めに農場内の建物に居住せしめ自由に仕事をさせてゐる。例へば音樂を職業とする者の爲めにはピアノを置いてある、さうして就職運動の爲めならば外部との交涉も自由に許るされて居る、其の農場を馬車で廻つても一時間や二時間で廻り切れないと云ふことでございます。さう云ふ農場式の刑務所と云ふものが日本にも少し欲しいと云ふことを考へました。それから今度は紐育のシンシン刑務所にも行きましたが、工場は相當に機械工業化して進歩してゐると思ひました。ニュジャーシー州などに行きましたが、あすこの監獄協會長のルイズと云ふ人が監獄作業の方では有名であります、それからボストンではベートウと云ふ是は全亞米利加監獄協會のリーダーシップの役割をする人である、其の人が支配してゐる**ボストン**刑務所は作業などは進歩して居りました。是は機械工場になつてゐて能率が大き過

刑政第55巻第1号
矯正図書館

ぎるため仕事がそれだけない、仕事なしで控えてゐる囚人が相當居りました。是は行刑と作業と結付けて考へて見ると、斯う云ふものではやつぱり困る斯う云ふアイドルズが澤山出來なければならぬやうな作業組織では困る。又やつぱり其の規律は整ふて居ないやうに見えました。兎に角規律の上から見ると云ふと、日本程規律の正しくよく行はれてゐる刑務所と云ふものは亞米利加では發見しなかつたのであります。

それから倫敦に渡りましてからも諸所視察しましたが、日本程の規律がない。しかし亞米利加に比すれ相當に規律を守つてさうして新しい主義を取り入れて行刑の改善を計つて居りました。刑務所とは違ひますけれども彼の有名なボースタル・インステイチューションでは家族主義で幾棟かの家族舍に分けて各舍長の許に數十人宛が家族的に訓育訓練を受け、忍耐勤勉を旨として仕事に從事して居る。やつぱりそこにも廣い農場が附屬して居りますが、其の方で勤勞訓練と云ふものが相當に行はれて居るやうに見ました。さうかと思ふと一般の刑務所の作業の方はそんなに機械作業でなく、亞米利加程に工場式になつて居らない。行刑の方から見て機械式の作業がよいものであるか、手工業式の方がよいものであるかは相當考へものであると思ひますが、亞米利加では總ての周圍の仕事が機械工業であるから刑務作業も之に順應すべきが至當でありますけれども、英吉利はさうではないのであるから、釋放後の生計の爲めには寧ろ手工業的の刑務作業が本位となつて居ると見てよいと思ひます。我國に於てもさう何でも彼でも機械作業が行はれると云ふことではないのであるから、刑務所で機械作業ばかり奬勵して擴張して行くと云ふことは考へものである。

作業收入のみに着眼すれば出來る丈の機械化が必要であるけれども釋放後の生活を考慮するならば亞米利加程にやると云ふこともいけない、どちらかと云へば英吉利程度のものであらうかと思ひます。スコツトランドでも合理的に教育主義の行刑が行はれて居りました。英吉利は元來非常な保守主義の國であると云ふことを能く聞されますが、必ずしもさうでない、行刑の方面でも亞米利加風の突飛なことをやらぬけれども、着々と質實剛健な進歩を企圖して行きつゝあるやうに私は見たのであります。

それから大陸に行きましてから獨逸オーストリア、和蘭陀、瑞西、チエコ・スロバキヤ、伊太利等で多數の刑務施設を參觀致しましたが、大して進歩したこともありませぬでした。唯瑞西のウイツ・ウイル刑務所では建物を立派にしたり、居房を飾りつけたり致しませぬが、刑務所が自給自足でやる、國費を仰がない、國庫に幾らか餘分の奉仕をすると云ふことでやつて居ります。さうして此の刑務所は農場刑務でありますが、圍繞壁もない開放式であり、收容者は四百人餘職員は全部で二十人位であつて、役人や教師が自分で鍬を持つて先達になり、收容者と一緒に仕事をして居る。實に和氣藹々たるものがありました。當時の典獄はオツト・ケルレル氏でありましたが、其の官舍で私の遠來を親切に犒つて呉れました。其の後今日でも年報を送つて來ます。兎に角私は行刑の成績から見てそれは手本になる所がありはしないかと云ふ感じを持ちました。

要するに從前歐米あたりで衞生上の問題、殊に採光、通風などゝ云ふことが監獄建築技術の上で常に研究問題にされて居つたやうでありますが、日本の昔の刑務所では採光、通風などはよく出來て居る。此の點に付てはそんなに心配することはなかつたと思ひます。役人としては日本が眞面目にやつて居ることは宜しいと思つたのですが、唯スコツトランドでは刑務所の役人に禁酒令が布かれて居ることが注意に値するのであります。刑務所の官吏と云ふものは職務の内外を問はず常に眞面目に、常に應急の活動をすることが出來るやうになつて居らなければならぬと云ふ理由に基づいて居るのであります。從前には刑務所の役人が外へ行つて酒を呑んでちよい〳〵事故を起したと云ふことがありましたので、我國でも何とか斯ふ云ふ點は考へて見たいと云ふ感じを持ちました。

私の歐米刑務所視察の結果は概略以上の通りでありますが、之を要するに當時彼等の行刑界は將に應報刑思想の支配を脫して豫防刑、改善刑思想の指導の下に新體制を取らんとする黎明期に入るべき趨勢を示して居るけれども未だ十分に進化しきらない狀態でありましたから、直ちに取つて以つて我行刑制度の改良に資すべき材料は得られなかつたのであります。乍併如上の趨

勢に鑑みることが刑務法草案の作成について大きな信念となりました。

行刑法改正ならず

それで歸朝後更に辻、岡部、正木其他局員諸君の援助に依りまして推敲を重ねた結果、刑務豫備草案を稿了しましたから何とか議會に提出する段取りに進みたいと思つて居りましたが、其の時の江木司法大臣は刑務法案が先になつて刑法の改正が出來て居らないでは困ると云ふので承知しなかつたのであります。素より抽象的の理窟はその通りでありますから已を得ないので、刑務法豫備草案は遂に籠底に收められることになりました。それで刑法の方を先にやることになりまして昭和二年一月十一日から私が主査となり、臨時法制審議會の議決せる刑法改正綱領四十項目を土臺として刑法改正豫備草案の作成に着手したのであります。當時は私は矢張り行刑局に居りましたが其の翌月刑事局長に轉じた後も引續き木村尚達、古田正武、黒川渉、正木亮其の他兩局書記官の援助を得て文字通りの晝夜兼行で三月下旬に之を結了したのであります。爾來刑法改正事業は十數年に亙つて繼續せられ昨年末閉鎖の運命に立至りましたので行刑法改正の努力も終に水泡に歸したやうなハメに陷つたわけであります。

又話題は行刑局長時代のことに戻りますが私は作業を擴張すると云ふことも必要であると考へて、大いに其の點に考慮を爲したのでありました。所がそれを擴張するには廣き農場なども少し餘計に手に入れて、自由に行刑が出來るやうにしたいと希望して居たのでありますが、當時の關係官廳では經費の膨脹を恐れて之が實現には同意を與へて呉れなかつたのであります。斯う云ふ次第で、どうしても其の當時では十分關係廳の理解を得ることが出來ない、豫算がありさえすればどうか作業收入の增加が立派に豫定され得る場合でも、交換的の資源でも無い限りこちらの要求が通らないと云ふ色々のことがあつたのであります。私の時代には横田千之助氏が、刑務所の自給自足いふことを無視しては全體の刑務改良は不可能であることも素より考ふべきであります。殊に今日のやうな時局下に於て刑務作業が國用製作に奉仕が出來るならば全力を之に傾注すべきは勿論でありまして他を顧みるの暇はないのであります。

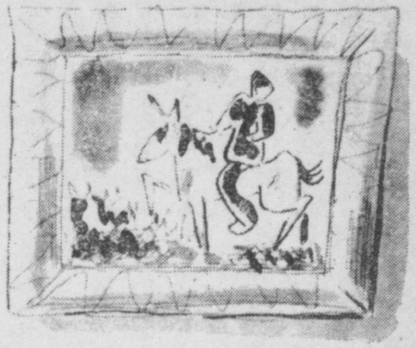
と思つて、大分松井君や正木君、岡部君辻君などゝ相談して工夫もして見ましたが、豫算關係上、仲々實現がむづかしかつたのであります。

それが今日になると二千何百萬圓と云ふ作業收入があるとは時勢の變化と時局の影響とに因るのでありますけれども實に今昔の感があるのであります。それで色々改善をして行くに付ても先づ作業を擴張して、刑務所收入を增加する必要がありましたので漸次に作業の機械設備を增すことをも心掛けました。作業教育と云ふ方から云へば機械作業に重點を置くと云ふことよりは、手工業に重きを置き、釋放後の職業を十分に訓練準備する爲め本人の經歷、境遇、性格、教育、家族關係、社會產業狀態の模樣等を參酌して、成るべく個別的に作業分類組織に組み入れることが理想的であると云ふことは從來作業改良論者の主張する所ではありましたけれども併し作業收入を計るといふことを無視しては全體の刑務改良は不可能であることも素より考ふべきであります。殊に今日のやうな時局下に於て刑務作業が國用製作に奉仕が出來るならば全力を之に傾注すべきは勿論でありまして他を顧みるの暇はないのであります。

先刻もちよつとお話を伺つたのですが、外部自由勞働者が三日でやる仕事を、現在の收容者の方では二日とか三日でやり得ると云ふ、さう云ふやうに成績が好いと云ふ話を承りまして、是はよいことだと思ひましたが、之は彼等をして日本臣民の一人として國家の仕事に自分の力が、大きな奉仕をなすと云ふ自信を持たしめた結果であらうと思ふのであります。此度の經驗に依りまして、將來の行刑作業の發展上、國民精神の昂揚を基礎にすることの如何に必要なるかゞハツキリ認識されるのではありますまいか。

それからもう一つは收容者の信教と云ふ問題について隨分私共も苦心したのであります。今日も矢張り大いに考ふべき問題、將來に於ても考慮すべき問題であらうと私は考へて居るのであります。私の時代にはいづれ行刑法の改正を待つて信教の自由を認め各自の信仰を活かして遣りたいと思つて居ましたが實現の暇なくそのまゝになつたのは今日から見て誠に汗顏の至りであります。

刑政第55巻第1号
矯正図書館



○○○隨　筆○○○

小話の訓へ

秋山　要

或外國の書物にあつた話だが、前科十數犯で、少年時代から殆んど全生涯を、刑務所内で暮した一長期受刑者が、或牧師の訪問を受け、數々の訓話を聽いて飜然改悟し、刑務所内で習い覺えた金釘流の文字で、牧師宛にたどたどしく書いた書面にかう云ふ趣旨の文句があつた。「牧師樣、あなたは私に家庭と云ふ話をしたが、私には家庭と云ふものがどんなものか少しも判らなかつた。然しだんだん考へて見ると、家庭は自分が現在居る監房のやうなものだと思ふ。又あなたは愛と云ふことを話したが、私には愛と云ふものがどんなものかも判らぬ、けれどもあなたの訪問によつて、私のやうなものでも心にかけてゐて呉れる人があると云ふことが判つた。私は改心しよう——」。此の受刑者は、其の後すつかり改悛して遂に假釋放となり、眞人間となつて、立派な生涯を終つたと云ふことである。

家庭や愛のことさへも知らぬこの話の受刑者の如きは、所謂改善不能とか、改善困難とか云ふ部類に屬するものであつたらうが、一牧師の熱心なる教誨によつて、見事に改善されたのだ。

自分は大正十二年春、典獄に轉官して、浦和刑務所に赴任したのであるが、刑務所長としての、當時の抱負は、全ての受刑者に、片つぱしから面會して、身を以て彼等を敎化して行かうと云ふことであつた。そういふ氣持で、赴任の當初大に張切つてやつて見たが、さて實際に彼等にぶつつかつて見ると、事志と違つて、中々思ふやうに行かぬ。それから一月過ぎ、二月過ぎ、半年一年と經過するに從つて、何かしら壁にでも衝き當つたと云つたやうな、どうしやうもないといふやうな、稍絶望的な氣持が、時々頭の中を閃き過ぐるやうになつた。自分の德足らずして、彼等を敎化し得ないのか、彼等に善にかへるの素質なきか、思ひ迷つたことも一再でなかつた。然しかくてはならじと心をはげまし、當初の勇氣を振ひ起して、力の限りを盡して見たが、滿足すべき效果を擧げ得なかつたことに變りはなかつた。

行刑官の多くは、所謂改善不能といふ言葉を否定しやうとする、苟も人間である以上は、其の本性たる善に立ちかへらしめ得ないといふ筈はない、改善し得ないのは努力の足らざるが爲である、改善不能なぞといふ言葉は我等行刑官の無能を表はす以外の何ものでもないといふのである。言や壯なりで、行刑官としては其の位の熱と意氣がなければなるまいと思ふ。

ところで改善不能の問題だが、全國の刑務所を見渡したところ、累犯者の數は、全受刑者の半數を下らぬ實情にある。此の累犯率は、二十年も三十年も前の時代と、行刑理論の發達、行刑諸施設の改善に加ふるに行刑官の素質著しく向上しつゝある現在との間に、殆んど大差がないかのやうに考へらるゝ。行刑理論や設備の改善なぞでは累犯率は低下し得ないと見える。勿論改善不能の問題と、累犯率の問題とは別問題だ。累犯率が高いからと云ふて、必ずしも改善不能者が多いといふことにはならない。けれども、世の中に累犯者といふものが、全然ないとすれば、それは初犯受刑中に大體改善せられたものと見ねばならぬ、從つて累犯率と改善不能との間には、密接の關係のあることだけは、爭へぬやうに思はれる——こんな理屈を云つてゐては切りがないが、兎に角行刑官必死の努力にも拘らず、累犯率が容易に低下せないことから考へて、或程度の改善不能者の存在を否定し得ないのではなからうか。先天的、病的のものは論外として。

こゝで問題は、改善といふことである。改善とは、云ふまでもなく、惡を善に改めるといふことである、惡人を善人にかへすといふことである、惡性を根本的に清算せしむるといふことである。素より難事である。假釋放の條件たる改悛の狀あるの故を以て、直ちに改善されたりとは云はれぬ、受刑者は、刑務所内に就て、改悛の狀を示すことが極めて巧みである、役人に追蹤し、巧みに反則處分を免れ、改悛の狀ありとの認定を受くるものも、あるのではなからうか。此等は、改悛の狀はあつても、改善はされて居らぬから、間もなく再犯に陷つて、入所することになる。從つて假釋放者の數のみを以て、行刑の成績を云々し得ないことは當然だと云ふ結論になるのである。

改悛の狀ありと認められて、釋放せられながら、社會が白眼視するとか、就職口がないとか、保護事業家が相手にしなかつたとか、云つたやうな理由で、再び罪を犯すやうな者は、實は改善されてゐなかつたのである。眞に改善されて居つたならば、卽ち惡性が根こそぎ清算されて居つたならば、少々の原因で再犯に陷るやうなことはない筈である。さうなつて來ると、改善といふことが愈々難事業になつて來る。こゝに行刑のむずかしさがある譯である。

近頃改善不能といふ言葉を避けて、改善困難といふ言葉を用ひやうとして居るが、改善困難といふ言葉なら、恐らく全ての受刑者にあてはまるであらうから、改善不能の代りに用ゆる言葉としては適當ではない。自分はこゝで改善不能者があるかないかと云ふことを論議する積りではないが、改善不能者を否定せんとするならば、單なる理想としてゞなく、實踐の上に就て、現實に之を示すことに、成功したいものである。冒頭の話に出て來る牧師のやうな行刑官の輩出を望んで已まぬ。

○

印度のお伽噺に、こんな話がある。或る處に、一匹の蛇が居つたが、ある日のこと、尾が頭に向ひ、俺はこれ迄默つてゐたが、貴樣は實に怪しからぬ奴だ、俺の方が元來貴樣より偉いのに、貴樣は每日俺の先に立つて、威張つて行くではないか、と云ひ出したので、頭は大いに驚いて、妙なことを云ふではないか、能く考へて見ろよ、俺には眼もあり口もあるぞ。眼があるから無事に前に進むことが出來、口があるから食物が攝れて生命を繋ぐことが出來るのではないか。俺が先に立つて行くのが當然だと答へた。すると尾は、馬鹿を云へ、貴樣が先に立つて行けるのは、皆俺のお蔭だ、見事先に立つて行けるものなら行つて見ろと、傍の木の根にくる〳〵と卷きついて仕舞つたので、頭は前に進むことが出來ぬ。尾は剛情にも、數日の間動かうとせぬ、頭は眼の前に甘そうなものがちらついても、喰ふ譯に行かぬ。數日間飮まず喰はずでへとへとになつて、これ以上は死ぬ外はない。そこで頭はとうとう閉口して、尾に向ひ、成程貴樣は偉い、これからは貴樣を先に立てゝやるから早く歩けと云ふと、尾はそれ見たかと云はんばかりに、卷きつけたやつを元にもどした。ところが尾は腹が空つて堪らぬが、自分には口が無いから喰ふことが出來ぬので、頭に向つて、貴樣其の口で早く何か喰へと云ふと、頭はいや是迄は俺の方が偉いと思つたから、此の口で喰つてゐたが、もう五、六日も飮まず喰はずで苦しめられたから、口を使ふことが出來ぬ、眼も使へぬ、貴樣は偉いんだから、早く喰つて呉れと云つた。剛情者の尾は、宜しいそれなら俺が先に行くから供をせいと云ひながら、ぞろり〳〵と出かけたが、關もなく深い穴へ陷ちて諸共に死んだ、と云ふ話である。

下劣上と云ふことがある。昔から役人の間によく使はれる言葉だが、畢竟自分の都合ばかり考へて、我儘を云ひ張り、上位の者を困

刑政第55巻第1号
矯正図書館

らすことで、蛇の話に出る尾のやうな態度は、正しくこれに當る。自分を知らざるものは亡ぶ。尾はどこ迄も尾であると云ふことを知らねばならぬ。尾が頭を凌がんとして、共に倒るゝは愚の骨頂だ。

○

その昔、圍碁の某大家が、先を敷いて相手と對局した時の話。自分が先だから、先づ第一着を下さねばならぬのに、一時間たつても二時間たつても打たぬ。碁盤を睨めて苦心惨憺、遂に日沒となつて疲勞困弊の極、今日はこれまで、と云つて打懸けにして仕舞つたと云ふことである。第一着を打たずに打懸けにしたと云ふ話だが、まさか實際あつた話だとも思はれぬ、恐らく碁の玄人が、一面打上げるのに、二日も三日もかゝると云ふやうのところから考へ出された話だと思ふ。

一石も打たないで打懸にすると云ふのは、少々極端だが、碁は最初の石立が大切であつて、一手も粗略に出來ないと云ふことを訓へたことにはなるやうだ。石立は卽ち構へである、自分の構へもきまらぬ内に、敵の陣營にあばれ込んで見たり、足許をひよろつかせながら、敵と組打をして見たがつたりするやうでは、到底勝を制することは出來ぬ。

最初の出發の大切なことは、碁に限つたことではない。事を斷ずるに當つて、最初の第一歩を誤れば、何事によらず其の結果は自ら知るべきのみである。

圍碁の道は、玄妙極まりなく、深く這入れば這入る程、數々の訓へを受くるやうである。名人算悦の遺訓中に「すべて勝負は十目勝つべきを八目に減じたりとも慥に危き事なきを勝の專一とす」と云ふ箇條がある、十目勝てるところを八目になつてもいゝから、危い橋を渡るなと云ふことである。百目勝つても一目勝つても、勝の道理に變りはないからである。へぼ碁の內は兎角敵の石を取りたがるものである、それも十目や二十目では氣が濟まぬ、少くとも四、五十目も取らねば勝つたやうの氣がせぬものである。取氣にはやつて、敵の石を追廻す內に、自陣に思はぬ穴が出來て、そこから逆襲され、鹿を追ふ獵師の轍を踏むの結果となつて、大敗を招くのが常である。第一着を打たずに打懸けにしたと云ふ話だが、まさか實際あつた話だとも思はれぬ、恐らく碁の玄人から、碁は敵の石を取まい取るまいと云ふ氣持で打つものだと敎へられたことがある。大變面白い云ひ方だと思ふ。圍碁十訣の一句に、「貪不得勝」とあるのも、精神は同じだ。吾々の碁は、既に盤面に於て、明白に勝の見えてるにも拘らず、慾に張つてうんと勝つてやらうと云ふやうな野心から、危い橋を渡つて、見事墜落の憂目を見るのである。

○

昔某國の大統領が、或官職に人を採用せんとした時、其の大統領と特別懇親の間柄であつた一私人が、熱心に任官を希望して已まなかつたが、周圍の人々からは、其の希望は當然容れられるものとされた。ところが此の同じ官職を希望するもう一人の候補者が居つた。此の人は大統領の政敵で、然も其の最も有力な一人であつたので、此の事を知る限りの者からは、其の希望は到底成就せぬであらうと思はれて居つたのに、何ぞ圖らん、愈々選任の發表を見ると、此の政敵が選に入り、大統領の親友は見事落第して居つた。或人が其の失望落膽を察して、大統領に面會し、大いに訴ふるところあつたが、大統領は、「成程彼は自分の最も親しい友人の一人だが、彼は今回補充を要する官職には適して居らぬ、選に這入つた男は、自分と反對の意見を抱き、自分とは懇親ではないが、其の才能と人格は、此の官職を與ふるに最も適して居るものと認めたのである。今回の人選は一私人として爲したのではなく、大統領たる公人として爲したのである、一私人としては自分の力の及ぶ限り親友の爲に盡す積りである」、と答へた。

公私の別を明かにし、情實を排し、適材を適所に配するは、吏道確立の要諦である。公私を混淆し情實によつて人事を左右するは、最も唾棄すべき吏道の墮落である。內閣の更迭するごとに、政府の大官が、何派誰閥と、浮きつ沈みつするを見るは、心淋しき限りである。



山本五十六大將　山本海軍大將が聯合艦隊司令長官兼第一艦隊司令長官に任命されたのは最早三年前昭和十四年八月三十日であつた。當時海軍次官の職から轉出して翌三十一日電擊赴任途上の東京驛において

聯合艦隊司令長官といへば　武人としてこの上ない名譽である。この意味で自分の決心もきまつてゐる。

と靜かな力強い語調で見送りの人々に語り帝都を去つて海上の人となつた。

大將は明治十七年新潟縣長岡市の產本年五十九歲。東鄕元帥は明治三十七年わが聯合艦隊を率ゐて征露の途に上つたのも五十八歲で、この時は山本提督は二十一歲その年の十一月江田島の海軍兵學校を卒業したのだつた。鹽澤幸一大將、吉田善吾大將、嶋田繁太郎大將みな同期である。

提督が少將の時、昭和九年の秋、ロンドンに開かれた軍縮豫備交涉に代表として出席した。この交涉は十二月十九日で無期延期となり、次で日本はワシントン條約の廢棄を通告したのであるから、彼は英米合作の實情を看破した物見役であつた。ロンドンから歸つて航空本部長となつた。その前、駐米大使館付武官の後も霞浦航空隊の敎頭として勤務したことがあつた。また昭和五年の第一次ロンドン軍縮會議に次席專門委員として働いた後が海軍航空本部技術部長、それから海上に出て第一航空戰隊司令官を努めた。この經歷が示すやうに大將は海軍航空部とは切つても切れぬ深い因緣を有し、わが海軍の發展に關する重要事項は殆ど全部大將が立案或は關與したものであつて、部內では海軍擴育の親と云はれてゐる。昭和十一年秋、廣田內閣の永野海相の下に海軍次官となり。事變のため事務は繁忙を極めたのであるが、これを處理すること快刀亂麻を裂くの概があつたといはれる。人となり明敏、果斷而も事に臨んで粘り强く、加ふるに前記の如く海軍航空部生へ拔きの將軍としてわが無敵海軍を統率する提督、大將の生みの子が雷擊一下米英の主力を擊滅したのは宜なるかなと肯かれる所以である。

戰爭を嫌ふ米國　今次宣戰に至る迄の日米會談の經緯を考へるに、わが野村、來栖兩大使の卒直明快現實に卽した解決案に對してハル國務長官は徒に原則論を固執し、英、蘭、重慶等を煽動して日本を牽制し、自國本位の解決案をわれに押しつけやうとしたが、戰爭は能ふ限りこれを避けやうとする態度であつたと看取される。而らばその原因は那邊にあるか。

採みに採んで中立法改訂案が議會を通過したのはこの十月であつたが、その時下院の投票は二百十二票對百九十四票その差僅かに十八票といふきはどいところで通過したのだつた。國民が如何に戰爭に乘り氣でないかといふことはこの一事でも充分呑み込むことが出來る。しかもこの十八票の差はルーズベルト大統領が下院議長に特に次の如き容易ならざる書翰を送り漸くこれを獲得したのである。卽ち右書翰においてルーズベルトは「米國議會が改訂案を否決すれば、英國、重慶、ソ聯の士氣を完全に沮喪せしめ、樞軸國を欣喜雀躍せしめることとなり、ヒットラの指導下にあるドイツその他の諸國の侵略的手段並にその意向を支持することになる」と述べ「改訂案の否決は米國內の不統一を意味することにならう」と指摘すると共に「われわれ自身の地位は歐洲、アジアに對してのみならず、米州共和國諸國の間においても低下するに至る」と言つてゐる。これは大膽な脅迫だ、しかもこの書翰は改訂案表決の直前に朗讀され、その結果が前記の如く十八票の差となつて現れたのである。援英、援將には贊成だが、戰爭はいやだ。これが身勝手なアメリカの本音だらう。それは作年八月行はれたギャラップ調査にも現れて、八四パーセントは戰爭に反對だつた。

重慶參政會低調　抗日陣營の內部對立のため延期してゐた第二期國民參政會第二次大會は同十一月十七日より重慶で開催され憲法問題、法幣對策外交政策等に關し討議を進めてゐたが、その動向を注目されてゐた中共側參政員は董必武一人が出席してゐるだけで毛澤東、陳紹禹、秦邦憲、林祖涵等の大物は何れも缺席し國共關係は依然改善のあとはない。

更に參政會大會を繞つて民主政團同盟等反國民黨側の攪亂策動あり、一方ワシントン會議をも懸念して何等の見通しなく會議は重慶側の不安、焦躁をそのまゝ反映して頗る低調を續けた。參政會議長將介石は十七日開會の演說において

民主主義國家は聯合して樞軸國家群に對して攻擊を採るべきである。而もそれは明春までになされねばならない。明春になればドイツが近東に進出して日獨提携が完成されるかも知れないと例に依つて他力本願の本性を曝露した。

刑政第55巻第1号
矯正図書館

有馬四郎助先生

大石武

有馬先生の遺産

横濱驛から神中線に運ばれて上星川驛に降り立ち、そこから保土ヶ谷の國道筋を數丁逆戻りして行くと、左手の小高い丘の中程が約五千餘坪程切りひらかれてゐて、そこが財團法人家庭學園の敷地になつてゐる。家庭學園といふのは、故有馬四郎助先生によつて創立され、現に令息有馬純彥氏によつて經營されてゐる不良少女感化院である。私がこの家庭學園を訪れたのは、秋もやう〳〵に深い或る日曜日の午後であつた。門を入つて少し行つてすぐ私の眼に入つたのは、故有馬先生の胸像であつた。六尺程の臺石の上にキチンと安置されてゐる。私も有馬先生には、生前、數回御目にかゝつて教へを受けたこともあるので、その前に立つて、鄭重に御辭儀をした。そして、胸像になるまでの先生の生涯を考へて見た。えらい人だつたと思ふ。私は園内をそこ〳〵と見廻して見た。六棟程の宿舍が立ち並んでゐて、そのすぐ前手に會堂が建つてゐる。會堂の屋根には日の丸の國旗がひらめいてゐる。この學園には多いときは百餘名、現在でも七十名程の少女だちが收容されてゐるといふ。かの女だちは、この人里離れた閑靜な場所で「祖父」を有馬先生の胸像に仰ぎ、「父」を「母」を、園長夫妻の溫い手に感じながら、罪の一步手前から救はれて行くのである。それ等の更生少女だちは、又勤勞少女だちでもある。かの女だちは、毎日、何かしらの仕事を授けられ、且つそれに勵んでゐる。かの女だちのために、農耕地さへも出來てゐる。土の人であることは、更生の人であることの第一步である。大へんいゝことだと思ふ。畑の中には、一株二株の柿の木が立つてゐて、疎らに殘つた赤い實が裸の枝先にとまつて、誇り高に秋の陽をはねかへしてゐる。私はそれと、折柄丁度、私の前を肥桶を差し擔ひにして畑地へ急ぐ二人の少女の赤い姿とを見較べて、何かしら微笑ましい氣持にさせられたのであつた。園内には、園長の心づくしで、女の貞操のシンボルである常緑木が、數多く植ゑ込まれてゐる。しかも園庭の後手が又、小高く盛り上つて、一帶の松林になつてゐる。いゝところである。風あれば松籟が自然の音樂を奏つて、更生少女だちの心耳を澄ませてくれるであらうし、又夏の日盛りなど、常盤の樹々が園庭を程よく翳らせて、勤勞少女だちのために、良い憩ひ場を設けてくれるであらう。あゝ可憐なる少女だちよ、恩寵と平安と、希くはおんみだちの上に在れ！

しばらくの後、私は園長の書齋で、園長と對談してゐた。有馬先生のことについて、私は令息純彥氏から、何かの話を承つてゐたのである。その時私は無躾に、園長に對して「この家庭學園は、有馬先生があなたに殘された唯一の遺産でせうね」と訊いて見た。「さうです」と答へた令息は「ですが父はもう一つの遺産を私共に殘してくれました。それは聖書です」と言葉をつけ足した。そして、その經緯を私に話してくれたのである。純彥氏の語るところによると、純彥氏夫妻が家庭學園を經營するために米國から歸國されたとき、有馬先生は、夫妻に對し、今度家庭學園を經營してもらふことになつたが、貧乏な父はおんみだちに殘すべき遺産とて何一つない。だがただ一つある。それはこの聖書である。この聖書こそは、父の魂であり、生命であり、從つて父そのものでもある。父は、今これをおんみだちに贈るから、どうか有馬家のあらん限りこれを子々孫々に傳へてほしい、といふ意味のことを言はれて、一部の聖書を手渡しされた。聖書は、現に有馬家の家寶として、純彥氏夫妻の手により、大切に保存されてゐる。私は純彥氏に請ふてその聖書を見せてもらつた。聖書は大型の「舊新約全書」で、表紙には、有馬先生の筆跡で、「天」と大きく朱書されてゐた。だがその朱書は、もう薄れてゐた。それ程にこの聖書は、古びて見えた。皮製の表紙も、手摺れのために所はげにはげてゐた。ページを繰ると、特に新約の部分が、行間の朱點や、欄外への書込みやで眞ッ赤になつてゐた。先生自身の記錄によると、先生はこの聖書を、明治三十八年から大正七年までに、前後十一回「讀了」してゐられる。先生は晩年胃を病んで、時にはげしい腹痛を訴へられたといふが、さうした際先生は、この聖書を腹部に當てゝ神に祈る。腹痛はそれでケロリと治つてしまふ、といふのが常だつたさうである。とするとこの聖書は、ひとり先生の「良心の醫師」(先生自身の言葉である)だつたばからでなく、又先生の肉體の醫師でもあつたわけである。成程この聖書には先生のいはれるやうに、先生の魂が入り、生命が宿り、先生その人がゐられるにちがいない。聖書とは縁の遠い私ではあるが、それにも拘らず私はこの聖書——手垢と手摺れで傷めつけられたこの古びた聖書をしばらくの間眺めてゐた。

有馬先生の令息であり、家庭學園の園長である純彥氏夫妻は「父の子」であることに强き矜持と責任とを感じながら、又父の志を志としながら、今、父の遺産である聖書と家庭學園とを、大切に護り、且つ育てゝゐられる。そして純彥氏の令息も亦祖父の、父の志と遺産とを承け繼いで、同じ信仰と愛の道へ進まれることになつてゐるといふ。

しかしながら、有馬先生の遺産は唯その二つだけであつたのか。令息純彥氏が承け繼がれた遺産は、或はその二つだけかもしれない。だが、有馬先生から遺産の分讓を受けたものは、必ずしも令息純彥氏一人には限つてゐない筈である。園内に安置されてゐる先生の胸像の前を過ぎる毎に、誰れから强いられたではなく、誰れから教へられたではないが、その「祖父」の面影に對し、決つてつゝましやかな目禮を送ることを忘れない園兒だちは、何かしら或る溫いものを、先生から讓られてゐるはしないのか。否々、先生の四十年間に亙る刑務官生活中、どれだけ多くの「罪の子」だちが、先生等の人々は、一旦見失つた良心を先生によつて取り戻してもらい、未だかつて知らなかつた感謝の涙を先生の門へ、先生の手によつて導かれてゐる。それでもその入だちは、先生に負ひ目がないといふのか。まさかにさうは言はれないだらうし、又言ひもしないであらう。かれ等はたしかに、先生の遺産承繼人である。遺産——目には見えないが目に見えるものよりも、もつと尊い遺産を、かれ等は夫々に先生から受けついでゐる筈である。そしてその或る者は、先生の遺産を更に大きなものとして、これを次ぎの承繼人に讓り渡してゐる。その代表的な一人として、私は「鐵窓の二十三年」の著者であり、先生の「使徒パウロ」であるところの好地由太郎先生を擧げることが出來る。

有馬先生の遺産は、二つではなくして三つであつた。形で示された遺産と、形よりも大きい遺産と、形を超えた遺産と、この三つであつた。だが、よく考へて見ると、この三つの遺産は結局一つの遺産ではないのか。さうだ、それは一つの遺産——愛である。愛によつて默火された心の燈であり、愛によつて汲まれ、「生命の泉」である。一つの燈は他の一つの燈を生み、更に又他の一つの燈を呼ぶであらう。渴けるものはその「生命の泉」を汲んで、愛に醒めるであらう。そこでは、穢れたるものが淨められたものに置き換へられ、正しからぬものが正しきものに席を讓る。そこでは一切のものが新しくなる。まことに有馬先生のこの一つの遺産こそは、一にして無數であり、アルパにしてオメガである。あゝ、誰れか有馬先生を死せりといふや。先生は、先生の遺産と共に現に生きてゐる。胸像の中に、聖書の中に、そして罪から天國を指す人々の胸の中に、今尙は烈々として生きてゐられるのである。看來れば、先生の遺産といふのも、つまりは先生自身に外ならない。先生自身以外の何ものでもないのである。

「神は愛なり」

私が有馬先生を語るについて、一番自ら顧みられることは、私自身、信仰を有たない人間であるといふことである。信仰を有たない人間が信仰の人、愛の人である先生を語ることはいかにもふさはしくない。或る意味ではそれは、非禮でもあれば、冒瀆でもある。その意味から私には、有馬先生を語る資格は先づないといつていゝ。にも拘らず私は、こゝで有馬先生を語らうとする。何故か？。蘆山の面目は、これを見る人々の立場々々で、いろ〳〵に異る。先生を仰ぐ角度も亦必ずしも一つには限るまいかと思ふからである。しかし、信仰と愛、この角度から見るのが何といつても先

刑政第55巻第1号
矯正図書館

生の一番本格的な姿に觸れる所以であらうと思ふ。先生の本格的な姿に眼を掩ふて、先生を語ることは出來得ない。それ故に私は、柄にはないが、少くも信仰と愛に關する限り、先生自身の言葉を借り、若くは先生自身の言葉に沿ふて聊か先生を語つて見たい。かりに一見私自身　言葉の如く見える場合があるとしても、それは飽くまでも、先生自身の言葉若くは先生その人の註釋に外ならないものでありたいと私は心網に念じてゐる。そして一方、私の眼は時として、信仰の人、愛の人である有馬先生から、「人間有馬」を見分けることに興味を持つかもしれないし、又時としては、敬虔なクリスチヤン有馬先生と、薩摩武士有馬四郎助とを對座させて見ることによつて、一人自ら悦に入るかもしれない。更に又、時としては、公私混淆といふことを極端に嫌はれた有馬先生が、或る時は刑務所の所長室に「父」の顏を見せるかと思ふと、或る時はその家庭に、いかめしい公人の姿で現れたりする先生獨自のその巧まずして巧みな「公私の取り合せ」に、敬意を表するかもしれない。私はこの「有馬四郎助先生」において、出來ることなら先生の小傳をものしたいと思つてもゐるが、しかし右の意味において、私のこの小さな勞作は、或は先生の小傳であるよりも、より多く隨筆「有馬四郎助先生」になつてしまふかもしれない。なつたらなつたでよからう。文字などは實はどうでもいゝ。先生を呼び迎へるものは、文字ではなくして魂だからである。

有馬先生は何にもまして先づ、信仰の人、愛の人であつた。先生の場合、愛が信仰に先行してゐたのか、信仰が愛を導き出したのか、それは私には解らない。恐らくその何れもが否定されるかもしれないし、又その何れもが肯定されるかもしれない。唯私共に確實に判つてゐることは、信仰と愛とは、先生に在つては殆んど同義語であつたといふことである。兩者を分離することは、同時に兩者を見失ふことである。「山を移す程なる諸の信仰ありといへども、又たとへ、われわれがすべての所有を施し、更に焚かるゝために我身を與ふといへども、若し愛なくんばわれに益なし」と先生は先生の手記「要錄」の中で言つてゐられる。そして最後に「愛最も大なり」と結んでゐられる。先生にとつては、信仰も愛のためであり、キリストの高きに上ることも、愛への展望をひろふせんがためであつたとさへ解釋される。先生はそれ程に人を愛した。わけても「罪の子」を愛した。

人が人を愛するといふことは、並大抵のことではない。人はその隣人をすら、否その肉身をすら完全には愛し得ない。時としては、その愛の故に却つて憎しみをすら感ずる。人は互に愛し合ふよりも、互に愛し合はないやうに出來上つてゐるらしくもある。人々は互にその地上を墨き合ふ如くに、互にその運命を塞ぎ合つてゐるやうにも見える。英國の或る思想家が、人との關係は、狼と狼との關係であるといつたのも、滿更の皮肉とも受けとれないやうにも思へる。しばしば、餘りにもしば〳〵人の唇に上りながら、最も少く、餘りにも少なく地上生活に實現されてゐるものは愛といふ言葉である。

私は愛の本質といふやうなことについては、何も知るところがない。しかし、愛が神の國に封じ込められたまゝになつてゐるといふことだけは想像出來る。神の國への巡禮者だちが、時折それを地上に傳へる。福音はしかし地上——それ故に經驗の世界では、變質しやすい。經驗の世界は、相對の世界である。可能から不可能が區別される世界である。そこでは「愛し得るものはこれを愛せよ！」一つの聲がかう宣言する。「然り、そして愛し得ないものはこれを憎め！」一つの聲がかう答へる。經驗の世界、相對の世界は、それ故に又憂憎の世界である。神とサタンとの世界である。しかしながら、信仰の世界——經驗を超えて飛躍し、相對を絶して灼熱する信仰の世界には、不可能はあり得ない、憎しみはあり得ない。そこでは「神は愛なり」といふ聖なる言葉が君臨する。神はすべてゞある。それ故に愛はすべてゞある。愛はすべてのものを貫き、すべてのものゝ上に在つて、すべてのものを神へ導く。愛こそは救ひである。信仰によつて裏附けられた愛——神の愛こそが救ひなのである。

刑務官は人を救ふ人である。罪から人を救ふ人である。一切の罪人を罪から救ふといふことが果して可能なことであるかどうか。これは人間性の問題と關聯して、隨分難しい問題であるかもしれない。この大きな課題の前に、刑務官は、といふよりも刑務官としての經驗は、或はこれを否定するかもしれない。否定するのが刑務官としての一つの常識であるかもしれない。にも拘らず、刑務官の中に若し一人の求道者がゐたとすればその人は、却つてその常識を否定するであらう。有馬先生は、さうした求道者の一人であつた。神の門を叩いて、神の愛のいかに大きいかを知つた先生の眼には、救ひ得ない罪人といふものは映らなかつた。いかなる罪人の上にも、否、罪人の故にこそ、「聖靈の導き」は必ずあるものと、先生は堅く信じてゐられたらしい。先生はいつも、自分は世間的には別に、これといふ罪

を犯したこともないが、しかし、神の愛は自分のやうな罪深きものには分に過ぎてゐる。それにも拘らず、神は自分を愛するの餘り、行刑といふ尊い仕事に、自分を永く使つて下さる。これが神の恩寵でなくて何であらうといつてゐられたさうである。先生は神の前に、先づ自分自身が囚人であるといふことを知つてゐられたのではなからうか。先生の「要錄」には、クリスチヤンとは、悔い改めた罪人であるといふ意味のことが書き殘されてゐる。「われは罪人の首なり」——救ふ人が、救はれる人である。自ら救はれることなくして、何で人を救ひ得やう。この心持が恐らく先生の心持であつたであらう。先生の信仰は、愛は、先づ自分自身、囚人としてのレベルから起ち上つてゐる。先生がよく「罪の子」を愛し、且つよくこれを救ひ得た所以は、けだしその點に存するのではあるまいか。

自ら救ふ——簡單にいつてしまふが、これが難しい。まことに求道者の道は險しい。神の門は常に開かれてはゐるが、それにも拘らず、それへの道は「踏みならされた道」ではない。その道は荊の道であり、十字架の道である。求道者は、自分自身に嚴しい鞭を加へることによつて、自分自身にその道を切り拓いて行きそして「十字架の血」でこれを贖ひ取つて行かなければならない。反省と「悔い改め」とが求道者の鞭である。その鞭打を强く身に感じながら、その人は、單身、神の國への道を急ぐ。その人だけが心の貧しさを求むることの、身の富を求むることよりも難く、寶を天國に積むことが、寶を地上に積むことに比して遙かに難しいことを知つてゐる。ヒマラヤの嶮峻を乘り越えることは、自分自身を乘り越えることの易きに如かない。有馬先生の日誌を見ると、さうした求道者の魂の記錄が若くは魂の血痕が、班々として指摘される。キリストの僕なるが故にキリストと同じく「罪の子」を愛し、「罪の子」を愛するが故に又、キリストと同じく自ら險しい「十字架の道」を歩んだ先生の生涯が、偲ばれるではないか。

有馬先生が、キリストの僕であつて、同時に國家の官吏であつたからとて、誰れも先生を以て神とカイゼルとに併せ仕へたと見做すものがゐないであらうと同樣に、先生の輪廓が、國家の官吏である以上に、一個の社會事業家としての大きさを有つてゐたといふたところで、先生の官吏としての忠實さに疑ひを挾むものは一人もゐないであらう。それにも拘らず、若し私の想像が許されるなれば、先生は、先生の行刑と、時代の行刑との間に或るギヤップを感じてゐられたのではないかしらと思はれる。先生の信仰と、そして創意と果斷とは、先生を取り卷く時代の雰圍氣との間に、妥協を拒否したやうな場合もあつたであらうかと想像される。さうした場合、「人間有馬」が信仰の蔭から顏をのぞかせる。愉快ではないか。先生は、なか〳〵の氣性者であつた。先生の血管には、薩摩隼人の血が流れてゐる。例の有名な巢鴨事件で、敢然としてあの渦中に立ち上つた先生の姿が、信仰の人としての姿であつたか、それとも薩摩隼人有馬四郎助の姿であつたか、現在の私にはよく解らない。恐らく兩者の合作ではなかつたかしらとも思はれる。巢鴨事件については、何れ各方面の人々からよく訊きたゞして、後段に聊か觸れて見たいと思ふが、あれ程の大事件でなくとも、同樣の性質の經驗がしばしば先生を見舞つたことであらうと想像される。しかしながら、さうしたいかなる場合に在つても、先生の信仰は、先生の本格的な姿に觸れることなくしては、決して理解されないであらう。

「この人を見よ！」

「この人を見よ！」——この見出しは、「鐵窓の二十三年の著者、好地由太郎先生」といふ見出しと置きかへられてもいゝ。「この人」といふのは、好地由太郎先生のことではあるが、しかしこの名も亦、有馬四郎助先生の名と置きかへられてもいゝ。何となれば少くも、私がこゝに物語らうとする限りにおいて、好地先生は有馬先生であり、有馬先

刑政第55巻第1号
矯正図書館

生は好地先生であるからである。一人の名の代りに、二人に共通する「この人を見よ！」の見出しを掲げた所以である。

故森村市左衞門男爵は、何人も知る如く、その高名な富翁にも拘らず、敬虔なクリスチヤンであつた。當時の我が基督教界には　海老名、植村、木崎といつた錚々たる名士が各々その權威を誇つてゐた。從つて森村男がそれ等名士たちの何人の手によつて、洗禮を受けるであらうかは、當時興味ある話題の一つでさへあつた。にも拘らず森村男は、それ等名士たちの何人の手によつても、洗禮を受けようとはいはなかつた。そして森村男が最後にいつたのは次ぎの言葉であつた。——「自分は好地由太郎先生の手で洗禮を受けよう。眞に悔い改めた人の手で洗禮を受けよう！」。

好地由太郎先生といつたところで、その名は基督教徒以外の大概の人には恐らく初耳であらう。さういふ私自身にも、この話を有馬純彦氏から聞かされるまでは、ついぞ聞いたことのない名であつた。その儘り著名でもなささうな好地先生の名を、森村男は、多くの名士たちを差し措いて、何故に特に名指したのであらうか。好地先生は「鐵窓の二十三年」の著者である。「鐵窓の二十三年」は好地先生の懺悔錄である。一篇の懺悔錄——森村男のいはゆる眞に悔い改めた人の姿、有馬先生のいはゆる「悔い改めた罪人」の姿がそこに見られる。私は「鐵窓の二十三年」を讀んでゐないし、又「使徒パウロ」としての好地先生の後半生についても餘り多くを知らないが、しかし私は、好地先生が、好地先生の「眞に悔い改めた」魂か、一つの試練の前に大きな雄叫びを上げたそのすばらしい瞬間を知つてゐる。しかも好地先生のすばらしさは、同時に有馬先生のすばらしさである。私がこの物語を「有馬四郎助先生」の冒頭に持つて來た所以がそこにある。

有馬先生が北海道で、同廳集治監の釧路分監長をしてゐられた時分のことであるといふから、多分明治二十七八年の頃でもあつたらうか。當時釧路分監に、好地由太郎と呼ばれる十人の囚人がゐた。身分帳は、かれが世にも稀な極惡非道の罪人であることを示してゐた。詳しいことは「鐵窓の二十三年」に讓らなければならないが、かれは、十八歳の時、自分が率公してゐた後家の主人を姦した揚句、家諸共これを焚殺してしまつた。かれの初犯であつた。爾來二十三年間、かれは犯罪街道をまつしぐらに驀進した。監獄に入ることは、かれにとつては風呂に入るやうなものであつた。いゝ氣持で入り、そしていゝ氣持で出て來た。かれが釧路分監で有馬分監長を迎へたのは、その二十三年もやゝ終りに近い頃であつたかもしれない。兇猛で亂暴な好地由太郎にとり、年若き一分監長など、勿論眼中にあらう筈がなかのた。反則と反抗とが依然として、

すると、或る夜のことである。釧路分監の一つの監房の內で、不思議な光景が見られた。囚人の一人が醒めてゐるばかりではない、かれは薄暗い燈光をたよりに、「心に書物に讀み耽つてゐる。見ると、その囚人は好地由太郎ではないか。しかもかれが讀み耽つてゐるその書物といふのが聖書ではないか。好地由太郎と聖書——何といふ奇妙な對照であらう！。それは丸で神と惡魔との對面ではないか。さうだ、それは正しく神と惡魔との對面である。ひそやかな、しかも險しい對面である。サタンよ退け、神の國は近づきたり！」——かすかなキリストの聲が聞える。惡魔好地由太郎は、この時、キリストのそのかすかな聲を、忍びやかな聲音を、思ひがけなくも、かれ自身に聽きとつたのであつた。好地先生が有馬先生の「使徒パウロ」となるその最初の第一歩がこの時に始まる。

舞臺は橫濱監獄にうつる。有馬先生は明治三十二年に、橫濱監獄の典獄として、赴任されて來た。それと相前後して、好地由太郎も亦、橫濱監獄に移送されて來てゐたものらしい。だが、橫濱監獄時代における二人の關係は、釧路時代におけるそれとは、全くちがつてゐた。兩先生に關する限り、橫濱時代における有馬先生は、典獄であるよりもより多く牧師であり、橫濱時代の好地由太郎は、囚人であるよりもより多く信者であつた。キリストの教を通じて、二人はすでに師弟の關係に在つた。師は、しかしながらその弟子に優つてゐた。こゝでも有馬先生は、キリストの名において、熱心に好地由太郎を導かれた。神の國を近くに見た好地由太郎は、キリストを仰ぐが如くに、キリストの僕である先生を仰いでゐた。

だか見よ、弟子がその師を凌ぐの日がつひに來たのである。好地由太郎は、その頃、看病夫に取り立てられてゐた。キリストは、かれを良い看病夫に仕立てゝくれてゐた。ところが、かれがたま〳〵取り扱つた病囚の一人に、かれの敵がゐた。その病囚は、その兇惡無殘なことにおいて、往年の好地由太郎に讓ることなく、それ故にこの社會においての一方の旗頭であつた。兩雄は並び立たなかつた。その仇敵が、仇敵の好地由太郎によつて看護されることゝなつたのである。汝の敵を愛すべきか、汝の敵を憎むべきか、十字架の試練が好地由太郎を苦悶させた。しかしキリストを見る。忍びやかなキリストの聲音が聞える。惡魔好地由太郎は、この時、キリストのそのかすかな聲を、忍びやかな聲音を、思ひがけなくも、かれ自身に聽きとつたのであつた。好地先生が有馬先生の「使徒パウロ」となるその最初の第一歩がこの時に始まる。

舞臺は橫濱監獄にうつる。有馬先生は明治三十二年に、橫濱監獄の典獄として、赴任されて來た。それと相前後して、好地由太郎も亦、橫濱監獄に移送されて來てゐたものらしい。だが、橫濱監獄時代における二人の關係は、釧路時代におけるそれとは、全くちがつてゐた。兩先生に關する限り、橫濱時代における有馬先生は、典獄であるよりもより多く牧師であり、橫濱時代の好地由太郎は、囚人であるよりもより多く信者であつた。キリストの教を通じて、二人はすでに師弟の關係に在つた。師は、しかしながらその弟子に優つてゐた。こゝでも有馬先生は、キリストの名において、熱心に好地由太郎を導かれた。神の國を近くに見た好地由太郎は、キリストを仰ぐが如くに、キリストの僕である先生を仰いでゐた。

だか見よ、弟子がその師を凌ぐの日がつひに來たのである。好地由太郎は、その頃、看病夫に取り立てられてゐた。キリストは、かれを良い看病夫に仕立てゝくれてゐた。ところが、かれがたま〳〵取り扱つた病囚の一人に、かれの敵がゐた。その病囚は、その兇惡無殘なことにおいて、往年の好地由太郎に讓ることなく、それ故にこの社會においての一方の旗頭であつた。兩雄は並び立たなかつた。その仇敵が、仇敵の好地由太郎によつて看護されることゝなつたのである。汝の敵を愛すべきか、汝の敵を憎むべきか、十字架の試練が好地由太郎を苦悶させた。しかしキリストを見

失はなかつたかれは、つひに文字通り寢食を忘れて、その「敵」を看病した。それにも拘らず、病囚の身體は、日に〳〵蝕まれて行つた。病名は忘れたが、梅毒性の、腹に膿の一杯たまる非常に惡性の病氣であつた。醫務主任は、切開不能を宣言した。死が病囚を待つてゐた。

病監を見舞つて、病囚の顏から死相を看て取つた有馬典獄は、「今夜か危い、好地、しつかり賴むぞ」といつて神に祈つた。夕方官舍に歸つた典獄は、夜中の電話を窃に待ち受けて、心が痛かつた。しかし夜が明けても電話は來なかつた。有馬典獄は、いつもより早目に出勤し、その足で病監に駈けつけて見た。病監には、好地由太郎が一人呆然として、「死の人」の傍に立つてゐた。かれは典獄の顏を見ると、「とうか、私を十分に處分して下さい、私は實に申譯のないことをいたしました、私は反則をいたしました」と言つた。有馬典獄は面喰つた。好地の申出が何を意味するのか、典獄には解せなかつたのである。したが、解せないことはそればかりではなかつた。おゝ何と、かやうなことが世に有り得ることであらうか。今頃は當然あの世へ旅立つてゐなければならない筈のその重病患者が、あの膿で一杯に脹れ上つてゐた腹をペコンとへこましてしかもすや〳〵と安らかな寢息をさへ立てながら、病床に仰臥してゐるではないか。この奇蹟を見た典獄は、しばらくの間、ぢつと好地由太郎の顏を見詰めてゐたが、やがて何かしら心に肯けるものを感じて、神に祈つた。

好地由太郎の說明はがうであつた。かれは、かつてはかれの敵であつたかれの「兄弟」のために、最善をつくして看病した。それにも拘らず「兄弟」は死の手に引き渡されようとしてゐる。かれは泣きたい氣持で、神に祈つた。神の答があつた。——汝自らの唇で、「！」瞬間、歡喜に似た感情が、かれは憑かれた人のやうに、「兄弟」の傍に駈け寄り、自分の唇を相手の尿道にあてた。尿道が切れて、そこから濃い膿が出て來た。好地由太郎は、その膿を吸つては吐き、吸つては吐き、何分か續いた。キリストが嚴

刑政第55巻第1号
矯正図書館



戰は增稅　賀屋藏相は議會の演說において一政府は今後一層國家總力の最も効果的な發揮を期するため、經濟運營上の諸經費をいよ〳〵適實正確ならしめると共に國民の經濟活動に對する强力なる統制力を確立し、眞に實効を擧げ得べき諸般の改革と各種の施設を著々實行する……また國民は深く時局を認識して一層勤勞を勵み、生產能率を增進すると共に、その消費生活は銖後の活動力を縱橫增進するに足る健康の保持と、學校技術の修得とに必得な最低限度に甘じ、因て生ずる餘裕は、物資も資金も擧げてこれを國防强化と生產力擴充の用に供せねばならぬ」と述べてゐる。

この財政基本政策に立脚したので、今回の煙草及び間接稅を中心とする增稅であり、又國鐵の運賃値上内定であり、更に來るべき通常議會提出豫定の直接稅增徵である。藏相の說明に依れば直接稅の增徵は約十億圓で、前三者に依る增收とを合せて約二十億圓が國庫の增收となる見込、事業會社方面に對して增產を阻害せぬやう特に配當制限の緩和を行ふ旨を述べたのは注目される。

貯蓄百七十億圓　臨時議會を終へていよ〳〵追加豫算が實施されることになつた。その結果追加發行を豫定される世五億七千萬圓の戰爭公債を如何に消化するかが問題となつた。大藏省はその全額を國民の貯蓄の增加による方針を明かにし十一月廿六日東京銀行俱樂部の首相、藏相招待晩餐會の席上で藏相は次の如く述べた。

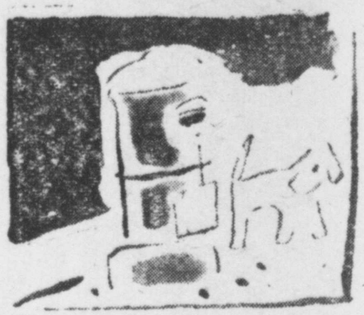
政府は本年度の貯蓄目標を百三十五億から百七十億圓に引上げた。この目標を達成するためには本年度の殘り四ケ月間、每月約二十億圓を貯蓄しなければならない。從前の目標額においては平均十一億圓の貯蓄が必要であつたが、これに比べると今後はまさに二倍の速度で資金を蓄積せねばならない。

一方には間接稅の大增徵があり、加ふるに煙草も上り國鐵の運賃も明春早々から上る。その上更に貯蓄を從來の二倍にするといふことは容易ならざる覺悟を要するので、われわれ國民は大東亞戰爭、この聖戰を戰ひ勝つためには石に噛りついてもこの義務を遂行しなければならない。

日泰攻守同盟成立　英米百五十年の壓迫と掠取に隱忍に隱忍を重ねて來た泰國は遂に立上つた。ことに最近イギリスの巧妙なる武力的ならざる經濟的壓迫と在泰四十年といふクロースピー駐泰イギリス公使を恐れて右顧左眄、日本の南方進出に對して、恰も日英兩頭の馬を御するが如き態度を以て臨み、たとへば內閣改造に依つて親日派のワニット通商局長を無任所公使に任命し、同じくヴイチット氏を外務副大臣に據系、日本側との連絡を採らせると共に、イギリス側に對してはヴイラ交通副大臣に對英連絡委員をやらせるなど、對策に腐心のあとあり〳〵と見えて嚴立中立政策も泰の獨立維持のためには頗る消極的な御都合主義のものであつたが、今やピブン首相は世界の大勢を認識し敢然と東亞共榮圈に參加、泰國の獨立と自由のために積極的に乘り出して來た。

日獨伊の新協定　日英米の開戰に伴ひ昨年九月締結された日獨伊三國同盟條約に基き、當然獨伊兩國の對米宣戰が問題となり、日獨伊三國間に協議が行はれた結果、十一日ベルリンに於て、いよ〳〵對米英戰共同遂行、單獨不媾和、新秩序建設協力に關して、改めて日獨伊三國間の協定が强化されたことは極めて機宜の措置であり、盟邦樞軸のために喜ばしいことである。

この第三條に關して少しく縷說すれば、日獨伊三國が對米英戰において勝利を得た曉においては、獨伊兩國は歐洲すなはち大西洋、地中海方面において新秩序を建設し、日本は太平洋方面において新秩序を築き上げること、これがため日獨伊三國間相互に密接な協議をなすべきことを約したものである。



刑務所便り

一、作業技師協議會

十二月五、六の二日間本省に前田作業技師（長崎）外十二名を召集し、本年度作業技師協議會が開催された。

第一日は午前九時半より會議が開始され、開會劈頭正木行刑局長より別項の如き訓示があり、次いで中尾第二課長議長席に就き、本省提出に係る左の協議事項に付協議に入つた。

一、近時技能受刑者ノ減少セルニ鑑ミ其ノ養成竝ニ訓練ニ付適切ナル方策如何

二、現行科程ノ統制ニ關シ適切ナル方法如何

午前中は專ら第一問の協議に費され、結局本問は受刑者職業訓練概則等に依るが如き比較的長期間の組織的方法は暫く之を除外することゝし、主として時局下構外作業出役等の爲、極度に減少の傾向にある技能者の補充を中心に、比較的短期間の養成訓練に付て討議が進められた。各技師より熱心に、種々意見の開陳せらるゝ所があつたが結論として、

(1)　現行の徒弟制度は存續するを可とし

(2)　單なる面接方法のみに止らず、進んで科學的適性檢査を勵行すること

(3)　各業種に付、パンフレット式の「指導標」を採用すること

(4)　方法としては各作業を分解し、分業的養成訓練を行ふこと及び

(5)　期間は最長三ヶ月程度とすること

等に意見の一致を見、尙養成期間中の科程賃金等に付いても、論ぜられた。

作業に於ける科程の問題は行刑が當面せる最も重要且根本的な課題であつて、本年二月の本協議會に於ても議題とせられたところである。又後述の作業研究所の設置もかゝる趣旨より出發したものであつて、實に適正科程の設定といふことが其の主要なる目的の一となつてゐるのである。從つて本問に於ては斯かる適正科程の設定に至る迄の暫定的措置としての科程の統制に付いて協議せられたのであつて、先づ斯くの如き措置として果して適切なる方法が存するや否やに付、多少の異論もあつたのであるが、結局現行科程は各所甚だ不統一なるのみならず、且易きに過ぎる傾向あるを以て、之を引上ぐるの要あるに、意見の一致を見た。而して其の方法並に程度に付いては、或は各所共各業種につき一率に二割程度引下ぐべしとなし、或は各業種の個々につき、一應の檢討を加へたる後、適度に引下ぐべしとなし、或は各所に於て適宜科程の引下げを行ひ、爾後は然るべき監督者をして隨時各所巡閱せしむるに如かずとなし第二問に關しては、種々議論の沸騰を見たが、結局決を採るには至らず、本省に於て愼重研究の上、引下げを行ふことゝなつた。

以上二問の協議を以て第一日は殆ど經過したのであるが、午後三時半より五時迄と、第二日目の午前とを以て各所提出の協議事項六問題に付協議を行つた。

第二日は午前十時より府中刑務所に於て前日の協議を續行し、同十一時を以て終了した。

二　作業研究所開所式

作業研究所は本年十一月二十八日行甲第一九五九號行刑局長通牒に基き、今般府中刑務所に新設せられたる、刑務作業の科學的調査研究、卽ち刑務作業に於ける勞働組織の再編成並に經營組織の合理化等能率增進を主要目的とする調査機關であつて、作業技師協議會の終了後引續き、六日午前十一時より府中刑務所講堂に於て、其の開所式が擧行せられた。來賓には本省より正木行刑局長、中尾第二課長及び野原、長谷川、渡邊各囑託、在京刑務所より岡部小靑、河邊豐多摩兩所長及び齋藤

刑政第55巻第1号
矯正図書館

東京拘置所長代理並に協議會出席の各作業技師、外に日本勞働科學研究所文學博士桐原葆見氏の列席あり、先づ開會の辭に次いで、國民儀禮、吉田府中刑務所長挨拶、鷲津研究所長式辭、正木行刑局長、河邊豐多摩刑務所長及び桐原博士等の來賓祝辭あり、正午閉會の辭を以て式を終了した。

午後二時より作業技師一行は協議會最後のプログラムとして、中央工業株式會社南部工場を見學し、工場管理に付大いに裨益する所があつた。

昭和十六年十二月五日作業技師協議會に於ける正木行刑局長訓示

本日玆に諸君の御參集を得ました機會に所感の一端を申述べまする ことは私の最も欣快とする所であります。

御承知の如く近時刑務作業の發展充實は誠に目覺ましき限りでありまして、今一々數字を以て説明するの煩は避けたいと思ひまするが、其の生産額の如きは、今日之を大正十一年作業技師技手制度の初めて實施せられました當時に比較致しまするに、正に四倍乃至五倍の多きに達してゐるのであります、又其の質に就いて見ましても、往時の手工業的個別的生産から機械的規格大量生産に進歩發展し、其の生産物の如きも刑務作業は性質上、消費財の生産を目的とする粗笨的輕工業に限られてゐたのでありましたが、最近は實に精密なる規格に基く生産財の生産をさへ目的とする重工業の域に迄一歩前進してゐる狀況なるのであります。刑務作業の斯くの如き進歩發達の爲には、勿論外にも幾多の有力なる原因の存するものがあるのではありますが、又一面生産技術の研究改善に或は受刑者指導方法の適正化に、諸君並に一般作業技術員の拂はれたる不撓の努力も與つて力あるものと確信する次第であります。私は先づこの隱れたる諸君の御功績に對して、衷心、敬意を表するものであります。

刑務作業の成績が右申しましたる如く、遂年發展向上して參つて居るのではありまするが、然し之を以て滿足すべき狀態に安定致して居るものとなす事は出來ないのであります。われわれは更に一歩退いて深く省るところが無くてはならないのであります、不斷の調査研究が必要とされるのであります。斯る意味合ひから致しまして、今般當局に於きましては、作業科程の科學的調査の問題を採りあげまして、目下その實施に着手致してゐる次第であります。諸君に於てもよく問題の重要性を認識せられまして、充分なる御研究を御願ひしたいのであります。尙この科程の問題に就きましては、後刻御協議を願ふことになつて居ります。

次に技能受刑者の養成並に訓練に就いてでありまするが、今や時局は愈〻緊迫致しまして、軍需構外作業の施行は、この上擴張せられねばならぬ狀勢に立到つて居ります。一方軍需品の製作についても、從前にも增して其の注文が輻輳してゐるのでありまして、これが爲技能者の補充は行刑當面の重要課題となつてゐるのであります。

刑務作業本來の目的から申しましても、受刑者に對する技術的職業指導は最も緊要なる事項に屬し、諸君に課せられた任務の重點も亦この點に係つてゐる次第であります。恐らく諸君に於ても、極力意を用ひて居ります。先づ其の第一は科程の問題であります。これに就きましては前回の本協議會の席上に於きましても、一言觸れて置いたのでありますが、見方に依りましては作業科程の問題は單に作業成績のみに止らず、行刑そのものの根幹をなしてゐるとも言へるのであります。

如何に立派な行刑制度を、例へば今日の累進處遇令といふ樣な進歩せる制度を採用致したと致しましてもこの根本をなす科程が曖昧でありましたならば、其の意義の大半は失はれて仕舞ふのであります。實はこれらの制度も作業成績なり、行狀なりの正確なる判定が前提となつて始めて存立の價値あることを忘れてはならないのであります。又、今日非常時局に際會致しまして、生產能率をあげると言ふことも、重要なる國策の一となつてゐるのでありますが、行刑が直接この國策に協力し得るものとして、作業能率の向上を期圖すると致しましても、先づこの科程の適正化から出發せねばならないのであります。然も、この適正科程の設定たるや、唯一回の研究に依りまして、可能となる性質のものではないのであります。常に外部の進歩に關心を持つことによりまして新知識を吸收し技術の研究練磨に努めまして刑務作業に於ける技術の不斷の進歩を期せられたいのであります。

最後に諸君等作業技術員に對し特に希望して置きまることは刑務官吏たる矜持を持つて頂きたいといふ一事であります。今日作業技術員諸君就中作業技手諸君の日常を拜見致しまするに多少卑屈に陷つて居る點が認められるのであります。私は傲慢が惡德であると同時に卑屈も亦惡德なりと斷ずるものであります。人間何事に依らず矜持の缺除する所に信念も亦生ずる理由は無いと考へるものであります。信念無くして事の眞の成功は期待し得べくもありません。況んや行刑は一つの教育事業たるに於てをやであります。教育者たる技術官としての矜持の缺除が同時に作業技術員の地位の向上をも妨げ得る事實を看過してはならないのであります。

宜しく刑務官吏たるの誇りを持つて非常時行刑の爲に盡瘁せられんことを希望する次第であります。

外にも尙多々申述べたい事はあるのでありますが之は協議中折に觸れて申すことに致します。

られることゝは思ふのでありまするが、註文取り其の他の附隨的仕事の多忙な爲でもありませうが、尙不充分と認められる〻節が多々あるのであります、問題は決して、斯る事の爲に等閑附せらるべきものではないのでありまして、之が養成訓練は一日も、忽せにすべからざる所であります。この問題に就きましても、其の具體的方策に關し後程御協議を煩はすことになつて居りますので、一言注意を喚起するに止めます。

第三に、物資の活用又は代用品の研究に就いて申述べて見たいと思ひます。最近物資の不足は漸く顯著となつて參りました。これ固より支那事變の遂行と東亞共榮圈の確立といふ建設的な理由に基く、相對的な結果に外ならないのでありますが、諸君が日常作業の經營に當りまして、先づ解決せられねばならぬ然も回避することの出來ない現實の問題であります、從來の實例に徵しまするに各所共、ともすれば物資入手の斡旋方を本省に上申致しまして、問題の解決に代へられる向が多いのでありまするが、斯る保存主義一點張りでは、時局下誠に適はしからぬものと考へる次第であります。尤も當局に於きましても、鋭意努力は致して居るのでありますが、一面諸君技術家の研究工夫に依りまして、物資の最も能率的な使用方法なり、代用品なりの考案發明が爲されましたならば國家的にも誠に有意義なることゝ信ずるのであります。

本年六月二十七日訓令第四二四號を以て「勤務發明考案處理規程」の制定せられましたのも、趣旨は此の點に存するとも考へられるのであります。

作業技術を以て專門とせられる諸君の格別なる關心を寄せられる樣切望して止まざる次第であります。

次に技術の研究に關聯致しまして作業技術員自身の素質向上に言及致します。目下技術者の不足は一般的な問題に迄發展致しまして、國家としましても、勞務管理の一環として、技術者に對する强度の統制方策を實施して居る現狀であります。さなきだに、技術員の補充難をかこちまするわが行刑に於きましては、今これら有能の士を他に求めまることは蓋し、至難事に屬することでありまして、勢、在來技術員の再教育といふことが最も緊要なる事項とならざるを得ないのであります。當局に於きましては、這般の事情を斟酌致しまして、目下技術員講習會の組織的な制度の確立を計畫して居るのではありますが、之のみを以てしては、充分なる成果を期待することは不可能でありまして、更に諸君自らの敎養並に諸君の下にある作業職員の指導鞭撻に待つ所、甚だ大なるものがあるのであります。わたくしは、玆に其の方法の一として、特に强調致して置きたいと思ふことがあります。それは外ではなく、平素常に時勢に後れざるの心構へを持つといふ一事であります。由來刑務官吏は、動もすれば高き墻壁の內に閉ぢ籠り、外部の事情に疎く獨善に陷り易き傾向を持つと言はれて居ります。諸君は幸に作業を通じて外部に接觸するの機會に惠まれてゐるのではありますが、折角の好機會も新知識を採容れるだけの素養と努力とに缺けてゐては、結局之無きに等しき結果となるのであります。而して現在一般作業技術員の素養の程度を見まするに遺憾ながら、概して滿足すべきものとは認め難いのであります。諸君は此等作業技術員中の指導層として其の責務は實に重大であります。

最後に諸君等作業技術員に對し特に希望して置きまることは刑務官吏たる矜持を持つて頂きたいといふ一事であります。今日作業技術員諸君就中作業技手諸君の日常を拜見致しまするに多少卑屈に陷つて居る點が認められるのであります。私は傲慢が惡德であると同時に卑屈も亦惡德なりと斷ずるものであります。人間何事に依らず矜持の缺除する所に信念も亦生ずる理由は無いと考へるものであります。信念無くして事の眞の成功は期待し得べくもありません。況んや行刑は一つの教育事業たるに於てをやであります。教育者たる技術官としての矜持の缺除が同時に作業技術員の地位の向上をも妨げ得る事實を看過してはならないのであります。

宜しく刑務官吏たるの誇りを持つて非常時行刑の爲に盡瘁せられんことを希望する次第であります。

外にも尙多々申述べたい事はあるのでありますが之は協議中折に觸れて申すことに致します。

刑政第55巻第1号
矯正図書館



高松谷鴎

審査概評

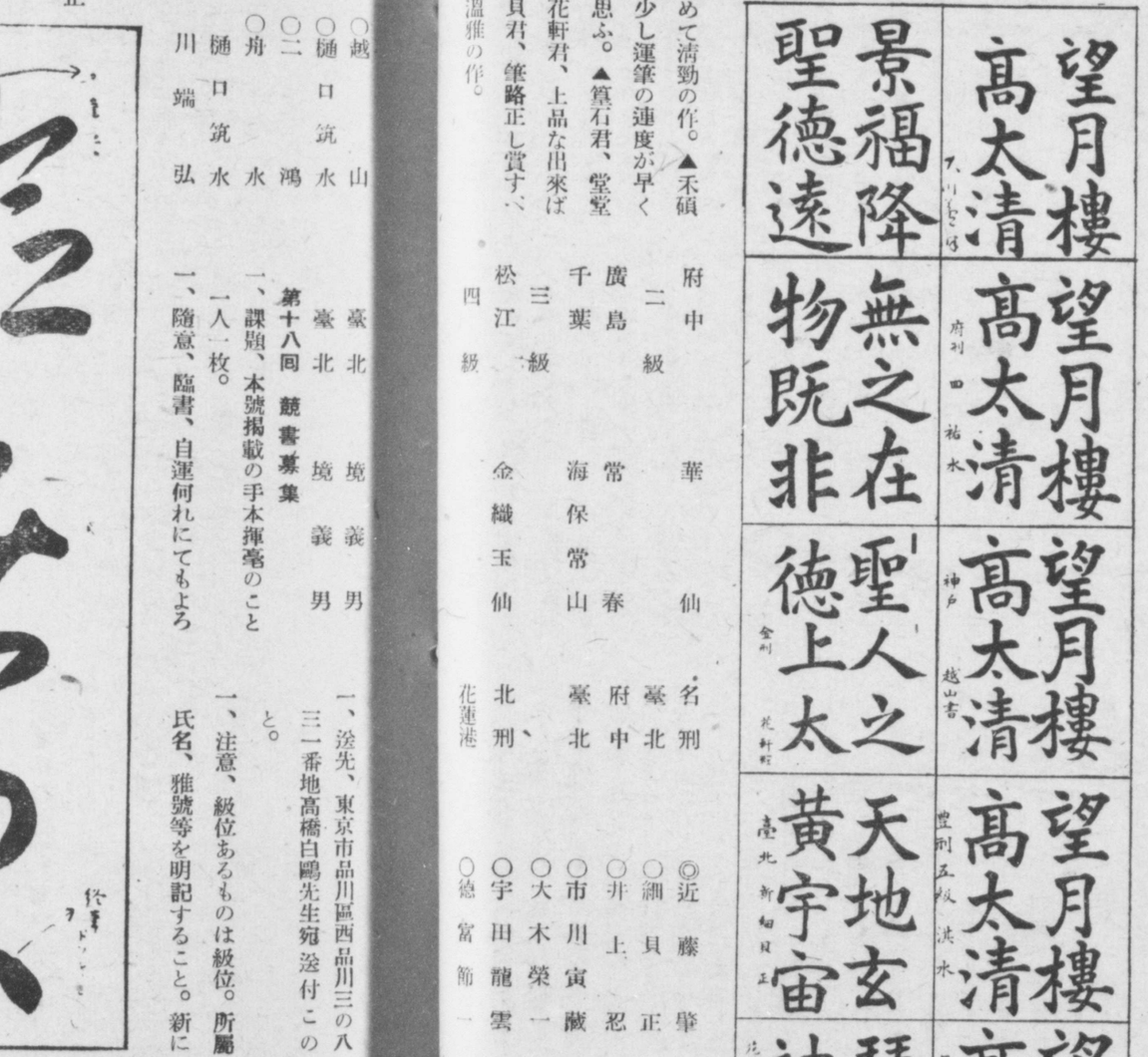
第十七回 競書成績

（◎印は當選、○印は昇級、課題、隨意何れか昇級すれば次回より兩方とも昇級します。）

課題

特級
府中 ◎大川蘆畔
小菅 諸戸翠堂
横濱 飯村禾碩
成刑 井上華仙

一級
府刑 ◎小林祐水
神戸 ◎越山吉野 旅刑 下川嵐堂
横濱 ◎田中篁石 長刑 吉野繁
朝鮮 ○樋口筑水 新潟 澄水
馬山 ○二鴻 廣刑 川本翠巒
松江 ○舟水 三好農場 河地文夫
成興 ○川端弘 芦屋 山内信夫
金刑 花軒 隨意 成興 佐藤
山口 清水廣一 特級
五級
豐刑 ◎淇水 横濱 ◎飯村禾碩
小菅 諸戸翠堂
成刑 井上華仙
一級
府中 笠倉華堂
二級
廣島 常春
海保常山
三級
松江 金織玉仙
四級
花蓮港 ◎近藤肇
○細貝正
○井上忍
○市川寅藏
○宇田龍雲
○徳富節一

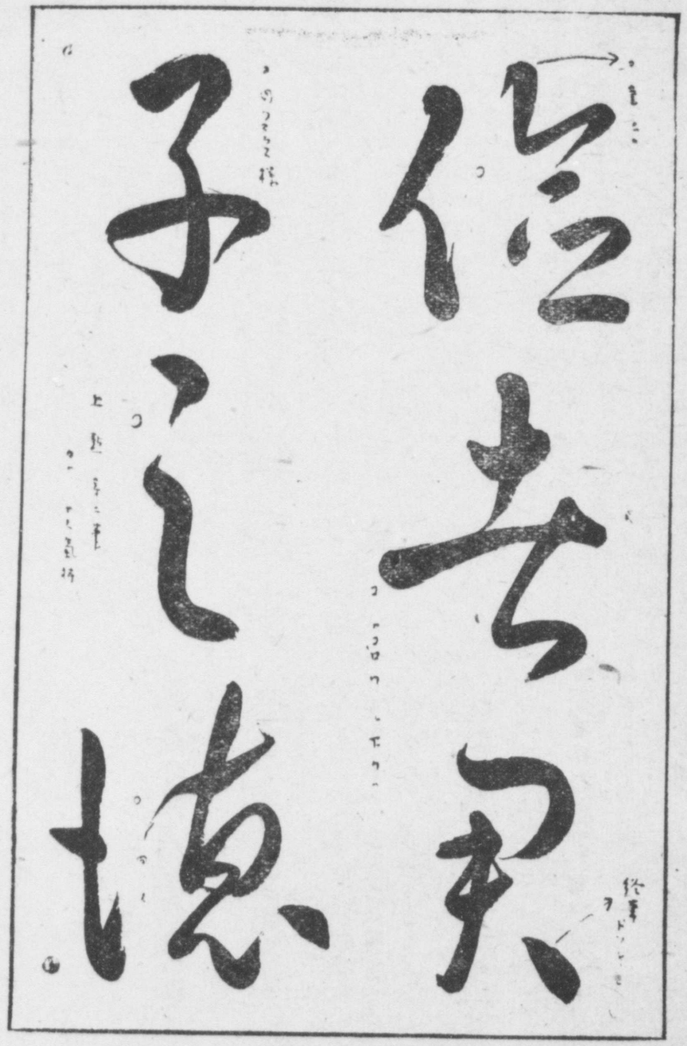


▲蘆畔君、重厚の作、落款又妙。▲祐水君、雄大堂堂たり。▲越山君、眞蹟である、少し筆が重いか。▲洪水君、骨力あるも潤にとぼし。▲肇君、極めて清勁の作。▲禾碩君、潤澤、もう少し運筆の連度が早くてもよろしいと思ふ。▲篁石君、堂堂としてゐる。▲花軒君、上品な出來ばへである。▲細貝君、筆路正し賞すべし。▲徳富君、溫雅の作。

府中 ◎越山 臺北 境義男
二級 ○樋口筑水 臺北 境義男

第十八回 競書募集

一、課題、本號掲載の手本揮毫のこと
一人一枚。
一、隨意、臨書、自運何れにてもよろし一人一枚。
一、條幅、小畫仙半折大、書體隨意一人一枚。
一、締切、三月五日嚴守のこと。
一、發表、四月號本欄。



一、送先、東京市品川區西品川三の八三一番地高橋白鷗先生宛送付のこと。
一、注意、級位あるものは級位。所屬氏名、雅號等を明記すること。新に應募するものは級位は新とすること。

◎課題

儉者君子之徳

敍任辭令

十二月一日
任司法理事官 典獄補 鳩田幸治（行刑局）

十二月四日
任副看守長（長野）六ノ五勲免 看守 宮本時衛（長野）

十二月三日
願免六級 教誨師兒玉義薀（府中）
任敎誨師（府中）九級 司法屬 平田諦純（保護局）

十二月六日
任典獄補（廣島）八級勲免 看守長 三喜繁太（廣島）

十二月十一日
任作業技師（小菅）十二級勲免 看守長兼司法屬 山永正（行刑局）

十二月十三日
任典獄補（宇都宮）六級 看守長 瀧川捨三郎（栃木支）
大阪拘 敎誨師 角道晃（小菅）

遲着作品（審査後に到着したので審査に加へることが出來ませんでした。）

豐 臺北 飯村禾碩
豐 臺北 亭
豐 臺北 桑亭
帶 臺北 石



刑政歌壇

當季雜詠
締切　毎月一日限
用紙　葉書一葉三首

臼井大翼　選

一　三重　小林勝精

雲一つ連らなる峰にかゝりゐて戰ふ國は靜かに明けぬ

二　宇都宮　高島明峰

男體山より湧き來る雲の風もちて稻穗のそよぐ田路戻れり

三　宮城　志賀宮童

コスモスの花散りすぎて庭の上にあたる日の色濃くなりにけり

海遠く展くる刈田廣々し風に吹かれてかけあさる見ゆ

秀逸

○　小管　朝倉長喜

刑務所のさ庭の池に月照りて小魚がたつる水鏃の見ゆ

○　弘前　大和早苗

常會の夜の障子に集ふ影絶し氣にもうたゝき合へり

○　下關　社河內雅子

わがまゝを言ひ張る子ろのいとけなき臀尻を傳ふなみだ哀れなり

○　神戸　越山

徽馬の群いなゝきつゞく朝野路の峰を連らねて白雲わたす

○　金泉　津田眞砂

夕なぎの庭にふりつぐわくらばの音にまぎれず虫の鳴くなり

○　名刑　三田麥村

山畑の桑摘みおへて急ぐ娘の負ひたる籠に入日映すなり

○　神戸　三代

かなしみのいやはてに來し旅の海に日は輝やけり波うねりつつ

○　山口　摩天樓

をちこちにサイレンひゞきものみなに活氣漲る工事場の朝

○　松江　田尻久美緒

冬近き草枯れ野路の風寒し地藏の肩の蟷老ひぬ

○　青森　奈良健藏

腐葉土を造る妻の堀りし穴秋の落葉を掃き溜めて居り

○　名刑　三田麥村

つとめ終へて道端に鳴く虫の聲ほそりつつ秋老ひにけり

○　神戸　仲矢多美子

うちひさす竹の園生のいや榮ふ千代の契を壽ぎまつる

○　富山　越人

大君にさゝげしまこと驗ありてきみが胸にぞ動かゞやく



刑政俳壇

題當期隨意
締切　毎月五日限
用紙　官製私製葉書

水原秋桜子　選

囚逝きぬコスモスの花すがれはて　宇都宮　高島筠雄

渡り鳥山湖に垂るる雲に消ゆ　同

丹精の囚徒が菊や明治節　同

毛帽子の吾子の齒ちさく眞珠なす　同

海鳴りのしるき夜となり雪來る　同

凩やひとやの壁のいや高く　同

短日の雨となりけり囚逝きぬ　同

杉垣の根に青々と多の草　函館　船山船風

多ざれや鼠の渡る淵の水　同

川沿ひの軒燈淡し多がすみ　同

山脈を蔽ふ瑞雲初明り　同

峰々に影落しゆく春の雲　同

二つ三つ鮭上り來ぬ雲れ川　同

はひ松の眺め一入薄ら雪　同

しろ〳〵と見ゆ潮先や風凉し　諫早　副島雅石

眼鏡橋重なりかゝり秋の氷　同

秋の夜の海の面より明けかゝる　同

稻の穗に厄日の雨の靜かなる　同

銀杏の實熟れていよ〳〵秋澄める　同

朝の眼に糸瓜の花の黃なるかな　同

水の音落葉つもりて細り來ぬ　松本市川紅東

稍寒き朝と思へば山に雪　同

岩落の山の日溜り雉子遊ぶ　同

まれに來る山蛾よ多の近き灯に　同

神無月乘鞍岳は雪眞白　同

こほれ咲く萩の細道どこまでも　群山　壬生竹醉子

落葉徑相連れ立ちて話なし　同

夕鐘の響よぎりて散る一葉　同

舊友にめぐりあひけり春の町　同

朝露もこぼるゝばかり菊匂ふ　宮城　大弓子

冬を待つ用意かしこし芋二俵　同

霜どけや朝日に光る鬼瓦　同

今朝の霜池に浮べる紅葉にも　名古屋　三田清

山門に秋の日さして靜かなり　同

我袖のふれましとして菊の花　松本　長田雀人

時雨の戸さしてタべの鐘遠し　同

時雨れゐる遠峰見つゝ岩間風呂　宇都宮　桂敬信

蕎麥搗の熱きもうれし温泉の宿　同

紅葉ちる小野小町の塚とかや　滋賀　小澤月爛

近江富士裾はかすみて湖の上　同

踏みてゆく落葉の音の寒さかな　神戸　三代

風音のうなりに寒さ覺えけり　同

夕まけて冷雨は霰混へけり　松江　田尻久美緒

ちりはてし柳に街の風寒し　富山　牧野久美子

見張穴朝顏二つ咲きにけり　京都　野々口正明

潮筋に入日匂へるうらゝかさ　神戸　仲矢多美子

夕映ゆる紅葉きらめき塔見ゆる　富山　栃折越人

朝寒や門の八ッ手の花白く　同　あき

茅屋の庭にも菊の鉢一つ　名古屋　澤田梅園

島近く走る帆一つ夕千鳥　小田原　大木舟波

夜半さめて雨かと思ふ落葉かな　金泉　津田紫幽

一とよさに庭面覆ひし落葉かな　同　大淵加津

刑政第55巻第1号
矯正図書館

箒目に模様の如き落葉かな　和歌山　大橋南城
霜をおく庭の落葉の一葉一葉　高知　橋本利義
爽やかに朝の軍歌の聞え來る　青森　奈良一葉
うす〳〵と紅葉の間に豊の月　大津　鈴木輝香

十句評釋

花蓑

雪嶺はしづかなるもの堤ゆく　霞村

これは作者の今歩きつゝある堤と向ふに見える雪嶺との間に可なりの距離かあるのであるがその雪嶺が手に取る如くはつきりと見えてゐるのです。然しさういふ說明は一切省略して只雪嶺に對する作者の心持が敍してあるだけです。それでゐて景色は鮮やかに描かれてゐます。主觀の手法を用ゐて對象を彷彿せしめる練達の抜巧を前に見ることが出來ます。

陵のほとりの村や秋の暮　同

陵があつてその陵の森の蔭に二三戸の屋根が見えて小さい村がある、作者かその陵に參拜したときは恰度秋の夕暮時で、鬱て夜の幕に包まれてゆくであらうその景色を眺めてうら淋しさを感じたのでありませう。陵のほとりの村——それは人跡稀な山里とも違つた淋しい趣があつて、作者はそこに新らしい秋の夕暮の趣を見出して居るのです。趣には派手な趣と地味な趣とがありますが、この句の趣は地味な趣で、そこに作者の好みが見えて作者の風格の一面を物語るものがあります。

朝よりの鰯雲なる松の空　同

この句は朝から鰯雲が出て松の空にかゝつてゐるところを詠んだものですが「鰯雲なる」と圓曲に敍したところに柔か味があります。別段異色ある句ではないけれども平明にして上品な趣のあるところは矢張り作者の風格を思はしめるものがあります。

卒業の記念寫眞の妻は少女　同

この寫眞は妻君が嫁かしがつて見てはいやだといふのを無理に取上げて見たといふやうな譯ではなかつたでせうか、その寫眞は妻君が女學校を卒業したときの記念寫眞であつて、その寫眞に寫つてゐる妻君の姿は女學校の制服を着ておぼこおぼこした少女であつたといふのであります。それを見たときの愛妻に對する夫としての作者の感情かまざ〳〵と出て居ります。それは「妻は少女」と字餘りにして下五に置いたところに感情の昂ぶりを汲取ることが出來ます。

鎌倉明月ケ谷時頼の墓　風生
手にしたる赤のまんまを手向草

その日の吟行には私も參加したが、明月ケ谷といふところは四方山で圍まれた谷間で、その日は木の葉も動かぬ山日和であつた、山懷ろの明月院を出て暫く行くとさゝやかな木立の中に時頼の墓があつた、墓前の竹筒に私は道端で摘んで來た蓼の花をさして置いた、ところがこれを句にしたものがこの作者の外にも二三人あつたが、この句は蓼の花が赤のまんまになつて居る、實際そのあたりに赤のまんまも咲いてゐたから赤のまんまと見たのかもしれないが恐らくこれは作者によつて理想化されたものでないかと思ふ、寫生といつても自然を只正直に寫生するばかりでなく作者の理想を加へて自然の一部を變更することも句作上往々にしてあるのである、この句が蓼の花を理想化して赤のまんまとしたことは一つの飛躍といつていゝが、それよりも自分の感心したことは「手にしたる」と言つたことにある、ぶら〳〵道を歩き乍らそこらに咲いてゐる赤のまんまを摘んでそれをどうせうといふ考もなく手にしてゐたのだが偶々時頼の墓にめぐり逢つてそれを手向草としたといふその間の感情の動きといふものが委曲をつくして現はされてゐることであります。

佳き人に逢へる望や春の星　潮人

春の星の瞬いてゐるのを見ると誰の眼にも何か意味ありげに見ゆる、この作者にはそれが今宵は佳き人に逢へる望が叶ふやうな暗示を受け幸福感が感じられたといふのであります。

春潮のしのび來るごと怖しき　二葉女

春の潮のおしよせて來る有樣を見ると轟音をしのんで來るやうでそれは何かを襲撃しようとする底知れぬ力が感じられて空恐ろしい氣がするといふのであります。

水靜かなれば椿を投げてみる　絹洲

水を眺めてゐると實に靜かだと思ふ、稍暫らく眺めてゐると水の中に引込まれるやうな氣持にもなつて來る、と同時に反抗的に何かむほんでも起してみたいやうな衝動に駈られて來る、そこでそこに落ちてゐる椿の花を拾つて水面目がけて投げ付けてみた、といふのであります。この句は只無意味に水の中へ椿の花を投げたといふのとは違つてゐる、「水靜かなれば」と敍したところに心の曲折、情緒の動きがあるのであつて一つの情懷がそこに見られるのであります。

山裾の煙は汽車か柿の村　ちよ

それは汽車の煙か百姓の黍殻でも焚く煙かよく分らぬけれども遠方の山裾に一筋の煙が流れてゐる、そのあたりの柿の村には赤々と實つてゐる柿が日に光つて見えてゐるといふ景色です。

白菊や月なき庭の一と明り　松壽

月なき庭と言へば只闇の夜といふのとは違つて月のないのを惜む心持が伴なつてゐます、さうして何物も見えないその闇の中に白菊だけがほの白く浮上つて見えてゐる情景が一明りといふ言葉によつて鮮明に描かれてゐます、月のないのを惜しみ乍らもその闇の中の白菊の一明りを趣深く眺めやつてゐるのであります。

訓令通牒

京都、大阪及神戸拘置所等ノ收容區分並移送區分ニ關スル件
（司法省行刑局　行甲第一八四一號　昭和十六年十一月十九日）

標記ノ件ニ關シ本日別紙ノ通訓令相成候條御承知相成度候

司法省行刑局　行甲第一八四〇號
昭和十六年十一月十九日

其ノ所ニ於テ收容セザル受刑者中特別設備ヘ移送スルモノヲ除クノ外初犯者ハ滋賀刑務所ニ累犯者ハ京都刑務所ヘ移送スベシ

右訓令ス

司法省行刑局　行甲第一八四〇號
昭和十六年十一月十九日

其ノ所ニ於テ收容セザル受刑者中特別設備ヘ移送スルモノヲ除クノ外神戸刑務所ヘ移送スベシ

右訓令ス

司法省行刑局　行甲第一八四〇號
昭和十六年十一月十九日

特別設備ヘ移送スル受刑者ヲ除クノ外初犯者ハ滋賀刑務所ヘ累犯者ハ京都刑務所ヘ移送スベシ

右訓令ス

司法省行刑局　行甲第一八四〇號
昭和十六年十一月十九日

其ノ所ニ於テ收容セザル受刑者中特別設備ヘ移送スルモノヲ除クノ外大阪刑務所ヘ移送スベシ

右訓令ス

司法省行刑局　行甲第一八四〇號
昭和十六年十一月十九日

其ノ所ニ於テ收容セザル受刑者中特別設備ヘ移送スルモノヲ除クノ外神戸刑務所ヘ移送スベシ

右訓令ス

司法省行刑局　行甲第一八四〇號
昭和十六年十一月十九日

特別設備ヘ移送スル受刑者ヲ除クノ外初犯者ハ滋賀刑務所ヘ移送スベシ

右訓令ス

司法省行刑局　行甲第一八四〇號
昭和十六年十一月十九日

標記ノ件ニ關シ本日別紙ノ通訓令相成候條御承知相成度候

司法省行刑局　行甲第一八四〇號
昭和十六年十一月十九日

其ノ所ニ於テ收容セザル受刑者中特別設備ヘ移送スルモノヲ除クノ外大阪刑務所ヘ移送スベシ

右訓令ス

司法省行刑局　行甲第一八四〇號
昭和十六年十一月十九日

其ノ所ニ於テ收容セザル受刑者中特別設備ヘ移送スルモノヲ除クノ外神戸刑務所ヘ移送スベシ

右訓令ス

司法省行刑局　行甲第一八四〇號
昭和十六年十一月十九日

特別設備ヘ移送スル受刑者ヲ除クノ外初犯者ハ滋賀刑務所ヘ移送スベシ

右訓令ス

司法省行刑局　行甲第一八四〇號
昭和十六年十一月十九日

其ノ所ノ拘禁者收容區分左ノ通定ム

右訓令ス

京都拘置所	刑事被告人及被疑者、刑期二月未滿ノ男受刑者、勞役場留置者	
大阪拘置所	同	
神戸拘置所	同	

作業時間延長ノ場合ニ於ケル作業賞與金計算標準變更ニ關スル件依命通牒
（司法省行刑局　行甲第一八六五號　昭和十六年十一月二十日）

標記ノ場合ニ於ケル作業賞與金計算方ニ關シテハ曩ニ昭和八年二月行甲第二六六號一作業時間延長ノ場合ニ於ケル作業賞與金計算方ニ關スル件一ヲ以テ通牒致置候處近時時局下生産力擴充ノ國策ニ順應シ各所共軍事作業施行ノ爲作業時間延長等極力能率ノ向上ニ努メツツアル狀況ニ鑑ミ今般上記通牒ノ標準ニ更ニ左記ノ一項ヲ追加シ明年一月一日ヨリ實施相成度候

記

一ケ月間ノ作業延長積算時間	作業別賞與金ノ增加
七十時間以上	普通作業ニ同
二十八時間以上	緊急作業ニ二十分ノ十三ヲ增加ス

收容者食糧給與ニ關シ注意ノ件通牒
（司法省行刑局　行甲第一八四〇號　昭和十六年十一月十九日）

今回行甲第一八四四號ニ依リ收容者食糧給與手續施行ニ關スル件依命通牒相成候處之ガ實施ニ當リテハ收容者ノ榮養竝ニ作業能率其ノ他一般衆情等ニ影響スル處無キヲ保シ難ク認メラレ候條左記事項ニ付特ニ收容者ニ對シ懇切ニ說示敷衍シ以テ銃後ニ於ケル行刑上遺憾無カラシムルノミナラズ生產力擴充ノ國策ニ副フベキ作業能率ノ低下等モ來スコト無キ樣御配意成度候

記

一、現今時局緊迫ノ折柄食糧殊ニ主食米麥ノ消費節約ハ其ノ增產ト相俟ツテ一日モ忽セニスベカラザル緊急事項ナル爲政府ハ過般來一般國民ニ對シ白米ノ配給量ヲ一人一日二合三勺乃至四合ト定メ極力其ノ消費節減ニ努力中ナルヲ以テ收容者ニ對スル今回ノ米麥節減モ眞ニ已ムヲ得ザルニ出デタル儀ナルコト

二、收容者ニ給與スル現行ノ食等ニ依レバ不就業者ニ對スル主食榮養價ハ一人一日平均一三三二カロリーニシテ之ニ副食物ノ榮養價ヲ加フレバ醫學上ノ基礎代謝量ニ匹敵セルノミナラズ作業別主食等級ノ各榮養價ハ夫々各種作業ニ基ク勞働力ニ必要ナル榮養價ヲ略有スルヲ以テ今回ノ改正ニ當リテハ特ニ給與セラレシ食物ヲ完全ニ消化吸收セシムル樣一層ノ注意ヲ拂フベキコト例ヘバ適當ナル運動ニ依ツテ食慾ヲ增進シ精神ヲ爽快平靜ナラシムルト共ニ充分ナル咀嚼ニ因ツテ完全ナル消化吸收ニ努メ以テ榮養ノ維持保全ヲ計ルコト

尙食糧給與ヲ擔任スル職員ニ對シテハ收容者ノ食糧ハ單ニ榮養價總カロリーノ點ヨリ觀察スルトキハ稍妥當ナル樣認メラルルモ其ノ榮養素構成上ノ蛋白質、脂肪及ビタミン量等ノ均衡ニ關シ考慮ヲ要スルモノアル點ヲ說示シ殊ニ變化アル獻立巧妙ナル調理等ニヨリ收容者ニ對シ食慾ヲ增進セシムルト共ニ極力適當ナル副食品ノ選擇補給ニ努メ收容者ニ榮養失調ノ發生、作業能率ノ減退等無カラシムル樣常ニ其ノ榮養狀態及衞生狀態ノ檢討ニ意ヲ用ヒシメラレ度申添候

青年錬成所手帳學籍簿及出席簿ニ關スル件
（司法省行刑局　行甲第一八八〇號　昭和十六年十二月廿八日）

本日行甲第一八七九號ヲ以テ標記樣式及記載事項訓令相成候處手帳ハ卷頭ニ勅語及勅諭ヲ奉記シ、皇國臣民トシテ其ノ擧フベキ方途ヲ體セシメ又修學情況其ノ他ノ欄ヲ設ケテ之カ功程ヲ明示シ就學者ヲシテ其ノ發奮努力ニ拍車ヲ加フルト共ニ將來ニ向テ既修ノ學歷ノ證明ニ供セシムベキモノナルヲ以テ之カ交付ニ際シテハ其ノ取扱ヲ永ク鄕重ニスベキ旨諭示相成度

學籍簿及出席簿ハ課程修了又ハ卒業ノ認定其ノ他ニ付之カ基礎的資料タルニ已ミナラズ後日ニ至リ轉學先其ノ他部外ヨリノ照會ニ對スル證明ノ原本タルベキ重要ナル表簿ニ有之候條之ト手帳トハ互ニ有機的關聯ヲ保チ記載事項ニシテ苟クモ不符合ノ廉ナキヲ期シツツ整理シ尙其ノ保存ハ刑務所文書處理及保存規程第十四條ノ規定ニ依ル丙部ニ屬セシメ御取扱相成度候

青年錬成所手帳其他ノ件訓令
（司法省行甲第一八七九號　行刑局　昭和十六年十二月廿八日）

青年錬成所手帳、學歷簿甲號及乙號竝出席簿ノ樣式及記載事項別紙（略）ノ通定ム

明治四十二年十月司法省訓令第四號中教育簿樣式ヲ削ル

矯正図書館

本令ハ昭和十六年十月一日ヨリ之ヲ適用ス

右訓令ス

東京豫防拘禁所收容事務開始ノ件

（司法省行甲第一九四一號）
行刑局 昭和十六年十一月廿八日

豫而工事施行中ノ東京豫防拘禁所此程收容設備等整備シ十二月一日ヨリ被拘禁者ヲ收容事務開始ノ運ヒト相成候條御了知相成度候

長期受刑者移送ニ關スル件

（司法省行甲第一九八五號）
行刑局 昭和十六年十二月四日

現在刑期十年以上ノ懲役、禁錮ノ受刑者ハ特ニ指定セラレタル刑務所ニ拘禁セルトコロナルガ之ヲ右刑務所ニ終始拘禁スルコトナク相當刑期經過後ニ於テ父母、妻子等ノ肉親愛ニ親シムノ機會多ク且ツ釋放後ノ打合セヲ爲スニ便宜ナル其ノ地ノ刑務所ニ移送スルコトハ行刑敎化ノ實ヲ擧グル上ニ於テ極メテ有效ナリト思料候ニ付テハ爾今無期刑ニ付テハ十五年經過後、有期刑ニ付テハ殘刑期三年未滿ニ至リタル場合ハ情狀ニ因リ適當刑務所ニ移送方取計フ樣敎度候ニ付該當者有之候場合ハ其罪質、刑名、刑期、殘刑期間、氏名、其他參考事項記載ノ上申相成樣致度候

追テ上申ニ當リテハ相手刑務所長ト內議相成度申添候

陸軍監獄ニ在ル既決囚ニシテ普通監獄ニ於テ刑ノ執行ヲ爲スヘキ者ノ移送ニ關スル件

（司法省行甲第二〇二五號）
行刑局 昭和十六年十二月十一日

標記ノ件ニ付陸軍次官ヨリ別紙甲號ノ通照會有之候處司法次官ヨリ別紙乙號ノ通回答相成候條御了知相成度候

追テ本件ハ從來區々トナリ居レル移送區分ヲ統一スル主旨ニ出テタルモノニ付爲念申添候

陸普第八七八〇號

陸軍監獄ニ在ル既決囚ニシテ普通監獄ニ於テ刑ノ執行ヲ爲スヘキ者ノ移送ニ關スル件照會

昭和拾六年拾壹月廿九日

陸軍次官 木村兵太郎

司法次官 大森洪太殿

首題ノ件左記ノ通規定致度及照會候也

追テ御異存ナクハ貴管下關係方面ニ御通達相成度申添候

左 記

陸軍監獄ニ在ル既決囚ニシテ普通監獄ニ於テ刑ノ執行ヲ爲スヘキ者ノ移送區分ニ付テハ左ノ例ニ依ルモノトス

一、內地、朝鮮又ハ臺灣ノ陸軍監獄ニ在ル既決囚ハ各其ノ最寄ノ普通監獄ニ之ヲ移送ス

二、滿洲ノ陸軍監獄ニ在ル既決囚ハ關東州ノ普通監獄ニ之ヲ移送ス

三、前二號以外ノ地ノ陸軍監獄ニ在ル既決囚ハ其ノ者ノ住所地又ハ本籍地ノ普通監獄ニ之ヲ移送ス

四、內地以外ノ地ノ陸軍監獄ニ在ル既決囚ニシテ特別ノ事情ニ依リ特定ノ地ノ普通監獄ニ移送スルヲ適當ト認ムル者ハ前三號ニ拘ラス其ノ地ノ普通監獄ニ之ヲ移送スルコトヲ得

陸軍監獄ニ在ル既決囚ニシテ普通監獄ニ於テ刑ノ執行ヲ爲スヘキ者ノ移送ニ關スル件回答

（司法省行甲第二〇二五號）
行刑局 昭和十六年十二月十一日

司法次官 大森洪太

陸軍次官 木村兵太郎殿

十一月二十九日陸普第八七八〇號ヲ以テ御照會ニ係ル首題ノ件異存無之右及御回答候也

刑政日誌

昭和十六年自十一月一日至十一月三十日

十一月一日

○於法曹會館「經濟統制遵法座談會」開催

十一月八日

○海軍監獄官制中改正

十一月十日

○十月ヨリ三日間ニ亘リ於司法省經濟實務家會同開催

十一月十七日

○十七日ヨリ三日間ニ亘リ、於法曹會館日滿司法協議會開催（十二月參照）

十一月十九日

○司法省官制中改正

○裁判所定員令中改正

○監獄官制中改正。第三條中「典獄補 專任三十三人」ヲ「典獄補 專任三十七人」ニ、「看守長 專任四百七十八人」ヲ「看守長 專任四百八十八人」ニ改ム。別表中東京拘置所ノ項ノ次ニ左ノ三項ヲ加フ。

京都拘置所	京都府京都市	
大阪拘置所	大阪府大阪市	
神戸拘置所	兵庫縣神戸市	

○保護觀察所中改正。第二條中「保護司 專任四十一人 判任（內十一人ヲ奏任トス）ヲ得」ヲ「保護司 專任四十五人 判任（內十二人ヲ奏任トス）ヲ得」ニ改ム

○司法省告示第三十號。昭和四年司法省告示第四十二號中京都刑務所ノ項「中京區刑務支所 京都府京都市」ヲ、大阪刑務所ノ項「北區刑務支所 大阪府大阪市」神戸刑務所ノ項「橘通刑務支所 兵庫縣神戸市」ヲ削ル

十一月二十一日

○一日二日ニ亘リ於橫濱開港記念館關東保護事業協議會開催。

十一月二十二日

○司法省令第九十條。昭和十五年司法省令第九十三條司法部政府委員共濟組合規則中左ノ通改正ス。

第十一條中第二項ヲ削リ同條第三項中「第一項」ヲ「前項」ニ改ム

十一月二十六日

○防空法中改正

編輯後記

□ 大東亞戰爭の新春を讀者各位と謹んで祷ぎたい。昭和十六年十二月八日は日本の歷史に永久に消えない重大なものを印したのであつた。われわれはこの聖代の眞只中に時代を共にした誇りを聲高く叫びたい。前途に如何ほどの困難が橫たはらうとも、その故にこそ、困苦を生きぬく誇りを聲高く叫びたい。

□ 第五十五卷第一號を以て、衆れて豫告申上げた如く「刑政」は「月刊刑政」と改題して讀者にまみえることになつた。その編輯、印刷の眞最中にわれわれは宣戰の大詔を仰いだのであつた。われわれと雖も、太平洋の波濤高く、風雲急なるもののあることはガラス戶の中からでも感じられるものがあつたのであるが、そしてその積りで本誌の編輯にも微意を拂げたのであつたが、大東亞戰爭の火蓋の切られた十二月八日の曉明を境として、何か異る精神的なものが身內をよぎり、八日以前の出來事は何か遠い過去のごとくに思はれて來たのである。

□ 昨年度より紙の消費節約の方針が漸次强化されて「刑政」も減頁を斷行して來たのであるが、昭和十七年度に於てはこの方針は一層强化さるべく、此のまゝ減頁を續けるときは、二兎を追ふの混亂は窮局に於て「刑政」を無意味の存在たらしめることになるので、本誌を「月刊刑政」と改題して六十頁內外を以て發行し、一方、「刑政」を年四回發行することとして、大巾減頁の實をいたすと共に、正木會長、安藤常務理事の英斷によつて年來の懸案を一擧に解決したのである。

□ 年四回發行する「刑政」は傳統を更に强化して行刑改良のいはゆる中核體としてらしむべく、本誌はその諸研究を絕えず實踐に於て檢討し、つゝ、人の敎育に當る刑務官各位の人格修養を使命とするものである。兩誌は相共に日本行刑の眞摯なる發達を念願するものであつて、決して學問と實際との遊離を齎らすものではない。否、齎らすものであつてはならない。

□ 本誌の改編に當つては司法大臣を初め多方面から絕大なる御聲援を頂いた。なほ每號經濟講話はダイヤモンド社社長石山賢吉氏を煩はし同氏を初めとして同社中の方々に執筆をお願ひし、又外交講話は日本青年外交協會原勝氏林泰氏に執筆をお願ひするとになつた。其の他政治方面に付ても斯界練達堪能の方をお願ひすることにしたく思つてゐる。本誌の意義ある時期の意義ある誕生に意義あらしめることは、一にかゝる御聲援と讀者各位の御協力に俟つの外はない。

（をがは）

定價	
一冊（稅共）	金三十錢
六冊（稅共）	金一圓八十錢
十二冊（稅共）	金三圓六十錢

廣告料

一等一頁	金五十圓
二等一頁	金四十圓
普通一頁	金三十圓

注文規定

●御注文は總て前金のこと
●御送金は郵便爲替ならば司法省郵便局取扱にて拂込のこと、但しなるべく振替を利用せられたし、口座は東京二五〇五九番刑務協會とすること
●御注文の際は必ず送付先明記のこと、從つて轉居の際は新舊住所を御屆け下されたし

明治三十七年二月二十六日第三種郵便物認可
昭和十六年十二月二十八日印刷 納本
昭和十七年一月一日發行

東京市麹町區霞ヶ關一丁目一番地一
編輯兼發行人 大原虎夫

東京市神田區淡路町二丁目九番地
印刷兼配給元 日本出版配給株式會社

東京市麹町區霞ヶ關一丁目一番地一
印刷所 刑務協會印刷所

東京市麹町區霞ヶ關一丁目一番地一
發行所 刑務協會

電話銀座（二三四四）三八二五番
振替口座 東京二五〇五九番地

矯正図書館